

福祉行政報告例
記入要領及び審査要領
(児童福祉関係の一部を除く)

厚生労働省政策統括官

(統計・情報システム管理、労使関係担当)

目 次

I	報告の概要	5
II	報告についての一般的注意事項	11
第14	身体障害者手帳交付台帳登載数（身体障害者福祉法）（年度報）	13
第17	身体障害者更生相談所における処理（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・身体障害者福祉法）（年度報）	17
第18	身体障害者・児の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	21
第18の2	難病患者等の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	25
第18の3	身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	27
第18の4	難病患者等の特例補装具費の支給（購入・修理）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	31
第19	自立支援医療（身体障害者の更生医療）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	35
第21	自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	41
第21の2	自立支援医療における所得区分の状況（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	43
第21の3	市町村における相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	47
第22	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付（児童福祉法・母子保健法）（年度報）	51
第22の2	自立支援医療（身体障害児童の育成医療）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（年度報）	55
第25	障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況（特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律）（月報）	59
第26	特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）（月報）	73
第27	知的障害者更生相談所における処理（知的障害者福祉法）（年度報）	83
第31	療育手帳交付台帳登載数（知的障害者福祉法）（年度報）	87
第32	老人ホーム・在所者（老人福祉法等）（年度報）	91
第33	養護老人ホームの措置人員（4月1日現在）（老人福祉法）（年度報）	97
第34	短期入所生活介護（被措置者分）（老人福祉法）（年度報）	101
第35	老人クラブ・会員数（老人福祉法）（年度報）	103

第36	女性相談支援センター及び女性相談支援員の経路別受付（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律） （年度報）	105
第37	女性相談支援センター及び女性相談支援員の処理状況（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律） （年度報）	109
第38	女性自立支援施設入退所者の状況（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）（年度報）	113
第39	民生委員（児童委員）の推薦状況（民生委員法・児童福祉法）（年度報）	117
第40	民生委員（児童委員）の活動状況（民生委員法・児童福祉法）（年度報）	119
第41	社会福祉法人数・認可件数及び社会福祉連携推進法人数・認定件数（社会福祉法） （年度報）	125
第42	社会福祉法人等に対する指導・監督（社会福祉法等）（年度報）	135
第52	助産施設・母子生活支援施設在所者（児童福祉法）（年度報）	145
第54	保育所・在所者（4月1日現在）（児童福祉法）（年度報）	149
第54の2	幼保連携型認定こども園・在所者（4月1日現在）（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）（年度報）	153
第54の3	保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）（年度報）	157
第61	児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況（児童扶養手当法）（月報）	161
第62	戦傷病者手帳交付台帳掲載数（戦傷病者特別援護法）（年度報）	183
第63	戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者数並びに更生医療給付決定件数（戦傷病者特別援護法）（年度報）	187
第64	戦傷病者の補装具支給及び修理（戦傷病者特別援護法）（年度報）	191
第65	戦傷病者乗車券引換証受給者数（戦傷病者特別援護法）（年度報）	195
第66	給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）（月報）	197
第67	給付の開始・廃止及び変更（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）（年度報）	203
第68	性・年齢階級別被給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）（年度報）	207
第69	医療支援給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）（年度報）	209
第70	介護支援給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）（年度報）	213
第71	世帯の労働力類型別被給付世帯数（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国	

	した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律) (年度報) ……………	217
第72	医療費の審査及び決定 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律) (年度報) ……………	221
第73	医療支援給付実施状況 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律) (年度報) ……………	225

調査担当係

厚生労働省政策統括官付参事官付

行政報告統計室福祉統計係

電話 (代表) 03-5253-1111

(内線) 7553・7554

I 報告の概要

公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であり（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 1 条）、公的統計が安定的に作成等されることは、我が国経済の健全な発展と国民生活の向上に重要な役割を果たすものであり、正確な報告が必要です。

記入要領は、その正確な報告のための注意点をまとめたものです。記入要領では分からない点があれば、当省にお問い合わせください。

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。
- (2) 各報告表の提出については、別表「報告事項、種類及び期限」の「東京都」「道府県」「指定都市」「中核市」欄に掲げるものを報告する。

3 報告の種類及び時期

- (1) 月報（4 表）及び年度報（51 表）とする。
- (2) 報告の時期は、別表「報告事項、種類及び期限」の「報告期限」欄のとおりとする。

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係（こども家庭庁所管）、母子保健関係（こども家庭庁所管）、児童扶養手当関係（こども家庭庁所管）、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に提出する。

6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、福祉行政報告例として公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（<https://www.e-stat.go.jp/>）に掲載する。

別表

報告事項、種類及び期限

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京 都	道府 県	指定 都市	中核 市
第 1	削除						
}	(第1～13までの13表分は削除。)						
第 13	削除						
第 14	身体障害者手帳交付台帳登載数 (身体障害者福祉法)	年度報	翌年度5月末	○	○	○	○
第 15	削除						
第 16	削除						
第 17	身体障害者更生相談所における処理 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律・身体障害者福祉法)	年度報	翌年度5月末	○	○	○	
第 18	身体障害者・児の補装具費の支給(購入・修理・ 借受け・借受け修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○
第18の2	難病患者等の補装具費の支給(購入・修理・借 受け・借受け修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○
第18の3	身体障害者・児の特例補装具費の支給(購入・ 修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○
第18の4	難病患者等の特例補装具費の支給(購入・修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 19	自立支援医療(身体障害者の更生医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 20	削除						
第20の2	削除						
第20の3	削除						
第20の4	削除						
第 21	自立支援医療(精神障害者・児の精神通院医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	年度報	翌年度5月末	○	○	○	
第21の2	自立支援医療における所得区分の状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○
第21の3	市町村における相談支援 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京 都	道府 県	指定 都市	中核 市
第 22	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付 (児童福祉法・母子保健法)	年度報	翌年度 5 月末	○	○	○	○
第22の2	自立支援医療(身体障害児童の育成医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 23	削除						
第23の2	削除						
第 24	削除						
第 25	障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状 況 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び 国民年金法等の一部を改正する法律)	月報	翌月末	○	○		
第 26	特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状 況 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	〃	〃	○	○	○	
第 27	知的障害者更生相談所における処理 (知的障害者福祉法)	年度報	翌年度 5 月末	○	○	○	
第 28	削除						
第 29	削除						
第 30	削除						
第 31	療育手帳交付台帳登載数(知的障害者福祉法)	年度報	翌年度 5 月末	○	○	○	
第 32	老人ホーム・在所者(老人福祉法等)	〃	〃	○	○	○	○
第 33	養護老人ホームの措置人員(4月1日現在) (老人福祉法)	〃	当該年度の 5 月末	○	○	○	○
第 34	短期入所生活介護(被措置者分)(老人福祉法)	〃	翌年度 5 月末	○	○	○	○
第 35	老人クラブ・会員数(老人福祉法)	〃	〃	○	○	○	○
第 36	女性相談支援センター及び女性相談支援員の経 路別受付 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律)	〃	〃	○	○		
第 37	女性相談支援センター及び女性相談支援員の処 理状況 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律)	〃	〃	○	○		
第 38	女性自立支援施設入退所者の状況 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律)	〃	〃	○	○		
第 39	民生委員(児童委員)の推薦状況 (民生委員法・児童福祉法)	〃	〃	○	○	○	○

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京 都	道府 県	指定 都市	中核 市
第 40	民生委員（児童委員）の活動状況 （民生委員法・児童福祉法）	〃	〃	○	○	○	○
第 41	社会福祉法人数・認可件数及び社会福祉連携推 進法人数・認定件数（社会福祉法）	〃	〃	○	○	○	○
第 42	社会福祉法人等に対する指導・監督 （社会福祉法等）	年度報	翌年度 5 月末	○	○	○	○
第 43	児童相談経路別児童受付（児童福祉法）	〃	〃	○ 区	○	○	△
第 44	児童相談種類別児童受付（児童福祉法）	〃	〃	○ 区	○	○	△
第 45	児童相談種類別対応件数（児童福祉法）	〃	〃	○ 区	○	○	△
第 46	児童相談所における措置停止・措置中等の調 査・診断・指導・措置解除 （児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）	〃	〃	○ 区	○	○	△
第 47	一時保護児童（児童福祉法）	〃	〃	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 48	児童相談所における調査・診断及び心理療法・ カウンセリング等（児童福祉法）	〃	〃	○ 区	○	○	△
第 49	児童相談所における養護相談の理由別対応件数 （児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）	〃	〃	○ 区	○	○	△
第49の2	市町村における養護相談の理由別対応件数 （児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）	〃	〃	○ 区	○	○	△
第 50	児童福祉施設・在所者（児童福祉法）	〃	〃	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 51	削除						
第 52	助産施設・母子生活支援施設在所者（児童福祉 法）	年度報	翌年度 5 月末	○	○	○	○
第 53	削除						
第 54	保育所・在所者（4月1日現在）（児童福祉法）	年度報	当該年度の 5 月末	○	○	○	○
第54の2	幼保連携型認定こども園・在所者（4月1日現 在） （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律）	〃	〃	○	○	○	○
第54の3	保育所及び幼保連携型認定こども園における入 退所者の状況 （児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	〃	翌年度 5 月末	○	○	○	○
第 55	削除						
第 56	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリ ーホーム）（児童福祉法）	年度報	翌年度 5 月末	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 57	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリ ーホーム）に委託されている児童（児童福祉法）	〃	〃	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 58	削除						
第 59	削除						

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京 都	道府 県	指定 都市	中核 市
第 60	削除						
第 61	児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 (児童扶養手当法)	月報	翌月末	○	○	○	○
第 62	戦傷病者手帳交付台帳登載数(戦傷病者特別援 護法)	年度報	翌年度5月末	○	○		
第 63	戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療 養手当受給者数並びに更生医療給付決定件数 (戦傷病者特別援護法)	年度報	翌年度5月末	○	○		
第 64	戦傷病者の補装具支給及び修理(戦傷病者特別 援護法)	〃	〃	○	○		
第 65	戦傷病者乗車券引換証受給者数(戦傷病者特別 援護法)	〃	〃	○	○		
第 66	給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	月報	翌月末	○	○	○	○
第 67	給付の開始・廃止及び変更 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	年度報	翌年度5月末	○	○	○	○
第 68	性・年齢階級別被給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 69	医療支援給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 70	介護支援給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 71	世帯の労働力類型別被給付世帯数 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 72	医療費の審査及び決定 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 73	医療支援給付実施状況 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律)	〃	〃	○	○	○	○
第 74	削除						

【各欄のマークについて】

マーク	報告の仕方
○	該当の報告表を報告する。
△	児童相談所を設置する中核市のみ報告する。

区	児童相談所を設置する特別区毎に報告する。
児	児童相談所毎にも報告する。

Ⅱ 報告についての一般的注意事項

- 1 各報告表は、定められた期限までに厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室福祉統計係に提出してください。

報告表は、政府共通NW/LGWAN掲示板システム掲載の電子報告表「福祉行政報告例エクセルシート」を用い、「福祉行政報告例エクセルシート（電子報告表）記入マニュアル」に従い作成し、メール送信してください。

- 2 各報告表は控えを作成し、都道府県、指定都市及び中核市において保存してください。
(特別区、児童相談所別にも報告する報告表については、特別区、児童相談所においても保存してください。)

- 3 福祉事務所又は各種相談所等（以下「各機関」という。）の報告に基づいて作成する報告表は、各機関からの報告に漏れがないか確認し、内容についても審査を行ってください。

- 4 1表内の全項目にわたって計上数がないときは、報告表の注記欄に、「該当なし」と記載してください。

- 5 作業用のファイルから、報告表のエクセルファイルに数値を貼り付ける場合は、数式ではなく、値を貼り付けてください。また貼り付けた値が整数であることを確認してください。（表示上整数であっても、セルを指定した際に小数の場合がありますので確認をお願い致します。特に金額欄で円単位から千円単位に変更したものは注意願います。）

- 6 報告表に「計」欄があるときは電子報告表で自動計算が行われる場合でも、都道府県、指定都市及び中核市において、必ず積算を行うとともに、全項目にわたって、数値が前月（前年度）分報告と比較して著しい増減があるときは、その理由を注記欄に記載してください。

- 7 提出済みの報告表に訂正の必要が生じたときは、速やかに訂正報告を提出してください。

報告表の右上欄外のプルダウンより訂正回数を選択し、訂正すべき数字を上書きしメール本文に訂正報告であること（月報については訂正月も）が分かるように記載してください。

第14 身体障害者手帳交付台帳登載数
(身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		総 数		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
視 覚 障 害	18歳未満 (01)														
	18歳以上 (02)														
(再掲)糖尿病を 主原因とするもの	18歳未満 (03)														
	18歳以上 (04)														
聴覚・平衡機能障害	18歳未満 (05)														
	18歳以上 (06)														
聴 覚	18歳未満 (07)														
	18歳以上 (08)														
平 衡 機 能	18歳未満 (09)														
	18歳以上 (10)														
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害	18歳未満 (11)														
	18歳以上 (12)														
肢 体 不 自 由	18歳未満 (13)														
	18歳以上 (14)														
上 肢	18歳未満 (15)														
	18歳以上 (16)														
下 肢	18歳未満 (17)														
	18歳以上 (18)														
体 幹	18歳未満 (19)														
	18歳以上 (20)														
運 動 機 能 障 害	18歳未満 (21)														
	18歳以上 (22)														
上 肢 機 能	18歳未満 (23)														
	18歳以上 (24)														
移 動 機 能	18歳未満 (25)														
	18歳以上 (26)														
内 部 障 害	18歳未満 (27)														
	18歳以上 (28)														
心 臓 機 能 障 害	18歳未満 (29)														
	18歳以上 (30)														
じん臓機能障害	18歳未満 (31)														
	18歳以上 (32)														
呼吸器機能障害	18歳未満 (33)														
	18歳以上 (34)														
ぼうこう・ 直腸機能障害	18歳未満 (35)														
	18歳以上 (36)														
小腸機能障害	18歳未満 (37)														
	18歳以上 (38)														
免疫機能障害	18歳未満 (39)														
	18歳以上 (40)														
肝臓機能障害	18歳未満 (41)														
	18歳以上 (42)														
計	18歳未満 (43)														
	18歳以上 (44)														

この表は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）により本年度中に新たに身体障害者手帳の交付を受けた者と、本年度末現在において身体障害者手帳の交付を受けている者の級別数を障害の種類、年齢区分別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市又は中核市に備え付けられている身体障害者手帳交付台帳の記載内容に基づいて計上すること。

表 頭	
総数、1級～6級 (年度末現在) (1) (3) (5) (7) (9) (11) (13)	本年度末現在において、すべての身体障害者手帳を所持している者の数を計上すること。 補 転入及び転出した者については、身体障害者手帳交付台帳に記載されている都道府県市で計上すること。
新規交付 (年度中) (2) (4) (6) (8) (10) (12) (14)	法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を新規交付した件数を身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号の級別により区分して計上すること。 ただし、過年度に新規交付を受け本年度中に再交付を受けた者の数は計上しないこと。 補1 本年度に新規交付を受け、年度中に等級の変更や障害の追加等による再交付を受けた者については、再交付後の等級・障害の新規交付に計上すること。 補2 2つ以上の障害が重複する者については、身体障害者認定基準に定める合計指数に応じた等級を記載すること。 *条文 15頁参照
表 側 障害の区分	1 施行規則別表第5号の区分により計上すること。 2 2つ以上の障害が重複する者については、主たる障害のみを計上し、2欄以上に重複しないこと。 補 上肢6級、下肢5級の場合は級優先により「下肢5級」 上肢、下肢で同級の場合は上段優先により「上肢」 3 視覚障害については、再掲で「糖尿病を主原因とするもの」を計上すること。
18歳未満 18歳以上	年齢区分は、表頭の各欄の事項を処理した時の満年齢により計上すること。

審査要領

- 「総数、1級～6級(年度末現在)」「新規交付(年度中)」の障害種類別各欄
 「総数(1)」＝「1級(3)」＋「2級(5)」＋「3級(7)」＋「4級(9)」＋「5級(11)」＋「6級(13)」
 「総数(2)」＝「1級(4)」＋「2級(6)」＋「3級(8)」＋「4級(10)」＋「5級(12)」＋「6級(14)」

- 2 「新規交付(年度中)」の欄「総数(2)」から「6級(4)」までは、「18歳未満」「18歳以上」ごとに「視覚障害」≧「(再掲)糖尿病を主原因とするもの」
- 3 「新規交付(年度中)」が「総数、1級～6級(年度末現在)」より大きい場合は、その理由を注記欄に記入すること。

参照条文

身体障害者福祉法（抄）（昭和24年法律第283号）

（身体障害者手帳）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

- ④ 都道府県知事は、第1項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

（身体障害者手帳の返還）

第16条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

身体障害者福祉法施行令（抄）（昭和25年政令第78号）

（身体障害者手帳交付台帳）

第9条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

- ② 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（次の各号に掲げるときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 1 法第18条第2項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第6項の主務省令で定める施設又は同条第11項に規定する障害者支援施設に入所したとき。

- 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設又は同法第30条第1項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所したとき。

- 3 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所したとき。
- 4 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により入所措置が採られて同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所したとき。
- ③ 前項の規定による届出があったときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき(法第18条第2項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。)は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- ⑤ 前項の規定による届出があったときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- ⑦ 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。
 - 1 法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。
 - 2 法第16条第2項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき。
 - 3 前項の規定による通知を受けたとき。

(身体障害者手帳の再交付)

- 第10条** 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。
- ② 前項の申請(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者からの申請を除く。)については、第4条の規定を準用する。
 - ③ 都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。

第17 身体障害者更生相談所における処理

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・
身体障害者福祉法)

都道府県 名
指定都市
令和 年度分報告

	取扱 実人員	相 談 内 容								判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数					
		自立支 援医療 (更生医療)	補装具	身 体 障 害 者 手 帳	職 業	施 設	生 活	そ の 他	計	医学的 判 定	心理学 的判定	職能的 判 定	そ の 他 の判定	計	自立支 援医療 (更生医療)	補装具	身 体 障 害 者 手 帳	障 害 者 支 援 区 分	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
来所 (01)																				
巡回 (02)																				

この表は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）により、本年度中に身体障害者更生相談所が行った満18歳以上の身体に障害を有する者の福祉に関する相談、判定の内容及び判定書等の交付件数について計上するものである。

記入要領

この表は、身体障害者更生相談所に備え付けられている相談記録票等の記載内容に基づいて計上すること。

表 頭

取扱実人員(1)	1 相談に応じ、又は判定を行った者について、月毎の実人員の合計数を計上すること。 2 法にいう身体障害者でないと判定された者も含めて計上すること。
相談内容 判定内容	1 相談内容及び判定内容は、相談記録票又は判定書の内容に基づいて区分するものであり、相談者の主訴事項によるものではないこと。 2 「取扱実人員(1)」に計上した者の月毎の相談件数、判定・診断件数を相談内容、判定内容によりそれぞれの該当欄に計上すること。 3 相談内容及び判定内容が2欄以上に該当する場合は、該当する欄ごとにそれぞれ計上すること。
自立支援医療 (更生医療)(2)	自立支援医療（更生医療）の要否の判定等医療に関する相談について計上すること。
補装具(3)	補装具の購入、修理、借受け又は借受け修理に関する相談について計上すること。
身体障害者 手帳 (4)	身体障害者手帳の交付等に関する相談について計上すること。
職 業(5)	就職相談又は職業安定所等への紹介の相談について計上すること。
施 設(6)	盲人ホーム、障害者職業能力開発校、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等への入所、利用、又は紹介等に関する相談について計上すること。

生活(7)	生活保護法の適用、生活福祉資金の貸付、所得税の障害者控除等、生活に関する相談について計上すること。
その他(8)	(2)～(7)のいずれにも該当しない相談について計上すること。
医学的判定(10)	原(傷)病名・機能障害の現況の把握、自立支援医療(更生医療)の要否及び補装具の購入、修理、借受け又は借受け修理についての医学的判定を行ったものについて計上すること。
心理学的判定(11)	心理学的諸検査等に基づき心理学的判定を行ったものについて計上すること。
職能的判定(12)	動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったものについて計上すること。
その他の判定(13)	(10)～(12)のいずれにも該当しない判定について計上すること。
判定書等交付件数	市町村等に判定書等を交付した件数を計上すること。 補 「相談内容」及び「判定内容」の件数にかかわらず、判定書1枚につき1件として計上すること。
自立支援医療(更生医療)(15)	自立支援医療(更生医療)の要否に関する判定書交付の件数について計上すること。
補装具(16)	補装具の購入、修理、借受け又は借受け修理に関する判定書交付の件数について計上すること。
身体障害者手帳(17)	身体障害者手帳の交付等に関する判定書交付の件数について計上すること。
障害支援区分(18)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する介護給付、訓練等給付の支給決定又は障害支援区分に関する意見書(判定書)交付の件数について計上すること。
その他(19)	(15)～(18)のいずれにも該当しない判定書交付の件数について計上すること。
表 側	
来 所(01)	身体障害者更生相談所において行った相談及び判定について計上すること。 補 来所をせず書面をもって行った場合も計上すること。
巡 回(02)	巡回、訪問による相談及び判定について計上すること。

審査要領

- 1 「取扱実人員(1)」 ≤ 「相談内容の計(9)」 + 「判定内容の計(14)」
- 2 「判定書等交付件数の計(20)」 ≤ 「相談内容の計(9)」 + 「判定内容の計(14)」

参照条文

身体障害者福祉法（抄）（昭和24年法律第283号）

（連絡調整等の実施者）

第10条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ハ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
 - ニ 必要に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の援護の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

（更生相談所）

第11条 都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

- ② 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（第18条第2項の措置に係るものに限る。）及び前条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項、第26条第1項、第51条の7第2項及び第3項、第51条の11、第74条並びに第76条第3項に規定する業務を行うものとする。
- ③ 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。

ただし、四捨五入の結果、金額が0千円になる場合は1千円として計上すること。

「計(55)」欄には、表側(01)～(54)の各欄に千円単位で計上した額を積み上げた額を計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各市町村又は各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各市町村又は各所からの報告は円単位で報告されているかを確認すること。

一般的事項

- 1 身体障害者・児とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する身体に障害のある児童である。
- 2 基準の補装具費の支給については、表側の(01)～(54)の項目のいずれかに記入すること。
- 3 決定と支払で年度が異なる場合は、決定年度に件数と金額を計上すること。

表 頭

購 入

申 請 件 数(1)

市町村において受理した基準の補装具費の支給に係る申請書の件数を計上するものであって、実人員を計上するものではないこと。

1枚の申請書で種目（名称）又は型式が異なる基準の補装具費の支給申請があった場合には、種目、型式別に計上すること。

補 1枚の申請書で常用下腿義足と作業用下腿義足の申請があった場合、名称は同じであるが、型式が異なるので2件として計上すること。

(1) 次のような場合には、あわせて1件として計上すること。

① 付属品として装具を購入する場合

例えば、長下肢装具の付属品として仙腸装具を同時に購入する場合

② 告示に示されている付属品を装備して同時に購入する場合

(2) 次のような場合には、2件として計上すること。

① 義肢・装具で同一種目（名称）、型式のものを左右同時に購入する場合

② 歩行補助つえを左右同時に購入する場合

③ コンタクトレンズ、補聴器、義眼を左右同時に購入する場合

決 定 件 数(2)

市町村において基準の補装具費の支給を決定した件数を計上すること。

補 1 基準の補装具費の支給が決定されたのち、本人の死亡等のため基準の補装具費の請求がなかった場合は計上しないこと。

補 2 「申請件数(1)」より「決定件数(2)」が大きいときは、その理由を注記欄に記載すること。

金 額

法第76条第2項の規定により基準の補装具の購入に通常要する費用を計上すること。

補 金額に計上がある場合には、「決定件数(2)」にも計上があること。

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額 (3)</p>	<p>法第76条第2項の規定により国庫負担の対象となるもので、市町村が支弁すべき公費負担額を計上すること。(100分の90に相当する額)</p> <p>※条文 33頁参照</p>
<p>自己負担額 (4)</p>	<p>法第76条第2項の規定により利用者が負担すべき額を計上すること。(100分の10に相当する額)</p> <p>補 自治体独自の助成については、こちらに計上すること。</p> <p>※条文 33頁参照</p>
<p>修理 申請件数(5)</p>	<p>「申請件数(1)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>補1 断端袋については一括購入することが認められているが、申請1回につき1件とすること。</p> <p>補2 人工内耳を、左右同時に修理する場合は、2件として計上すること。</p>
<p>決定件数(6) 金額 (7) (8)</p>	<p>「決定件数(2)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>「金額(3)(4)」の取扱いに準じて計上すること。</p>
<p>借受け 判定件数(9)</p>	<p>借受けの判定をおこなった件数を計上すること。</p> <p>補 借受けの判定の前に基準の補装具費の支給に係る申請書を受理しているため、購入の「申請件数(1)」にも計上が必要である。</p>
<p>決定件数(10) 金額 (11) (12)</p>	<p>「決定件数(2)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>「金額(3)(4)」の取扱いに準じて計上すること。</p>
<p>借受け修理 判定件数(13)</p>	<p>補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日障発0323第31号障害保健福祉部長通知の別添）第2の（7）のなお書きにより借受けに係る補装具費にその修理に要する費用を加えて算定した場合はここに計上すること。</p> <p>借受け期間中における通常の使用の範囲内での故障で補装具費の支給が必要と判断した件数を計上すること。</p>
<p>決定件数(14) 金額 (15) (16)</p>	<p>「決定件数(2)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>「金額(3)(4)」の取扱いに準じて計上すること。なお、加算した金額のみ記載を</p>

表 側

種目・型式等の
区分(01)～(54)

すること。

補 借受けに要した金額は借受けに計上し、借受け修理に要した金額は借受け修理に計上すること。

法第5条第25項により主務大臣が定めるものによること。

※条文 33頁参照

表側(01)～(54)の項目には「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚労省告示第528号)の別表の規定による、基準の補装具として支給したものを計上すること。

審査要領

- 1 「購入」の「決定件数(2)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(3)」又は「自己負担額(4)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 2 「修理」の「決定件数(6)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(7)」又は「自己負担額(8)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 3 「借受け」の「決定件数(10)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(11)」又は「自己負担額(12)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 4 「借受け修理」の「決定件数(14)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(15)」又は「自己負担額(16)」のいずれかに金額が計上されていること。

ただし、四捨五入の結果、金額が0千円になる場合は1千円として計上すること。

「計(55)」欄には、表側(01)～(54)の各欄に千円単位で計上した額を積み上げた額を計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各市町村又は各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各市町村又は各所からの報告は円単位で報告されているかを確認すること。

一般的事項

- 1 難病患者等とは、法第4条第1項に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」である。難病患者等に該当する者・児であっても、身体障害者手帳の交付を受けていれば、「第18 身体障害者・児の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）」に計上する。（手帳交付の障害以外の補装具費の場合も同様）
- 2 基準の補装具費の支給については、表側の(01)～(54)の項目のいずれかに記入すること。
- 3 決定と支払の年度が異なる場合は、決定年度に件数と金額を計上すること。

表 頭	「第18 身体障害者・児の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）」
表 側	

審査要領

- 1 「購入」の「決定件数(2)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(3)」又は「自己負担額(4)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 2 「修理」の「決定件数(6)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(7)」又は「自己負担額(8)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 3 「借受け」の「決定件数(10)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(11)」又は「自己負担額(12)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 4 「借受け修理」の「決定件数(14)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(15)」又は「自己負担額(16)」のいずれかに金額が計上されていること。

第18の3 身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		購 入				修 理				
		申 請 件 数	決 定 件 数	金 額 障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 公費負担額 (千円) (3)	自 己 負 担 額 (千円) (4)	申 請 件 数	決 定 件 数	金 額 障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 公費負担額 (千円) (7)	自 己 負 担 額 (千円) (8)	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
義 肢	義 手 (01)									
	義 足 (02)									
	装 具	下 肢 (03)								
		靴 型 (04)								
		体 幹 (05)								
		上 肢 (06)								
座 位 保 持 装 具	姿 勢 保 持 機 能 付 子 座 車 (07)									
	姿 勢 保 持 機 能 付 子 座 車 (08)									
	そ の 他 (09)									
視 覚 障 害 者 安 全 つ え (10)										
義 眼	レ デ イ メ イ ド (11)									
	オ ー ガー メ イ ド (12)									
	そ の 他 (13)									
眼 鏡	矯 正 用 (14)									
	遮 光 用 (15)									
	コ ン タ ク ト レ ン ズ (16)									
	弱 視 用 (17)									
補 聴 器	そ の 他 (18)									
	高 度 難 聴 用 型 (19)									
	高 度 難 聴 用 型 (20)									
	高 度 難 聴 用 型 (21)									
	高 度 難 聴 用 型 (22)									
	高 度 難 聴 用 型 (22)									
	耳 あな型 (レディメイド) (23)									
	耳 あな型 (オーダーメイド) (24)									
	骨 導 式 ポ ケ ッ ト 型 (25)									
	骨 導 式 眼 鏡 型 (26)									
そ の 他 (27)										
人 工 内 耳	人 工 内 耳 用 音 声 装 置 (28)									
	普 通 型 (29)									
車 椅子	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 普 通 型 (30)									
	テ ィ ル ト 式 普 通 型 (31)									
	リ ク ラ イ ニ ン グ ・ テ ィ ル ト 式 普 通 型 (32)									
	手 動 リ フ ト 式 普 通 型 (33)									
	前 方 大 車 輪 型 (34)									
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 (35)									
	前 方 大 車 輪 型 (35)									
	片 手 駆 動 型 (36)									
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 (37)									
	片 手 駆 動 型 (37)									
	レ バ ー 駆 動 型 (38)									
	手 押 し 型 (39)									
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 (40)									
	手 押 し 型 (40)									
テ ィ ル ト 式 手 押 し 型 (41)										
リ ク ラ イ ニ ン グ ・ テ ィ ル ト 式 手 押 し 型 (42)										
そ の 他 (43)										
電 車 椅子	普 通 型 (4.5km/h) (44)									
	普 通 型 (6km/h) (45)									
	簡 易 型 (46)									
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 普 通 型 (47)									
	電 動 リ ク ラ イ ニ ン グ 式 普 通 型 (48)									
	電 動 リ フ ト 式 普 通 型 (49)									
	電 動 テ ィ ル ト 式 普 通 型 (50)									
	電 動 リ ク ラ イ ニ ン グ ・ テ ィ ル ト 式 普 通 型 (51)									
	そ の 他 (52)									
	座 位 保 持 椅 子 (53)									
起 立 保 持 具 (54)										
歩 行 器 (55)										
頸 部 保 持 具 (56)										
排 便 補 助 具 (57)										
歩 行 補 助 つ え (58)										
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置 (59)										
計 (60)										

この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）により、身体障害者・児に対して本年度中に行った特例補装具に係る補装具費の支給の申請並びに決定の状況について、補装具の種目別に計上するものである。

記入要領

この表は、市町村に備え付けられている補装具費の支給に係る決定簿の記載内容に基づいて計上すること。

金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額が0千円になる場合は1千円として計上すること。

「計(60)」欄には、表側(01)～(59)の各欄に千円単位で計上した額を積み上げた額を計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各市町村又は各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各市町村又は各所からの報告は円単位で報告されているかを確認すること。

一般的事項

- 1 身体障害者・児とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する身体に障害のある児童である。
- 2 特例補装具に係る補装具費の支給については、表側の(01)～(59)の項目のいずれかに記入すること。
- 3 決定と支払の年度が異なる場合は、決定年度に件数と金額を計上すること。

表 頭

購 入
申 請 件 数(1)

市町村において受理した特例補装具に係る補装具費の支給に係る申請書の件数を計上するものであって、実人員を計上するものではないこと。

1枚の申請書で種目（名称）又は型式が異なる特例補装具に係る補装具費の支給申請があった場合には、種目、型式別に計上すること。

補 1枚の申請書で常用下腿義足と作業用下腿義足の申請があった場合、名称は同じであるが、型式が異なるので2件として計上すること。

(1) 次のような場合には、あわせて1件として計上すること。

① 付属品として装具を購入する場合

例えば、長下肢装具の付属品として仙腸装具を同時に購入する場合

② 告示に示されている付属品を装備して同時に購入する場合

(2) 次のような場合には、2件として計上すること。

決定件数(2)	<p>① 義肢・装具で同一種目（名称）、型式のものを左右同時に購入する場合</p> <p>② 歩行補助つえを左右同時に購入する場合</p> <p>③ コンタクトレンズ、補聴器、義眼を左右同時に購入する場合</p> <p>市町村において特例補装具に係る補装具費の支給を決定した件数を計上すること。</p>
金額	<p>補1 特例補装具に係る補装具費の支給が決定されたのち、本人の死亡等のため特例補装具に係る補装具費の請求がなかった場合は計上しないこと。</p> <p>補2 「申請件数(1)」より「決定件数(2)」が大きいときは、その理由を注記欄に記載すること。</p> <p>法第76条第2項の規定により特例補装具に係る補装具の購入に通常要する費用を計上すること。</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額 (3)	<p>補 金額に計上がある場合には、「決定件数(2)」にも計上があること。</p> <p>法第76条第2項の規定により国庫負担の対象となるもので、市町村が支弁すべき公費負担額を計上すること。(100分の90に相当する額)</p> <p>※条文 33頁参照</p>
自己負担額 (4)	<p>法第76条第2項の規定により利用者が負担すべき額を計上すること。(100分の10に相当する額)</p> <p>補 自治体独自の助成についてはこちらに計上すること。</p> <p>※条文 33頁参照</p>
修理 申請件数(5)	<p>「申請件数(1)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>補1 断端袋については一括購入することが認められているが、申請1回につき1件とすること。</p> <p>補2 人工内耳を、左右同時に修理する場合は、2件として計上すること。</p>
決定件数(6) 金額 (7) (8)	<p>「決定件数(2)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>「金額(3)(4)」の取扱いに準じて計上すること。</p>
表 側 種目・型式等の区分 (01)～(59)	<p>法第5条第25項により主務大臣が定めるものによること。</p> <p>※条文 33頁参照</p> <p>表側(01)～(59)の項目には「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚労省告示第528号)の別表の規定によること</p>

ができず、特例補装具として支給したものを計上すること。

審査要領

- 1 「購入」の「決定件数(2)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(3)」又は「自己負担額(4)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 2 「修理」の「決定件数(6)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(7)」又は「自己負担額(8)」のいずれかに金額が計上されていること。

第18の4 難病患者等の特例補装具費の支給（購入・修理）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		購 入				修 理			
		申請件数	決定件数	金 額		申請件数	決定件数	金 額	
				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額 (千円) (3)	自己負担額 (千円) (4)			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額 (千円) (7)	自己負担額 (千円) (8)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
義 肢	義 手 (01)								
	義 足 (02)								
装 具	下 肢 (03)								
	靴 型 (04)								
	体 幹 (05)								
	上 肢 (06)								
座 位 保 持 装 置	姿勢保持機能付子 (07)								
	姿勢保持機能付子 (08)								
	電動車椅子 (09)								
	その他 (09)								
視 覚 障 害 者 安 全 つ え (10)									
義 眼	レ デ イ メ イ ド (11)								
	オ ー ダ ー メ イ ド (12)								
	そ の 他 (13)								
眼 鏡	矯 正 用 (14)								
	遮 光 用 (15)								
	コ ン タ ク ト レ ン ズ (16)								
	弱 視 用 (17)								
	そ の 他 (18)								
補 聴 器	高 度 難 聴 用 型 (19)								
	高 度 難 聴 用 型 (20)								
	耳 かけ 型 (21)								
	重 度 難 聴 用 型 (22)								
	耳 かけ 型 (22)								
	耳あな型 (レディメイド) (23)								
	耳あな型 (オーダーメイド) (24)								
骨 導 式 ポ ケ ッ ト 型 (25)									
骨 導 式 眼 鏡 型 (26)									
そ の 他 (27)									
人工内耳	人 工 内 耳 用 音 声 装 置 (28)								
車 椅 子	普 通 型 (29)								
	リクライニング式普通型 (30)								
	テイルト式普通型 (31)								
	リクライニング・テイルト式普通型 (32)								
	手動リフト式普通型 (33)								
	前 方 大 車 輪 型 (34)								
	リクライニング式前 方 大 車 輪 型 (35)								
	片 手 駆 動 型 (36)								
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 片 手 駆 動 型 (37)								
	レ バ ー 駆 動 型 (38)								
	手 押 し 型 (39)								
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 手 押 し 型 (40)								
	テイルト式手押し型 (41)								
	リクライニング・テイルト式手押し型 (42)								
	そ の 他 (43)								
電 車 椅 子	普 通 型 (4.5km/h) (44)								
	普 通 型 (6km/h) (45)								
	簡 易 型 (46)								
	リクライニング式普通型 (47)								
	電動リクライニング式普通型 (48)								
	電動リフト式普通型 (49)								
	電動テイルト式普通型 (50)								
電動リクライニング・テイルト式普通型 (51)									
そ の 他 (52)									
座 位 保 持 椅 子 (53)									
起 立 保 持 具 (54)									
歩 行 器 (55)									
頸 部 保 持 具 (56)									
排 便 補 助 具 (57)									
歩 行 補 助 つ え (58)									
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置 (59)									
計 (60)									

この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）により、難病患者等に対して本年度中に行った特例補装具に係る補装具費の支給の申請並びに決定の状況について、補装具の種目別に計上するものである。

記入要領

この表は、市町村に備え付けられている補装具費の支給に係る決定簿の記載内容に基づいて計上すること。

金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額が0千円になる場合は1千円として計上すること。

「計(60)」欄には、表側(01)～(59)の各欄に千円単位で計上した額を積み上げた額を計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各市町村又は各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各市町村又は各所からの報告は円単位で報告されているかを確認すること。

一般的事項

- 1 難病患者等とは、法第4条第1項に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」である。難病患者等に該当する者・児であっても、身体障害者手帳の交付を受けていれば、「第18の3 身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）」に計上する。
- 2 特例補装具に係る補装具費の支給については、表側の(01)～(59)の項目のいずれかに記入すること。
- 3 決定と支払の年度が異なる場合は、決定年度に件数と金額を計上すること。

表 頭
表 側

「第18の3 身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）」の取扱いに準じて計上すること。

審査要領

- 1 「購入」の「決定件数(2)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(3)」又は「自己負担額(4)」のいずれかに金額が計上されていること。
- 2 「修理」の「決定件数(6)」に数が計上されているときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による公費負担額(7)」又は「自己負担額(8)」のいずれかに金額が計上されていること。

参照条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）（平成17年法律第123号）

（定義）

第5条第25項

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

（補装具費の支給）

第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として主務省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

- ② 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。
- ③ 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- ④ 第19条第2項から第5項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- ⑤ 主務大臣は、第2項の規定により主務大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- ⑥ 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（抄）

平成18年9月29日（厚生労働省告示第528号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第25項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。

3～5 略

別表 略

第19 自立支援医療（身体障害者の更生医療）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		支給認定 申請件数 (1)	支給認定件数 (2)	支 払 決 定				レセプト件数		支払決定 実人員 (10)	
				公費負担額 (千円)		社会保険負担額 (千円) (5)	長寿医療（後期 高齢者医療）負担額 (千円) (6)	自己負担額 (千円) (7)	医科 (8)		調剤 (9)
				医科 (3)	調剤 (4)						
入 院	視 覚 障 害 (01)										
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 (02)										
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 (03)										
	肢 体 不 自 由 (04)										
	内 臓 障 害	心 臓 (05)									
		腎 臓 (06)									
		小 腸 (07)									
		肝 臓 (08)									
	免 疫 機 能 障 害 (09)										
	計 (10)										
入 院 外	視 覚 障 害 (11)										
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 (12)										
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 (13)										
	肢 体 不 自 由 (14)										
	内 臓 障 害	心 臓 (15)									
		腎 臓 (16)									
		小 腸 (17)									
		肝 臓 (18)									
	免 疫 機 能 障 害 (19)										
	計 (20)										
訪 問 看 護 （ 老 人 含 む ） (21)											

この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による身体障害者に対する更生医療について本年度中（診療の対象期間は、前年度3月1日診療分から当該年度2月末日診療分まで）の支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数、支払決定実人員を入院、入院外、訪問看護（老人含む）及び障害の種類別に計上するものである。

記入要領

この表は、市町村で管理している自立支援医療受給者証交付台帳、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より送付された各法分診療報酬等請求内訳書等の記載内容に基づいて計上すること。

金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額が0千円になる場合は1千円として計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各所からの報告は円単位で報告されているかを確認すること。

一般的事項

1 診療報酬請求額を知事決定した後、当該決定の内容に過誤があることを発見し、本年度中（診療の対象期間は、前年度3月1日診療分から当該年度2月末日診療分まで）に再決定しなかった場合は、そのまま計上すること。

また、翌年度以降再び知事決定した場合は、支給認定件数には計上せず、再決定が当初決定の金額に比べて増額であればその差額を加え、減額であればその差額を減じて計上し、支払決定実人員にも計上すること。

2 同一年度に再決定した場合は、再決定した内容により計上すること。

3 更生医療において、本年度中に同一障害者が、

- ア 2つ以上の障害により入院もしくは通院をした場合→入院もしくは入院外の各々の障害別の欄
- イ 入院と通院、通院と訪問看護（老人含む）等を重複した場合→入院、入院外及び訪問看護（老人含む）の各々の欄へ支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数、支払決定実人員を計上すること。

補 上記アにおいて、支払決定が障害別に区分できない場合、入院もしくは入院外の支払を決定した障害により支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数、支払決定実人員を計上すること。

表 頭

支給認定申請件数
(1)

法第53条の規定により市町村に申請された自立支援医療費（更生）支給認定申請書の件数を計上すること。

補 新規認定分及び再認定分の支給認定申請件数を計上すること。

※条文 38頁参照

支給認定件数(2)

法第54条の規定により更生医療の支給を認定したものについて、その件数を計上すること。

補1 新規認定分及び再認定分の支給認定件数を計上すること。

補2 人工透析等長期疾患の患者も新規認定分及び再認定ともに「支給認定申請件数(1)」、「支給認定件数(2)」に計上すること。

補3 「支給認定申請件数(1)」より「支給認定件数(2)」が大きいときは、その理由を注記欄に記載すること。

補4 「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の「更生医療(02)」支給認定件数と乖離がある場合は理由を注記欄に記載すること。

※条文 38頁参照

支 払 決 定	診療報酬等請求内訳等に記載された決定内容に基づいて計上すること。
	<p>補 1 診療報酬請求額が決定された日の属する年度に計上すること。</p>
	<p>補 2 過年度の請求遅れによる新規請求分は計上しないこと。</p>
公費負担額 医科(3) 調剤(4)	<p>法第58条の規定により、市町村が支給することを決定した額を医科・調剤別に計上すること。なお、「訪問看護（老人含む）」については、「医科」に計上すること。 ※条文 38頁参照</p>
社会保険負担額 (5)	<p>社会保険各法による負担額（ただし、「長寿医療（後期高齢者医療）負担額(6)」を除く。）を計上すること。</p> <p>補 法第7条で定める給付又は事業の対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第2条の表の上欄に挙げるものを計上すること。</p> <p>※条文 38頁参照</p>
長寿医療（後期 高齢者医療）負 担額 (6)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による負担額を計上すること。</p>
自己負担額(7)	<p>本人等が負担すべき額を計上すること。</p> <p>補 自治体独自の助成については、こちらに計上すること。</p>
レセプト件数 医科(8) 調剤(9)	<p>社会保険診療報酬支払基金等からの診療報酬等請求内訳により、医科・調剤別に計上すること。なお、「訪問看護（老人含む）」については、「医科」に計上すること。</p>
支払決定実人員 (10)	<p>本年度中に支払いを決定した実人員を計上すること。</p> <p>補 1 同一障害者にかかる同一給付について、2回以上支払いを決定した場合でも「1」と計上すること。</p> <p>補 2 前年度より継続して人工透析療法等を行っている障害者については「1」と計上すること。</p>
表 側	
入 院 (01)～(10)	<p>本年度中に入院による医療のため、自立支援医療費（更生）支給認定申請書の受理、支給認定及び支払決定を行った者の数を障害別に計上すること。</p>
入 院 外 (11)～(20)	<p>本年度中に通院による医療のため、自立支援医療費（更生）支給認定申請書の受理、支給認定及び支払決定を行った者の数を障害別に計上すること。</p> <p>補 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の18に定める障害により計上すること。</p>

訪問看護（老人含む）(21)

本年度中に訪問看護（老人含む）のため、自立支援医療費（更生）支給認定申請書の受理、支給認定及び支払決定を行った者の数を計上すること。

審査要領

- 1 「支払決定(3)、(4)、(5)、(6)、(7)」のいずれかに金額が計上されているときは、「支払決定実人員(10)」にも数が計上されていること。
- 2 「支給認定申請件数(1)」より「支給認定件数(2)」が大きい場合は、その理由を注記欄に記載すること。

参照条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）（平成17年法律第123号）

第5条第24項 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

第7条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国または地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第53条第1項 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。

第54条第1項 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

第58条第1項 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抄）（平成18年政令第10号）

（法第7条の政令で定める給付等）

第2条 法第7条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

(上 欄)	(下欄)
健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	
船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	
労働基準法（昭和22年法律第49号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付	
船員法（昭和22年法律第100号）の規定による療養補償	
災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和22年政令第125号）の規定による療養扶助金に限る。）	
消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定による療養補償に限る。）	
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
水防法（昭和24年法律第193号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による療養補償	受
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）の規定による療養給付	け
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）の規定による療養給付	る
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の規定による療養補償	こ
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号）の規定による療養給付	と
国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	が
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	で
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	き
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	給
地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による療養補償	付
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費	
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相	

当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)	
労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付	受けることができる給付 (介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。)
消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。)	
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護補償	
証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付	
災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。)	
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）第八条の規定による介護料	
地方公務員災害補償法の規定による介護補償	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。)	
(上 欄)	(下 欄)
介護保険法の規定による地域支援事業（第1号事業に限る。)	利用することができる事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）

(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

(令第1条の2第2号に規定する厚生労働省令で定める身体障害)

第6条の18 令第1条の2第2号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであって、確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のものに限る。）とする。

- 1 視覚障害
- 2 聴覚又は平衡機能の障害
- 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 4 肢体不自由
- 5 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)
- 6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)

第21 自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

都道府県 名
 指定都市
 令和 年度分報告

	支給認定申請件数 (1)	支給認定件数 (2)	支 払 決 定					レセプト件数	
			公費負担額(千円)		社会保険負担額 (千円) (5)	長寿医療(後期高 齢者医療) 負担額(千円) (6)	自己負担額 (千円) (7)	医 科 (8)	調 剤 (9)
			医 科 (3)	調 剤 (4)					
自立支援医療 (01)									

この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による精神障害者・児の精神通院医療について、本年度中（診療の対象期間は、前年度3月1日診療分から当該年度2月末日診療分まで）の支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数を計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県及び指定都市で管理している自立支援医療受給者証交付台帳、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より送付された各法分診療報酬等請求内訳書等に基づいて計上すること。

金額については、各都道府県及び指定都市が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額欄が0千円となってしまう場合は1千円として計上すること。

補 都道府県及び指定都市が、各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各所からの報告は円単位で報告されているか確認すること。

一般的事項

1 診療報酬請求額を知事決定した後、当該決定の内容に過誤があることを発見し、本年度中（診療の対象期間は、前年度3月1日診療分から当該年度2月末日診療分まで）に再決定しなかった場合は、そのまま計上すること。

また、翌年度以降再び知事決定した場合は、支給認定件数には計上せず、再決定が当初決定の金額に比べて増額であればその差額を加え、減額であればその差額を減じて計上すること。

2 同一年度に再決定した場合は、再決定した内容により計上すること。

表 頭

支給認定申請件数(1)

法第53条の規定により都道府県及び指定都市に申請された自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書の件数を計上すること。

補 新規認定分及び再認定分の支給認定申請件数を計上すること。

※条文 38頁参照

支給認定件数(2)	<p>法第54条の規定により精神通院医療の支給を認定したものについて、その件数を計上すること。</p> <p>補1 新規認定分及び再認定分の支給認定件数を計上すること。</p> <p>補2 長期疾患の患者も新規認定分及び再認定ともに「支給認定申請件数」、「支給認定件数」に計上すること。</p> <p>補3 「支給認定申請件数(1)」より「支給認定件数(2)」が大きいときは、その理由を注記欄に記載すること。</p> <p>※条文 38頁参照</p>
支払決定	<p>診療報酬等請求内訳等に記載された決定内容に基づいて計上すること。</p> <p>補 診療報酬請求額が決定された日の属する年度に計上すること。</p>
公費負担額 医科(3) 調剤(4)	<p>法第58条の規定により、都道府県、指定都市が支給することを決定した額を医科・調剤別に計上すること。</p> <p>※条文 38頁参照</p>
社会保険負担額 (5)	<p>社会保険各法による負担額（ただし、「長寿医療（後期高齢者医療）負担額(6)」を除く。）を計上すること。</p> <p>補 法第7条で定める給付又は事業の対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第2条の表の上欄に挙げるものを計上すること。 ※条文 38頁参照</p>
長寿医療（後期 高齢者医療）負担額 (6)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による負担額を計上すること。</p>
自己負担額(7)	<p>本人等が負担すべき額を計上すること。</p> <p>補 自治体独自の助成については、こちらに計上すること。</p>
レセプト件数 医科(8) 調剤(9)	<p>社会保険診療報酬支払基金等からの診療報酬等請求内訳により、医科・調剤別に計上すること。</p>

審査要領

- 1 「支給認定申請件数(1)」より「支給認定件数(2)」が大きい場合は、その理由を注記欄に記載すること。

第21の2 自立支援医療における所得区分の状況

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

医療費区分	支給認定件数							
	生活保護 (件数) (1)	低所得1 (件数) (2)	低所得2 (件数) (3)	中間所得 (件数)		重度かつ継続 (中間所得1) (件数) (6)	重度かつ継続 (中間所得2) (件数) (7)	重度かつ継続 (一定所得以上) (件数) (8)
				(4)	(5)			
育成医療 (01)				I	II			
更生医療 (02)								
精神通院医療 (03)								
合計 (04)								

この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）により医療費区分ごとの所得区分ごとに、本年度中（診療の対象期間は、前年度3月1日診療分から当該年度2月末日診療分まで）の支給認定件数を計上するものである。

記入要領

この表は、市町村等で管理している、自立支援医療受給者証交付台帳等に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 所得区分が本年度中に変更になったものは、有効期限内の変更は当初の所得区分に計上し、再認定による変更はそれぞれの所得区分に計上すること。

表 頭

支給認定件数

生活保護(1)	生活保護受給世帯と認定された件数を計上すること。 (負担額上限月額0円)
低所得1(2)	市町村民税非課税 本人収入≤80万円と認定された件数を計上すること。 (負担上限月額2,500円)
低所得2(3)	市町村民税非課税 本人収入>80万円と認定された件数を計上すること。 (負担上限月額5,000円)
中間所得	市町村民税<3万3千円、3万3千円≤市町村民税<23万5千円と認定された件数を計上すること。(負担上限月額 医療保険の自己負担限度額)
(4) I	負担上限月額5,000円 (育成医療のみ)
(5) II	負担上限月額10,000円 (育成医療のみ)
重度かつ継続 中間所得1 (6)	市町村民税<3万3千円 (負担上限月額5,000円)

中間所得 2 (7)	3万3千円 ≤ 市町村民税 < 23万5千円 (負担上限月額10,000円)
一定所得以上 (8)	23万5千円 ≤ 市町村民税 (負担上限月額20,000円)

※条文 44頁参照

表 側

育成医療(01)	本年度中に育成医療を支給認定した件数を計上する。
更生医療(02)	本年度中に更生医療を支給認定した件数を計上する。
精神通院医療(03)	本年度中に精神通院医療を支給認定した件数を計上する。

補1 育成医療(01)及び更生医療(02)においては、入院・入院外・訪問看護の区別なく、1件として計上すること。よって、(1)～(8)のそれぞれの合計が、「第19 自立支援医療(身体障害者の更生医療)」及び「第22の2 自立支援医療(身体障害児童の育成医療)」の支給認定件数(2)を下回る場合がある。なお、それぞれの件数と乖離がある場合はその理由を注記欄に記載すること。

補2 精神通院医療(03)においては、「第21 自立支援医療(精神障害者・児の精神通院医療)」と同様、法第54条の規定に基づき認定した件数(新規認定及び再認定分)を計上し、有効期間中の所得区分の変更等は計上しないため、(1)～(8)の合計は、報告表第21の支給認定件数(2)と一致する。

審査要領

- 1 支給認定件数(1)～(8)について、(01)～(03)の合計が(04)となるように計上されていること。
- 2 中核市は、精神通院医療(03)に計上しないこと。
- 3 精神通院医療(03)の支給認定件数「生活保護(1)」～「重度かつ継続(一定所得以上)(8)」の合計
= 第21の「支給認定件数(2)」

参照条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)(平成17年法律第123号)

第5条第24項 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

第54条第1項 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関

する法律（平成15年法律第110号）の規定により受けることができるときは、この限りではない。

第58条第3項第1号 自立支援医療費の額は、一月につき、第1号に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養（健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第2号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養（同条第2項第2号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第3号に掲げる額の合算額）とする。

- 1 同一の月に受けた指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抄）

（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）

第1条の2 法第5条第24項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

- 1 障害児のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（第41条において、「更生医療」という。）
- 3 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（附則第3条において「精神障害者」という。）のうち内閣府令・厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）

第21の3 市町村における相談支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障 害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障 害 者 (01)								
障 害 児 (02)								
計 (03)								

(支援方法)

	訪 問 (1)	来 所 相 談 (2)	同 行 (3)	電 話 相 談 (4)	電子メール 相 談 (5)	オンライン 相 談 (6)	個 別 支 援 会 (7)	関 係 機 関 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)
件 数 (04)										
(再掲) オンライン (05)										

(支援内容)

	福祉サービスの 利用等に関 する支援 (1)	障害や病状の 理解に関す る支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に関 する支援 (5)	家族関係・ 人間関係に 関する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関する 支援 (9)
件 数 (06)									
(再掲) ピアカウ ンセラー (07)									

	社会参加・ 余暇活動に 関する支援 (10)	権利擁護に 関する支援 (11)	そ の 他 (12)	計 (13)
件 数 (06)				
(再掲) ピアカウ ンセラー (07)				

この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により市町村が本年度中に行った障害者等からの相談支援（地域相談支援、計画相談支援は除く）について、その利用者数、方法及び内容について計上するものである。

記入要領

この表は、市町村等（市町村から相談支援業務の委託を受けた相談支援事業者、基幹相談支援センターを含む。以下同じ。）が備えている業務日誌等の記載内容に基づいて計上すること。

都道府県においては、管内の各市町村（指定都市、中核市を除く。）分を取りまとめの上、合計数を計上すること。

一般的事項

- （相談支援を利用している障害者等の人数）の表には実人員とその障害別内訳を計上すること。ただし重複障害はそれぞれに計上すること。

2 (支援方法) (支援内容) の表には支援延回数を計上すること。

(相談支援を利用している障害者等の人数)	<p>市町村等において、継続的な相談支援を行っている(行った)障害者等(支援台帳の作成やシステム上に基本情報を登録し受理したものに限る。)の人数を計上すること。</p> <p>補1 障害別内訳では、重複障害のケースは、それぞれの障害(例えば、知的障害と精神障害の重複の場合は「知的障害」及び「精神障害」に計上)に計上すること。</p> <p>ただし、重度の身体障害と重度の知的障害の場合は「(3)重症心身障害」に計上すること。</p> <p>補2 「その他(8)」は、発達障害の診断途中や手帳取得手続き中など(2)~(7)に該当しない場合に計上すること。</p> <p>補3 年度途中で障害児から障害者になった場合は、それぞれに計上すること。</p> <p>補4 「実人員(1)」の「計(03)」の人数と障害別内訳の「計(03)」を足し上げた総計に乖離がある場合は理由を注記欄に記載すること。</p>
(支援方法)	<p>市町村等における相談支援について、支援方法別の支援延回数を計上すること。</p>
訪 問 (1)	<p>補 「(再掲) オンライン(05)」には、一部でもオンラインで実施した件数を再掲すること。</p> <p>家庭訪問や施設、学校など、「利用者がいる場」に出向いた件数を計上すること。</p> <p>補 これから利用する者のために出向いた場合も含む。</p>
来所相談 (2)	<p>利用者が事業所に来所した件数を計上すること。</p>
同 行 (3)	<p>関係機関、その他に同行支援した件数を計上すること。</p>
電話相談 (4)	<p>利用者(家族)に対し、電話により支援した件数を計上すること。</p> <p>補1 FAXによる対応も含む。</p> <p>補2 電話でのやりとりに相談内容が含まれる場合に計上すること。訪問日程の調整等、事務的な連絡は含まない。</p>
電子メール相談(5)	<p>利用者(家族)に対し、電子メールにより支援した件数を計上すること。</p> <p>補1 チャットツール等による対応も含む(例:LINE、SMS等)。</p> <p>補2 電子メールでのやりとりに相談内容が含まれる場合に計上すること。訪問日程の調整等、事務的な連絡は含まない。</p>
オンライン相談(6)	<p>利用者(家族)に対し、オンラインのビデオ通話により支援した件数を計上すること。</p> <p>補1 オンラインのビデオ通話とは、インターネットを使用した双方向・リアル</p>

	<p>タイムでの映像送受信による各種ツール上でのやりとりを指す（例：ZOOM、FaceTime、Skype、LINEのビデオ通話等）。</p> <p>補2 オンラインのビデオ通話でのやりとりに相談内容が含まれる場合に計上すること。訪問日程の調整等、事務的な連絡は含まない。</p>
個別支援会議 (7)	個別の事例について、関係者で支援のあり方を検討・検証する会議（ケース会議等も含む。）。
関係機関 (8)	個別支援会議以外で関係機関との調整を実施した件数を計上すること。 例えば、個別ケースについてハローワークと連携を取るなど。
その他 (9)	(1)～(8)のいずれにも該当しないものを計上すること。
(支援内容)	<p>市町村等における相談支援について、支援内容別の支援延回数を計上すること。</p> <p>各該当項目への計上にあたっては、以下の例を参考にすること。（複数回答可）</p> <p>補「(再掲) ピアカウンセラー」には、障害当事者がサポートする形態を取った場合に、その回数を再掲すること（家族支援は含まない。）。</p>
福祉サービスの利用等に関する支援 (1)	サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応、地域における様々な社会資源の紹介・活用に関わる支援
障害や病状の理解に関する支援 (2)	障害の受容・理解に関しての本人や家族への支援
健康・医療に関する支援(3)	医療機関等の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣
不安の解消・情緒安定に関する支援 (4)	不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴
保育・教育に関する支援(5)	幼稚園・保育所の紹介、子ども・子育て支援新制度等利用に係る助言、学校・教育・進路に関わる支援
家族関係・人間関係に関する支援 (6)	家族関係、人間関係の調整に関する支援
家計・経済に関する支援(7)	年金・手当・生活保護制度に関する支援
生活技術に関する支援 (8)	金銭管理に関する支援、家事、育児に関わる支援
就労に関する支援 (9)	就職活動や面接等に関わる支援、雇用条件及び勤務先との調整

社会参加・余暇活動に関する支援 (10)	コミュニケーションに関する支援、外出や移動に関する支援、サークル活動の紹介や同行
権利擁護に関する支援 (11)	障害者等に対する虐待発見時の保護のための措置や成年後見制度利用に向けての支援
その他 (12)	(1)から (11)のいずれにも該当しないもの

審査要領

(相談支援を利用している障害者等の人数)

「(1)」 ≤ 「各表側の(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)」

(支援方法)

「各表頭の(04)」 ≥ 「各表頭の(05)」

(支援内容)

「各表頭の(06)」 ≥ 「各表頭の(07)」

第22 未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付
(児童福祉法・母子保健法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	費用額				診療実日数 (7)	支払決定実人員 (8)
			公費負担額		社会保険・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額 (千円) (5)	(再掲)自己負担額 (千円) (6)		
			委託報酬による支払決定額 (千円) (3)	その他による支払決定額 (千円) (4)				
養育医療(01)								
療育の給付(02)								

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児法」という。）による療育の給付及び母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「母法」という。）による養育医療の給付について、本年度中の給付申請件数、給付決定件数、費用額、診療実日数及び支払決定実人員を各項目別に計上するものである。

記入要領

この表は、養育医療給付台帳等の記載内容に基づいて、都道府県、指定都市及び中核市で計上すること。ただし、養育医療の給付における都道府県の報告分については、指定都市及び中核市を除く市区町村の分を含めて計上すること。

金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額欄が0千円となってしまう場合は1千円として計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各所からの報告は円単位で報告されているか確認すること。

一般的事項

1 診療報酬請求額を知事決定した後、当該決定の内容に過誤があることを発見し、その年度中に再決定しなかった場合は、その額をそのまま計上すること。

ただし、翌年度以降再び知事決定した場合は、当該年度の給付決定件数には計上せず、再決定が当初決定の金額に比べて増額であればその差額を加え、減額であればその差額を減じて費用額に計上し、支払決定実人員にも再決定された人数を計上すること。

2 同一年度に再決定した場合は、再決定した内容により計上すること。

表 頭

給付申請件数(1)

本年度中に市区町村が申請を受け付けた件数を計上すること。

補 新規の給付申請件数を計上し、継続のものは計上しないこと。

給付決定件数(2)

本年度中に市区町村で給付決定した件数を計上すること。

補1 新規の給付決定件数を計上し、継続のものは計上しないこと。

補2 「給付申請件数(1)」より「給付決定件数(2)」が大きいときは、その理由を注記欄に記載すること。

補3 給付の決定と実際の支払年度が異なる場合であっても、給付が決定した日の属する年度に計上すること。

費用額

診療報酬明細書等に記載された決定内容に基づいて計上すること。

補 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が診療報酬請求額を決定した日の属する年度に計上すること。

公費負担額

児法第50条第5号及び母法第21条、第21条の2の規定により、都道府県及び市区町村の支弁すべき公費負担額を計上すること。

※条文 53、54頁参照

なお、本人又は扶養義務者が負担すべき額があるときは、その額を本欄に含めて計上するとともに「(再掲) 自己負担額(6)」に再掲すること。

委託報酬による支払決定額 (3)

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の審査を経て指定医療機関から請求のあった診療報酬について支払いを決定した金額を計上すること。

その他による支払決定額 (4)

- 1 養育医療の場合、移送費、治療材料費等を支給したものについて支払決定した分を計上すること。
- 2 療育の給付の場合、治療材料、学習用品、日用品等を支給したものについて支払決定した分を計上すること。

なお、この欄に金額の計上がなく、「支払決定実人員(8)」に計上されている場合は、その理由を注記欄に記載すること。

社会保険・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額 (5)

社会保険各法による負担額又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を計上すること。

(再掲) 自己負担額(6)

公費負担額中に含まれる本人又は扶養義務者が負担すべき額を再掲として計上すること。

診療実日数(7)

養育医療給付台帳の診療実日数に基づき、本年度中に養育医療の給付を受けた

支払決定実人員
(8)

児童の診療実日数を計上する。

本年度中に支払いを決定した実人員を計上すること。

補 同一児童に対する同一給付について、2回以上支払いを決定した場合でも「1」と計上すること。

※ 療育の給付の場合は、上記各表頭項目に記載されている市区町村を都道府県、指定都市及び中核市と読み替える。

審査要領

- 1 「費用額(3)、(4)、(5)、(6)」のいずれかに金額が計上されているときは、「支払決定実人員(8)」にも数が計上されていること。
- 2 「(再掲)自己負担額(6)」の「養育医療(01)」 \leq 「委託報酬による支払決定額(3)」+「その他による支払決定額(4)」
- 3 「(再掲)自己負担額(6)」の「療育の給付(02)」 \leq 「委託報酬による支払決定額(3)」+「その他による支払決定額(4)」
- 4 「養育医療(01)」の「支払決定実人員(8)」 \leq 「診療実日数(7)」
- 5 「療育の給付(02)」の「支払決定実人員(8)」に計上数があるときは「その他による支払決定額(4)」にも金額が計上されていること。

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（療育の給付）

第20条 都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

（都道府県の支弁）

第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 5 第20条の措置に要する費用

母子保健法（抄）（昭和40年法律第141号）

（養育医療）

第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

(費用の支弁)

第21条 市町村が行う第12条第1項の規定による健康診査に要する費用及び第20条の規定による措置に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

(都道府県の負担)

第21条の2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第20条の規定による措置に要する費用については、その4分の1を負担するものとする。

第22の2 自立支援医療（身体障害児童の育成医療）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		支給認定 申請件数 (1)	支給認定件数 (2)	支 払 決 定			レセプト件数		支払決定実人員 (9)	
				公費負担額 (千円)		社会保険負担額 (千円) (5)	自己負担額 (千円) (6)	医科 (7)		調剤 (8)
				医科 (3)	調剤 (4)					
入 院	視 覚 障 害 (01)									
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 (02)									
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 (03)									
	肢 体 不 自 由 (04)									
	内 臓 障 害	心 臓 (05)								
		腎 臓 (06)								
		小 腸 (07)								
		肝 臓 (08)								
		そ の 他 (09)								
		免 疫 機 能 障 害 (10)								
		計 (11)								
入 院	視 覚 障 害 (12)									
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 (13)									
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 (14)									
	肢 体 不 自 由 (15)									
	内 臓 障 害	心 臓 (16)								
		腎 臓 (17)								
		小 腸 (18)								
		肝 臓 (19)								
		そ の 他 (20)								
		免 疫 機 能 障 害 (21)								
	計 (22)									
外 訪	問 看 護 (23)									

この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による育成医療の給付について、本年度中（診療の対象期間は、前年度3月1日診療分から当該年度2月末日診療分まで）の支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数、支払決定実人員を入院、入院外、訪問看護及び障害別に計上するものである。

記入要領

この表は、市町村で管理している自立支援医療受給者証交付台帳、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より送付された各法分診療報酬等請求内訳書等の記載内容に基づいて計上すること。

金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額欄が0千円となってしまう場合は1千円として計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各所からの報告をとりまとめて厚生労働省に送付している場合は、各所からの報告は円単位で報告されているか確認すること。

一般的事項

1 診療報酬請求額を知事決定した後、当該決定の内容に過誤があることを発見し、本年度中（診療の対象期間は、前年度3月1日診療分から当該年度2月末日診療分まで）に再決定しなかった場合は、そのまま計上すること。

また、翌年度以降再び知事決定した場合は、支給認定件数には計上せず、再決定が当初決定の金額に比べて増額であればその差額を加え、減額であればその差額を減じて計上し、支払決定実人員にも計上すること。

2 同一年度に再決定した場合は、再決定した内容により計上すること。

3 育成医療において、本年度中に同一障害児が、

ア 2つ以上の障害により入院もしくは通院をした場合→入院もしくは入院外の各々の障害別の欄

イ 入院と通院、通院と訪問看護等を重複した場合→入院、入院外及び訪問看護の各々の欄へ支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数、支払決定実人員を計上すること。

補 上記アにおいて、支払決定が障害別に区分できない場合、入院もしくは入院外の実額を決定した障害により支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数、支払決定実人員を計上すること。

表 頭

支給認定申請件数
(1)

法第53条の規定により市町村に申請された自立支援医療費（育成）支給認定申請書の件数を計上すること。

補 新規認定分及び再認定分の支給認定申請件数を計上すること。

支給認定件数(2)

法第54条の規定により育成医療の支給を認定したものについて、その件数を計上すること。

補1 新規認定分及び再認定分の支給認定件数を計上すること。

補2 人工透析等長期疾患の患者も新規認定分及び再認定分ともに「支給認定申請件数」、「支給認定件数」に計上すること。

補3 「支給認定申請件数(1)」より「支給認定件数(2)」が大きいときは、その理由を注記欄に記載すること。

補4 「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の「育成医療(01)」支給認定件数と乖離がある場合はその理由を注記欄に記載すること。

支払決定

診療報酬等請求内訳等に記載された決定内容に基づいて計上すること。

補 診療報酬請求額が決定された日の属する年度に計上すること。

公費負担額 医科(3) 調剤(4)	<p>法第58条の規定により、市町村が支給することを決定した額を医科・調剤別に計上すること。なお、「歯科」「訪問看護」については、「医科」に計上すること。</p> <p>※条文 58頁参照</p>
社会保険負担額 (5)	<p>社会保険各法による負担額を計上すること。</p> <p>補 法第7条で定める給付又は事業の対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第2条の表の上欄に挙げるものを計上すること。 ※条文 38頁参照</p>
自己負担額(6)	<p>本人等が負担すべき額を計上すること。</p> <p>補 自治体独自の助成については、こちらに計上すること。</p>
レセプト件数 医科(7) 調剤(8)	<p>社会保険診療報酬支払基金等からの診療報酬等請求内訳により、医科・調剤別に計上すること。なお、「歯科」「訪問看護」については、「医科」に計上すること。</p>
支払決定実人員 (9)	<p>本年度中に支払いを決定した実人員を計上すること。</p> <p>補1 同一障害児に対して同一給付について、2回以上支払いを決定した場合でも「1」と計上すること。</p> <p>補2 前年度より継続して人工透析療法等を行なっている障害児については「1」と計上すること。</p>
表 側	
入 院 (01)～(11)	<p>本年度中に入院による医療のため、自立支援医療費（育成）支給認定申請書の受理、支給認定及び支払決定を行った者の数を障害別に計上すること。</p>
入 院 外 (12)～(22)	<p>本年度中に通院による医療のため、自立支援医療費（育成）支給認定申請書の受理、支給認定及び支払決定を行った者の数を障害別に計上すること。</p> <p>補 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の17に定める障害により計上すること。</p>
訪 問 看 護 (23)	<p>本年度中に訪問看護のため、自立支援医療費（育成）支給認定申請書の受理、支給認定及び支払決定を行った者の数を計上すること。</p>

審査要領

- 「支払決定(3)、(4)、(5)、(6)」のいずれかに金額が計上されているときは、「支払決定実人員(9)」にも数が計上されていること。
- 「支給認定申請件数(1)」より「支給認定件数(2)」が大きい場合は、その理由を注記欄に記載すること。

参照条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）（平成17年法律第123号）

第5条第24項 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。

第53条第1項 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。

第58条第1項 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）

（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）

（令第1条の2第1号に規定する主務省令で定める身体障害）

第6条の17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第1条の2第1号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであつて、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。）とする。

- 1 視覚障害
- 2 聴覚又は平衡機能の障害
- 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 4 肢体不自由
- 5 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害
- 6 先天性の内臓の機能の障害（前号に掲げるものを除く。）
- 7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況

〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び
国民年金法等の一部を改正する法律〕

都道府県 名 _____
令和 ____年 ____月分報告

	前月末現在 未処理件数	認定請求書 受付件数 (月中)	受給資格認定件数(月中)		却下件数 (月中)	月末現在 未処理件数
	(1)	(2)	受給者 (3)	支給停止者 (4)	(5)	(6)
障害児福祉手当	(01)					
特別障害者手当	(02)					

	前月末現在数	月 中 の 異 動											月末現在数	
		新規認定	支給停止 解除	他の実施機関 が管轄する区 域から転入し た	〔障害児福祉 手当〕受給者 が20歳に達し た	令第1条第1 項若しくは第 2項又は旧法 別表第2に定 める障害の状 態に該当しな くなった	令第6条又は 改正省令第4 条第3項に定 める給付を受け るようになった	令第7条第2 号若しくは第 26条の2 各号、第10条 第1条各号又は 改正省令第11 条各号に定 める範囲に 入所した	受給者が 死した	その他	計	支給停止 になった		他の実施機関 が管轄する区 域へ転出した
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
障害児 福祉 手当	受給者数 (03)													
	支給 本人所得 (04)													
	停止者数 扶養義務者等所得 (05)													
	その他 (06)													
特 別	受給者数 (07)													
障害者 手当	支給 本人所得 (08)													
	停止者数 扶養義務者等所得 (09)													
	その他 (10)													
福祉手当 (経過措置分)	受給者数 (11)													
	支給 本人所得 (12)													
	停止者数 扶養義務者等所得 (13)													
	その他 (14)													

この表は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）に基づく、障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る認定請求書受付件数、受給資格認定件数、却下件数及び障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過措置分）の受給資格者の本月中の異動状況を計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県に備え付けられている障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過措置分）関係書類受付処理簿及び障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過措置分）受給者台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

所得状況届等の内容により、過去月に遡って支給停止または支給停止解除等であることが判明した場合は、その処理を行った月で計上すること。

上 表
表 頭

前月末現在未処
理件数 (1)

認定請求書受付
件数(月中) (2)

前月分報告の「月末現在未処理件数(6)」の件数をそのまま計上すること。

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下「規則」という。)第2条により受け付けた障害児福祉手当認定請求書及び第15条により受け付けた特別障害者手当認定請求書の件数を計上すること。

※条文 68、69頁参照

受給資格認定件
数（月中）

受給者(3)

規則第3条第1項又は第16条の準用により受給資格を認定した件数（法第20条又は第21条若しくは法第26条の5の準用に該当したものを除く。）を計上すること。

※条文 63、64、69、71頁参照

支給停止者(4)

受給資格の認定を行ったもののうち、規則第3条第2項及び第16条の準用により支給停止の決定をした件数を計上すること。

※条文 69、71頁参照

却下件数（月中）
(5)

規則第4条又は第16条の準用により手当の認定請求を却下した件数を計上すること。

※条文 69、71頁参照

補 新規認定前に本人から受給辞退の申し出があった場合（取下げ）も含めて計上すること。

表 側

障害児福祉手当
(01)

法第2条第2項のものを計上すること。

※条文 63頁参照

特別障害者手当
(02)

法第2条第3項のものを計上すること。

※条文 63頁参照

下 表 表 頭

前月末現在数(1)

前月分報告の「月末現在数(14)」の件数をそのまま計上すること。

月中の異動
新規認定(2)

規則第3条第1項又は第16条の準用に基づき、本月中に認定した件数を計上すること。

支給停止解除
(3)

法第26条の準用、法第26条の5の準用、規則第3条第2項又は第6条若しくは第16条の準用により支給停止になっているもので、法第22条の規定又は規則第13条若しくは第16条の準用する第5条により支給停止解除となった件数を計上すること。

補 本人所得により支給停止解除となった場合は「支給停止者数の本人所得」欄及び「受給者数」欄にそれぞれ「1」と計上すること。

※条文 64、69、69、71頁参照

他の実施機関
が管轄する区
域から転入し
た (4)

他の実施機関が管轄する区域から転入してきた受給資格を有するものの件数を計上すること。

受給資格喪失

(障害児福祉
手当)受給者
が20歳に達
した (5)

受給者が20歳に達した事由により受給資格を喪失した者の件数を計上すること。

<p>令第1条第1項若しくは第2項又は旧法別表第2に定める障害の状態に該当しなくなった(6)</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第1条第1項若しくは第2項又は改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律別表第2に定める障害の状態に該当しなくなったことにより受給資格が喪失したものの件数を計上すること。</p> <p>※条文 65、66頁参照</p>
<p>令第6条又は改正政令附則第3条に定める給付を受けるようになった(7)</p>	<p>令第6条又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第323号）附則第3条に定める給付を受けるようになったことにより受給資格を喪失したものの件数を計上すること。</p> <p>※条文 66、67頁参照</p>
<p>法第17条第2号若しくは第26条の2各号、規則第1条各号若しくは第14条各号又は改正省令附則第2条各号に定める施設に入所した(8)</p>	<p>法第17条第2号若しくは第26条の2各号、規則第1条各号若しくは第14条各号又は福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和60年省令第49号）附則第2条各号に定める施設に入所したことにより受給資格を喪失したものの数を計上すること。</p> <p>※条文 63、64、67、68、69、72頁参照</p>
<p>受給者が死亡した(9)</p>	<p>規則第10条、第13条の準用、第16条の準用の規定又は改正前の福祉手当の支給に関する省令（以下「旧規則」という。）第10条、第13条の準用の規定による受給資格者の死亡の届出があったことにより受給資格を喪失したものの件数を計上すること。</p> <p>※条文 69、71頁参照</p>
<p>その他(10)</p>	<p>(5)～(9)のいずれにも該当しない事由によって受給資格を喪失又は手当を支給しないことになったものの件数を計上すること。</p>
<p>支給停止になった(12)</p>	<p>法第20条、第21条、第26条の準用又は法第26条の5の準用若しくは改正法附則第97条第2項の準用の規定に該当したことにより支給が停止されたものの件数を計上すること。</p> <p>補1 書類不備等の理由で支給停止になった場合は、「受給者数」及び「その他」欄にそれぞれ計上すること。</p> <p>補2 扶養義務者等所得により支給停止となった場合は、「受給者数」及び「支給停止者数の扶養義務者等所得」欄にそれぞれ「1」と計上すること。</p> <p>※条文 63、64、65頁参照</p>
<p>他の実施機関が管轄する区域へ転出した(13)</p>	<p>受給資格者が、本月中に他の実施機関が管轄する区域へ転出したものの件数を計上すること。</p>

表 側

受給者数
(03) (07) (11)

規則第5条又は第13条の準用若しくは旧規則第5条の規定により受給資格が認定されているもの(法第20条又は第21条若しくは法第26条の5の準用に該当したものを除く。)の数を計上すること。

※条文 63、64、69、69頁参照

補 「支給停止者数」の欄において、「本人所得(04) (08) (12)」及び「扶養義務者等所得(05) (09) (13)」の双方に当てはまる場合については、「本人所得(04) (08) (12)」のみに計上すること。

支給停止者数

本人所得
(04) (08) (12)

法第20条又は第26条の5の準用若しくは改正法附則第97条第2項の準用に該当する支給停止者数を計上すること。

扶養義務者等所得
(05) (09) (13)

法第21条又は第26条の5の準用若しくは改正法附則第97条第2項の準用に該当する支給停止者数を計上すること。

※条文 63、64、65頁参照

その他
(06) (10) (14)

法第26条(第26条の5)において準用する第11条又は福祉手当受給者のうち旧法第26条において準用する第11条に該当する全部支給停止者数を計上すること。

福祉手当
(経過措置分)

改正法附則第97条第1項のものを計上すること。

審査要領

上 表

- 1 「前月末現在未処理件数(1)」 = 「前月分報告の月末現在未処理件数(6)」
- 2 「月末現在未処理件数(6)」 = 「前月末現在未処理件数(1)」 + 「認定請求書受付件数(2)」 - 「受給者(3)」 - 「支給停止者(4)」 - 「却下件数(5)」
- 3 「受給者(3)」 = 下表の「新規認定(2)の受給者数」
- 4 「支給停止者(4)」 = 下表の「新規認定(2)の支給停止者数(「本人所得」 + 「扶養義務者等所得」)」

下 表

- 5 「前月末現在数(1)」 = 「前月分報告の月末現在数(14)」
- 6 「月末現在数(14)の受給者数」 = 「前月末現在数(1)」 + 「新規認定(2)」 + 「支給停止解除(3)」 + 「他の実施機関が管轄する区域から転入した(4)」 - 「計(11)」 - 「支給停止になった(12)」 - 「他の実施機関が管轄する区域へ転出した(13)」
- 7 「月末現在数(14)の支給停止者数(「本人所得」、「扶養義務者等所得」、「その他」)」 = 「前月末現在数(1)」 + 「新規認定(2)」 - 「支給停止解除(3)」 + 「他の実施機関が管轄する区域から転入した(4)」 - 「計(11)」 + 「支給停止になった(12)」 - 「他の実施機関が管轄する区域へ転出した(13)」
- 8 「支給停止解除(3)の受給者数」 = 「支給停止解除(3)の支給停止者数(「本人所得」 + 「扶養義務者等所得」 + 「その他」)」
- 9 「支給停止になった(12)の受給者数」 = 「支給停止になった(12)の支給停止者数(「本人所得」 + 「扶養義務者等所得」 + 「その他」)」

参照条文

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（抄）（昭和39年法律第134号）

（用語の定義）

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

② この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

③ この法律において「特別障害者」とは、20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

④この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

⑤ 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

2 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

3 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠つてるとき。

第3章 障害児福祉手当

（支給要件）

第17条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けられることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

（支給の制限）

第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者

で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

第22条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前2条の規定を適用しない。

② 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

1 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。

当該被災者に支給された手当

2 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。

当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

(準用)

第26条 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条（第3号を除く。）、第12条並びに第16条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第22条第2項」と読み替えるものとする。

第3章の2 特別障害者手当

(支給要件)

第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。

2 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

3 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。

(準用)

第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条（第3号を除く。）、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）

附 則

第97条 施行日の前日において20歳以上であり、かつ、施行日において現に第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条から附則第99条の3までにおいて「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているものには、引き続き当該支給要件に該当する間に限つて、附則第99条の規定を適用する場合及び次項に定める事項を除き、なお従前の例により旧法による福祉手当を支給する。

② 附則第95条並びに児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第59条第6項、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）附則第11項及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）附則第5条の3第4項において適用される場合を含む。）、第18条、第19条の2、第20条から第23条まで及び第25条の規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。この場合において、児童扶養手当法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「福祉手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

（法第2条第2項、第3項及び第5項の政令で定める程度の障害の状態）

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。

② 法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

- 1 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第2各号の1に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の1に該当するもの
- 2 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の1に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの
- 3 身体機能の障害等が別表第1各号（第10号を除く。）の1に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第1 （第1条関係）

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を^{たい}2分の1以上失ったもの

- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第1条関係)

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)

別表第1の備考と同じ。

(法第17条第1号の政令で定める給付)

第6条 法第17条第1号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第1条の2各号に掲げる給付とする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和60年法律第323号）

附 則

（福祉手当の支給に関する経過措置）

第3条 法律第34号附則第97条第2項において準用する法第17条第1号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）第11条各号（第14号を除く。）に掲げる給付で障害を支給事由とするもの
- 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく介護手当
- 3 法に基づく特別障害者手当
- 4 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）

第1章 障害児福祉手当

（法第17条第2号の厚生労働省令で定める施設）

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院又は児童養護施設
- 2 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設
- 4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 5 削除
- 6 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの
- 7 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）に基づく国立保養所
- 8 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

9 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

（認定の請求）

第2条 法第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによって行わなければならない。

- 1 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 2 受給資格者が法第2条第2項に規定する者であることに関する医師の診断書及びその者の障害の状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- 3 障害児福祉手当所得状況届（様式第3号）
- 4 受給資格者の前年（1月から6月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第15条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第8条において準用する令第4条及び第5条の規定によって計算した所得の額をいう。以下この条において同じ。）並びに法第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかの別について市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

- （1）当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類
- （2）当該控除対象扶養親族が法第21条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ハ 受給資格者が令第8条第3項において準用する令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ニ 受給資格者が法第22条第1項の規定に該当するときは、障害児福祉手当被災状況書（様式第4号）

- 5 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）又は法第21条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額並びに法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第8条第4項において準用する令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第22条第1項の規定に該当するときは、障害児福祉手当被災状況書

(認定の通知)

第3条 手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

② 手当の支給機関は、前項の場合において、法第20条又は第21条の規定により障害児福祉手当を支給しないときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

(認定請求の却下通知)

第4条 手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならない。

(現況の届出)

第5条 障害児福祉手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、障害児福祉手当所得状況届に第2条第4号及び第5号に掲げる書類を添えて、毎年8月12日から9月11日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、障害児福祉手当認定請求書に添えて前年の所得に関する障害児福祉手当所得状況届が既に提出されているときは、この限りでない。

(支給停止の通知)

第6条 手当の支給機関は、前条の規定により提出された障害児福祉手当所得状況届を受理した場合において、法第20条又は第21条の規定により障害児福祉手当を支給しないときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

(氏名変更の届出)

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）並びに変更前及び変更後の氏名を記載した届書に戸籍の抄本を添えて、14日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

(住所変更の届出)

第8条 受給者は、住所を変更したときは、14日以内に、個人番号並びに変更前及び変更後の住所を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第9条 受給者は、法第17条に定める支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、個人番号、支給要件に該当しなくなつた理由及び該当しなくなつた年月日を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第10条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、当該

受給者の氏名及び死亡した年月日を記載した届書にその死亡を証する書類を添えて、14日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

(準用)

第13条 第5条、第7条から第10条まで及び前条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第20条又は第21条の規定により障害児福祉手当の支給を受けていないものについて準用する。この場合において、第5条中「既に提出されているとき」とあるのは「既に提出されているとき、又は法第20条若しくは第21条の規定によってその年の7月まで障害児福祉手当が支給されていない場合であつて、当該支給停止の事由がなお継続するとき」と読み替えるものとする。

② 第6条及び第11条の規定は、前項に規定する者に関する通知について準用する。

第2章 特別障害者手当

(法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設)

第14条 法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 1 第1条各号(第1号、第2号及び第9号を除く。)に掲げる施設
- 2 削除
- 3 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

(認定の請求)

第15条 法第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書(様式第5号)に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによって行わなければならない。

- 1 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 2 受給資格者が法第2条第3項に規定する者であることに関する医師の診断書及びその者の障害の状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- 3 特別障害者手当所得状況届(様式第7号)
- 4 受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額(令第11条及び令第12条第4項において準用する令第5条の規定によって計算した所得の額をいう。)並びに法第26条の5において準用する法第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上のものに限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかの別について市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類)

ロ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)を有するときは、次に掲げる書類

- (1) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類
- (2) 当該控除対象扶養親族が法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養義務者でな

い場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ハ 受給資格者が令第11条に規定する給付の支給を受けるときは、当該事実及び給付の額を明らかにすることができる証明書

ニ 受給資格者が令第12条第4項において準用する令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ホ 受給資格者が法第26条の5において準用する法第22条第1項の規定に該当するときは、特別障害者手当被災状況書（様式第4号）

5 配偶者又は法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額（令第12条第3項において準用する令第4条及び令第12条第5項において準用する令第5条の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第12条第5項において準用する令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第26条の5において準用する法第22条第1項の規定に該当するときは、特別障害者手当被災状況書

（準 用）

第16条 第3条から第13条までの規定は、特別障害者手当について準用する。この場合において、第3条第2項中「法第20条又は第21条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第26条の5において準用する法第20条又は第21条の規定により特別障害者手当」と、第5条中「障害児福祉手当所得状況届」とあるのは「特別障害者手当所得状況届」と、「障害児福祉手当認定請求書」とあるのは「特別障害者手当認定請求書」と、第6条中「障害児福祉手当所得状況届」とあるのは「特別障害者手当所得状況届」と、「法第20条又は第21条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第26条の5において準用する法第20条又は第21条の規定により特別障害者手当」と、第9条中「法第17条」とあるのは「法第26条の2」と、第13条中「法第20条又は第21条の規定により障害児福祉手当」とあるのは「法第26条の5において準用する法第20条又は第21条により特別障害者手当」と、「法第20条若しくは第21条」とあるのは「法第26条の5において準用する法第20条若しくは第21条」と読み替えるものとする。

福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和60年省令第49号）

附 則

（経過措置）

第2条 国民年金法等の一部を改正する法律（以下「法律第34号」という。）附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第17条第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 1 この省令による改正後の第1条各号に掲げる施設
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設
- 3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

都道府県
指定都市名
令和 年 月分報告

前月末現在未処理件数 (1)	認定請求書受付件数(月中) (2)	受給資格認定件数(月中)		却下件数(月中) (5)	月末現在未処理件数 (6)	所得状況届受付件数(月中)	
		受給者 (3)	支給停止者 (4)			受給者 (7)	支給停止者 (8)

前月末現在数	新規認定	支給停止解除	他の実施機関が管轄する区域から転入した	月 中 の 異 動							支給停止になった	他の実施機関が管轄する区域へ転出した	手 当 額		再認定による障害区分及び障害区分の変更	月末現在数		
				支給対象障害者が20歳に達した	支給対象障害者が死亡した	支給対象障害者が法に定める障害の状態に該当しなくなった	受給者が死亡した	その他	計	増 (13)			減 (14)					
受給者数 (01)																		
支給対象障害児数	身体障害	外部障害	1級 (02)															
			2級 (03)															
		内部障害	1級 (04)															
			2級 (05)															
			計															
	精神障害	知的障害のみ	1級 (06)															
			2級 (07)															
		知的障害及び知的障害以外の精神障害	1級 (08)															
			2級 (09)															
			計															
	重複障害	1級 (12)																
		2級 (13)																
	計	2級 (15)																
	支給	本人所得 (16)																
	停止者数	扶養義務者等所得 (17)																
その他 (18)																		
支給停止	1級 (19)																	
障害児数	2級 (20)																	

この表は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づいて、本月中に都道府県又は指定都市が行った認定請求書受付件数、受給資格認定件数、却下件数及び所得状況届受付件数を計上するものであり、また、特別児童扶養手当受給資格者数、支給資格対象障害児数の本月中の異動状況を計上するものである。

記入要領

この表は、特別児童扶養手当関係書類進達受付処理簿及び特別児童扶養手当受給資格者台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

所得状況届等の内容により、過去月に遡って支給停止または支給停止解除等であることが判明した場合は、その処理を行った月で計上すること。

上 表
表 頭

前月末現在未処理件数 (1)

前月分報告の「月末現在未処理件数(6)」の件数をそのまま計上すること。

認定請求書受付 件数（月中）(2)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「施行規則」という。）第1条により受け付けた特別児童扶養手当認定請求書の件数を計上すること。
	※条文 81頁参照
受給資格認定件 数（月中） 受給者(3)	本月中に法第5条による認定を受けた者（法第6条から第8条までに該当し、支給停止になった者を除く。）の数を計上すること。
	※条文 80頁参照
支給停止者(4)	本月中に法第5条による認定を受けた者のうち、法第6条から第8条までに該当し、支給停止になった者の数を計上すること。
却下件数(5)	施行規則第18条により特別児童扶養手当認定請求を却下した件数を計上すること。
	※条文 82頁参照
	補 新規認定前に本人から受給辞退の申出があった場合（取り下げ）も含めて計上すること。
所得状況届 受付件数（月中） 受給者(7)	施行規則第4条により受給者が提出した特別児童扶養手当所得状況届の受付件数を計上すること。
	※条文 81頁参照
支給停止者(8)	施行規則第12条の3において準用する第4条により支給停止者が提出した特別児童扶養手当所得状況届の受付件数を計上すること。
	※条文 81、82頁参照
下 表	
表 頭	
前月末現在数(1)	前月分報告の「月末現在数(16)」に計上した件数をそのまま計上すること。
月 中 の 異 動	
新 規 認 定(2)	特別児童扶養手当認定請求書に基づき本月中に認定した件数を計上すること。
支給停止解除 (3)	法第5条の認定を受けた者のうち、法第6条から第8条又は第11条の規定に該当したことにより、支給停止となっていたが、その後支給停止が解除された者の件数を該当する区分により計上すること。
	※条文 80頁参照
他の実施機関 が管轄する区 域から転入し た (4)	受給者が他の都道府県又は指定都市から転入してきたことにより、特別児童扶養手当受給資格者移管通知書を受理した件数を計上すること。

受給資格喪失	受給資格の喪失事由が2欄以上に該当するときは、番号の小さいものを優先して1欄のみに計上すること。
支給対象障害児が20歳に達した(5)	支給対象障害児が20歳に達した事由により受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
支給対象障害児が死亡した(6)	支給対象障害児が死亡したため、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
支給対象障害児が法律に定める障害の状態に該当しなくなった(7)	支給対象障害児が法律に定める障害の状態に該当しなくなったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
受給者が死亡した(8)	施行規則第12条の規定による受給者の死亡の届出があったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。 ※条文 81頁参照
その他(9)	(5)～(8)の各欄のいずれにも該当しない事由によって、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
支給停止になった(11)	従来から継続して手当を受給している者が法第6条から第8条又は第11条の規定に該当したことにより、支給が停止された者の件数を計上すること。 ※条文 80頁参照 補 新規認定時に支給停止になった者を除く。
他の実施機関が管轄する区域へ転出した(12)	受給者が他の都道府県又は指定都市に転出したことにより、本月中に特別児童扶養手当受給資格者移管通知書を発送した者の件数を計上すること。
手当額改定(13)(14)	施行規則第2条及び第3条に規定する支給対象障害児に増減があった場合その児童数を計上すること。 ※条文 81頁参照
再認定による障害区分及び級区分の変更(15)	手当の支給を受けている児童の区分が変更になったり、障害の程度が増進又は低下した場合は、それまでの障害又は級区分に「-」で、新たな障害又は級区分に「+」でそれぞれ計上すること。
表 側	
受給者数(01)	法第5条の認定を受けた者のうち、支給停止者を除いた者の数を計上すること。 ※条文 80頁参照 補 新規認定時に支給停止になった者を除く。

支給対象障害児
数

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）別表第3に該当する障害児数（支給停止の対象となったものを除く。）を計上すること。

※条文 83頁参照

身体障害

外部障害
(02) (03)

1級は施行令別表第3の1級欄の第1号から第8号に該当するものを、2級は施行令別表第3の2級欄の第1号から第14号に該当するものを計上すること。

内部障害
(04) (05)

1級は施行令別表第3の1級欄の第9号に該当するものを、2級は施行令別表第3の2級欄の第15号に該当するものを計上すること。

精神障害

知的障害の
み(06) (07)

1級は施行令別表第3の1級欄の第10号に該当するもののうち、知的障害のみ（知能指数がおおむね35以下）により第10号に該当するものを、2級は施行令別表第3の2級欄の第16号に該当するもののうち、知的障害のみ（知能指数がおおむね50以下）により第16号に該当するものを計上すること。

知的障害及
び知的障害
以外の精神
障害
(08) (09)

1級は知的障害又は知的障害以外の精神障害のみでは施行令別表第3の1級欄の第10号に該当しないが、知的障害及び知的障害以外の精神障害の状況を勘案し総合的に判断することにより1級欄の第10号に該当するものを、2級は知的障害又は知的障害以外の精神障害のみでは施行令別表第3の2級欄の第16号に該当しないが、知的障害及び知的障害以外の精神障害の状況を勘案し総合的に判断することにより2級欄の第16号に該当するものを計上すること。

知的障害以
外の精神障
害のみ
(10) (11)

1級は施行令別表第3の1級欄の第10号に該当するもののうち、知的障害以外の精神障害のみにより1級欄の第10号に該当するものを、2級は施行令別表第3の2級欄の第16号に該当するもののうち、知的障害以外の精神障害のみにより2級欄の第16号に該当するものを計上すること。

重複障害
(12) (13)

1級は施行令別表第3の1級欄の第11号に該当するものを、2級は施行令別表第3の2級欄の第17号に該当するものを計上すること。

支給停止者数

法第5条の認定を受けた者のうち、法第6条から第8条、第11条の規定に該当したことにより、手当の支給が停止されている者の数を計上すること。

※条文 80頁参照

補 支給停止者数において、本人所得と扶養義務者等所得との間に変更があった場合は、一旦支給停止を解除したこととして(3)欄の各々該当する箇所に計上し、新たに支給停止になったとして(11)欄の各々該当する箇所にも計上すること。

本人所得(16)	法第6条に該当する支給停止者数を計上すること。 ※条文 80頁参照
扶養義務者等所得(17)	法第7条及び第8条に該当する支給停止者数を計上すること。 ※条文 80頁参照
その他(18)	法第11条に該当する全部支給停止者数を計上すること。
支給停止障害児数(19)(20)	支給停止者が監護し又は養育する児童の数について、1級、2級に分けて計上すること。

審査要領

上 表

- 1 「前月末現在未処理件数(1)」 = 「前月分報告の月末現在未処理件数(6)」
- 2 「月末現在未処理件数(6)」 = 「前月末現在未処理件数(1)」 + 「認定請求書受付件数(2)」 - 「受給者(3)」 - 「支給停止者(4)」 - 「却下件数(5)」
- 3 「受給者(3)」 = 下表の「新規認定(2)」の「受給者数(01)」
- 4 「支給停止者(4)」 = 下表の「新規認定(2)」の「支給停止者数(「本人所得(16)」 + 「扶養義務者等所得(17)」)」

下 表

- 5 「前月末現在数(1)」 = 「前月分報告の月末現在数(16)」
- 6 「月末現在数(16)」の「受給者数(01)」 = 「前月末現在数(1)」 + 「新規認定(2)」 + 「支給停止解除(3)」 + 「他の実施機関が管轄する区域から転入した(4)」 - 「計(10)」 - 「支給停止になった(11)」 - 「他の都道府県へ転出(12)」
- 7 「月末現在数(16)」の「支給対象障害児数(02)～(15)」 = 「前月末現在数(1)」 + 「新規認定(2)」 + 「支給停止解除(3)」 + 「他の実施機関が管轄する区域から転入した(4)」 - 「計(10)」 - 「支給停止になった(11)」 - 「他の実施機関が管轄する区域へ転出した(12)」 + 「増(13)」 - 「減(14)」 + 「再認定による障害区分及び級区分の変更(15)」
- 8 「月末現在数(16)」の「支給停止者数(「本人所得(16)」、「扶養義務者等所得(17)」、「その他(18)」)」 = 「前月末現在数(1)」 + 「新規認定(2)」 - 「支給停止解除(3)」 + 「他の実施機関が管轄する区域から転入した(4)」 - 「計(10)」 + 「支給停止になった(11)」 - 「他の実施機関が管轄する区域へ転出した(12)」
- 9 「月末現在数(16)」の「支給停止障害児数(「1級(19)」、「2級(20)」)」 = 「前月末現在数(1)」 + 「新規認定(2)」 - 「支給停止解除(3)」 + 「他の実施機関が管轄する区域から転入した(4)」 - 「計(10)」 + 「支給停止になった(11)」 - 「他の実施機関が管轄する区域へ転出した(12)」 + 「増(13)」 - 「減(14)」 + 「再認定による障害区分及び級区分の変更(15)」

- 10 「支給停止解除(3)」の「受給者数(01)」＝「支給停止解除(3)」の「支給停止者数（「本人所得(16)」＋「扶養義務者等所得(17)」＋「その他(18)」）」
- 11 「支給停止解除(3)」の「支給対象障害児数の計の1級(14)」＝「支給停止解除(3)」の「支給停止障害児数の1級(19)」
- 12 「支給停止解除(3)」の「支給対象障害児数の計の2級(15)」＝「支給停止解除(3)」の「支給停止障害児数の2級(20)」
- 13 「支給停止になった(11)」の「受給者数(01)」＝「支給停止になった(11)」の「支給停止者数（「本人所得(16)」＋「扶養義務者等所得(17)」＋「その他(18)」）」
- 14 「支給停止になった(11)」の「支給対象障害児数の計の1級(14)」＝「支給停止になった(11)」の「支給停止障害児数の1級(19)」
- 15 「支給停止になった(11)」の「支給対象障害児数の計の2級(15)」＝「支給停止になった(11)」の「支給停止障害児数の2級(20)」
- 16 「受給者数(01)」＝0のとき「支給対象障害児数の計の（「1級(14)」＋「2級(15)」）」＝0
- 17 「受給者数(01)」≥1のとき「受給者数(01)」≤「支給対象障害児数の計（「1級(14)」＋「2級(15)」）」
- 18 「支給停止者数（「本人所得(16)」＋「扶養義務者等所得(17)」＋「その他(18)」）」＝0のとき「支給停止障害児数（「1級(19)」＋「2級(20)」）」＝0
- 19 「支給停止者数（「本人所得(16)」＋「扶養義務者等所得(17)」＋「その他(18)」）」≥1のとき「支給停止者数（「本人所得(16)」＋「扶養義務者等所得(17)」＋「その他(18)」）」≤「支給停止障害児数（「1級(19)」＋「2級(20)」）」
- 20 「再認定による障害区分及び級区分の変更(15)」の「支給対象障害児数の計（「1級(14)」＋「2級(15)」）」＝0
- 21 「再認定による障害区分及び級区分の変更(15)」の「支給停止障害児数（「1級(19)」＋「2級(20)」）」＝0

参照条文

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（抄）（昭和39年法律第134号）

（支給要件）

第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

④ 第1項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

（認定）

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

② 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様にする。

（支給の制限）

第6条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する者で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

第7条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

第8条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

第9条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前3条の規定を適用しない。

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 2 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 3 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（抄）（昭和39年厚生省令第38号）

（認定の請求）

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第10条第2項、第15条、第16条、第25条、第26条、第28条第2項及び第29条を除き、以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

（手当額の改定の請求及び届出）

第2条 法第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定による手当の額の改定の請求は、特別児童扶養手当額改定請求書（様式第4号）に、新たな支給対象障害児があるに至った場合にあっては、当該支給対象障害児に係る第1号から第3号までに掲げる書類等を、支給対象障害児の障害の程度が増進した場合にあっては、第2号に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

- 1 戸籍の謄本又は抄本及び当該障害児の属する世帯の全員の住民票の写し
- 2 前条第2号に掲げる書類等
- 3 前条第3号から第5号までに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

第3条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、法第16条において準用する児童扶養手当法第8条第3項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、特別児童扶養手当額改定届（様式第5号）を都道府県知事に提出しなければならない。

（所得状況の届出）

第4条 受給者は、特別児童扶養手当所得状況届（様式第6号）に第1条第6号及び第7号に掲げる書類等を添えて、毎年8月12日から9月11日までの間に、これを都道府県知事に提出しなければならない。ただし、特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状況が既に記載されているときは、この限りでない。

（死亡の届出）

第12条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、14日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 氏名
- 2 死亡した年月日

3 特別児童扶養手当証書の記号番号

(準用)

第12条の3 第3条から前条まで及び第15条の規定は、受給資格の認定を受けた者であって法第6条から第8条までの規定により特別児童扶養手当の支給を受けていないもの（以下「支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第4条中「特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状況が既に記載されているとき」とあるのは「特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状況が既に記載されているとき、又は法第6条から第8条までの規定によりその年の7月まで手当が支給されていない場合であって当該支給停止の事由がなお継続するとき」と読み替えるものとする。

(認定請求の却下通知)

第18条 都道府県知事は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、特別児童扶養手当認定請求却下通知書（様式第12号）を請求者に交付しなければならない。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

別表第3（第1条関係）

1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有する者
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

第27 知的障害者更生相談所における処理
(知的障害者福祉法)

都道府県 名
指定都市
令和 年度分報告

	取扱 実人員 (1)	相 談 内 容								判 定 内 容					判定書等交付件数				
		施設 (2)	職親 委託 (3)	職業 (4)	医療 保健 (5)	生活 (6)	教育 (7)	療育 手帳 (8)	その他 (9)	計 (10)	医学的 判定 (11)	心理学 的判定 (12)	職能的 判定 (13)	その他 の判定 (14)	計 (15)	障害 支援 区分 (16)	療育 手帳 (17)	その他 (18)	計 (19)
来所 (01)																			
巡回 (02)																			

この表は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）により知的障害者更生相談所が本年度中に行った相談及び判定について、その実人員、相談及び判定の内容並びに判定書等の交付件数を計上するものである。

記入要領

この表は、知的障害者更生相談所に備え付けられている相談判定記録票等の記載内容に基づいて計上すること。

表 頭

取扱実人員(1)	相談に応じ又は判定を行った者について、月毎の実人員の合計数を計上すること。
相談内容 (2)~(9) 判定内容 (11)~(14)	1 相談内容及び判定内容は、相談判定記録票等の内容に基づいて区分するものであって、相談者の主訴事項によるものでないこと。 2 相談内容及び判定内容が2欄以上に該当する場合には、それぞれに計上すること。
施設(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等への入所、通所利用に関する相談について計上すること。
職親委託(3)	生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談について計上すること。
職業(4)	職業につかせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談について計上すること。
医療保健(5)	医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談について計上すること。 ※条文 86頁参照
生活(6)	生活保護法の適用、生活福祉資金の貸付、所得税の障害者控除等生活に関する相談について計上すること。

教 育(7)	就学、特別支援学級への編入等学校教育に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談についても計上すること。
療 育 手 帳(8)	療育手帳に関する相談について計上すること。
そ の 他(9)	(2)～(8)のいずれにも該当しない相談について計上すること。
医学的判定(11)	精神医学的診断に基づき判定を行ったものについて計上すること。
心理学的判定 (12)	心理学的諸検査及び観察等により、心理学的判定を行ったものについて計上すること。
職能的判定(13)	動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったものについて計上すること。
その他の判定 (14)	(11)～(13)のいずれにも該当しない判定について計上すること。
判定書等交付件数 (16)～(18)	市町村等に判定書等を交付した件数を計上すること。 補 「相談内容」及び「判定内容」の件数にかかわらず、判定書1枚につき1件として計上すること。
障害支援区分 (16)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する介護給付、訓練等給付の支給決定又は障害支援区分に関する意見書(判定書)交付の件数について計上すること。
療 育 手 帳(17)	療育手帳の交付等に関する判定書交付の件数について計上すること。
そ の 他(18)	(16)、(17)のいずれにも該当しない判定書(各種証明等)交付の件数について計上すること。
表 側	
来 所(01)	知的障害者更生相談所において行った相談及び判定について計上すること。 補 来所をせず書面をもって判定を行った場合も計上すること。
巡 回(02)	知的障害者更生相談所が巡回、訪問により行った相談及び判定について計上すること。

審査要領

- 1 「取扱実人員(1)」 ≤ 「相談内容の計(10)」 + 「判定内容の計(15)」
- 2 「判定書等交付件数の計(19)」 ≤ 「相談内容の計(10)」 + 「判定内容の計(15)」

参照条文

知的障害者福祉法（抄）（昭和35年法律第37号）

（知的障害者更生相談所）

第12条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

- ② 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）並びに前条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項、第26条第1項、第51条の7第2項及び第3項並びに第51条の11に規定する業務を行うものとする。
- ③ 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。
- ④ 前3項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

身体障害者福祉法（抄）（昭和24年法律第283号）

（施設等）

第5条

- ② この法律において、「医療保健施設」とは、地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づく保健所並びに医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所をいう。

第31 療育手帳交付台帳登載数
(知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市 名
令和 年度分報告

	前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中) (2)	転入 (年度中) (3)	転出・返還 (年度中) (4)	変更(年度中)		年度末現在 (7)
					18歳に達した場合 (5)	障害程度 (6)	
A (重度)	18歳未満 (01)						
	18歳以上 (02)						
B (中軽度)	18歳未満 (03)						
	18歳以上 (04)						
計 (05)							

この表は、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により、本年度中に新たに療育手帳の交付を受けた者、他の都道府県（指定都市、児童相談所を設置する中核市のうち、当該中核市の長が療育手帳を交付している場合は、当該中核市を含む。以下同じ。）の管内から転入した者、他の都道府県の管内へ転出した者及び療育手帳返還者並びに年度末現在において療育手帳の交付を受けている者の数を障害の程度、年齢区分別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県又は指定都市に備え付けている療育手帳交付台帳の記載内容に基づいて計上すること。

ただし、児童相談所を設置する中核市に備え付けている療育手帳交付台帳の記載内容については、当該中核市の属する都道府県において計上する。

表 頭

前年度末現在(1)	前年度分報告の「年度末現在(7)」の件数をそのまま計上すること。
新規交付(2)	新規に療育手帳の交付を受けた者の数を計上すること。(療育手帳所持者が、転入により新住所地で新たに交付を受けた者は除く。)
転入(3)	他の都道府県、指定都市から転入してきた療育手帳を所持する者（新住所地の療育手帳の交付を新たに受けた場合も含む。）の数を計上すること。
転出・返還(4)	療育手帳所持者で他の都道府県、指定都市へ転出した者又は療育手帳を返還した者（転出により療育手帳を返還した者は除く。）の数を計上すること。
変更	
18歳に達した場合 (5)	本年度中に療育手帳所持者が18歳に達した場合、18歳未満に「－」で、18歳以上に「＋」でそれぞれ計上すること。
障害程度(6)	本年度中に療育手帳所持者の障害の程度に変更があった場合、それまでの障害欄に「－」で、新たな障害欄に「＋」でそれぞれ計上すること。

表 側

A (重 度)
B (中軽度)

療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号児童家庭局長通知）第3の1項の区分により計上すること。

※条文 89頁参照

18歳未満
(01)(03)
18歳以上
(02)(04)

年齢の区分は、表頭(2)~(4)の各欄の事項を処理した時点現在における満年齢により計上すること。

補 本年度中に18歳に達し、かつ、障害程度に変更があった場合は、まず「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害程度(6)」で障害程度の変更を処理すること。また、障害程度に変更あり、かつ、18歳に達した場合は、まず「障害程度(6)」で障害程度の変更を処理し、次いで「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理すること。

審査要領

- 1 「前年度末現在(1)」 = 「前年度分報告の年度末現在(7)」
- 2 「年度末現在(7)」 = 「前年度末現在(1)」 + 「新規交付(2)」 + 「転入(3)」 - 「転出・返還(4)」 + 「変更（「18歳に達した場合(5)」 + 「障害程度(6)」）」
- 3 「18歳に達した場合(5)」のA（重度）・B（中軽度）別各欄 18歳未満+18歳以上 = 0
- 4 「障害程度(6)」の「A（重度）の18歳未満(01)」 + 「B（中軽度）の18歳未満(03)」 = 0
- 5 「障害程度(6)」の「A（重度）の18歳以上(02)」 + 「B（中軽度）の18歳以上(04)」 = 0

参照条文

療育手帳制度の実施について（抄）（昭和48年9月27日児発第725号児童家庭局長通知）

第3 障害の程度の判定

- 1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

(1) 重 度

18歳未満の者

平成24年8月20日障発0820第3号（「重度障害児支援加算費について」）の2対象となる措置児童等についての(1)又は(2)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の1の(1)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

（注） 前記通知の解釈にあたっては、知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害

を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとする。

(2) その他

(1)に該当するもの以外の程度のもの

- 2 障害の程度の区分については、1に定める区分のほか中度等の他の区分を定めることもさしつかえないものとする。
- 3 障害の程度については、交付後も確認する必要があるので、その必要な次の判定年月を指定するものとする。なお、次の障害の程度の確認の時期は、原則として2年後とするが、障害の状況からみて、2年を超える期間のち確認を行ってさしつかえないと認められる場合は、その時期を指定してもさしつかえないものとする。

第5 療育手帳交付後の手続

3 療育手帳の再交付

療育手帳をなくしたとき、記載欄に余白がなくなったとき等は療育手帳の再交付を行うものとし、この場合の申請手続きは、交付の申請の例によるものとする。

4 療育手帳の返還

療育手帳の交付を受けた者又はその保護者は、交付を受けた者が交付対象者に該当しなくなったとき又は死亡したとき、その他療育手帳を必要としなくなったときは、これを都道府県知事等に返還することとする。

第32 老人ホーム・在所者
(老人福祉法等)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	施設数 (1)	定員 (2)	入所者数(年度中)		退所者数(年度中)		年度末現在員数				
			被措置者 (3)	その他 (4)	被措置者 (5)	その他 (6)	被措置者			その他 (10)	
							管内分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)		
養護老人ホーム	公立(01)										
	私立(02)										
特別養護老人ホーム	公立(03)										
	私立(04)										
軽費老人ホーム	公立(05)										
	私立(06)										
都市型軽費老人ホーム	公立(07)										
	私立(08)										
軽費老人ホームA型	公立(09)										
	私立(10)										
軽費老人ホームB型	公立(11)										
	私立(12)										
生活支援ハウス	(13)										

この表は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）による養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知（以下、通知という））における「ケアハウス」を指すものである。）、都市型軽費老人ホーム（通知における「都市型軽費老人ホーム」を指すものである。）、軽費老人ホームA型（通知における「軽費老人ホーム（A型）」を指すものである。）、軽費老人ホームB型（通知における「軽費老人ホーム（B型）」を指すものである。）及び「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」（平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙）による生活支援ハウスについて、年度末現在における施設数、定員、本年度中における入退所者数及び年度末現在員数を施設の種類、公私立別に計上するものである。

記入要領

この表は、指定都市、中核市又は市町村に備え付けられている措置台帳及び施設に備え付けられている入所者名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

なお、介護保険法の規定による入所者及び短期入所者は含めないこと。

表 頭

施設数(1)

- 1 本年度末現在において、現に設置されている施設（休止中のものを除く。）の数をその施設を設置又は認可等した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。
- 2 本年度末日に設置又は認可等された施設は含めて計上し、廃止された施設は計上しないこと。

定員(2)

本年度末現在の施設（休止中のものを除く。）の定員をその施設を設置又は認可等した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

入所者数・退所者
数（年度中）

補 「施設数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を施設別及び公私立別に注記欄に記載すること。

1 入所者については入所したときの、退所者については退所したときの区分により「被措置者」又は「その他」のいずれかに計上すること。

なお、本年度中に廃止された施設の入所者、退所者も含めて計上すること。

補1 本年度末日に廃止された施設の在り所者は退所としてその施設の「退所者数」に含めて計上すること。また、施設の廃止により他の老人ホームに入所する者があるときは、入所した施設の「入所者数」にもその入所者を計上すること。

補2 同一人が本年度中に施設に入所し、その後一旦退所し、再び同一施設に入所した場合は「入所者数」に「2」、「退所者数」に「1」と計上すること。

補3 3月31日に死亡等で退所した場合は、「退所者数」に「1」と計上し、「年度末現在員数」には退所者を差し引いた数を計上すること。

補4 本年度中に公立の施設が私立の施設となった場合、その施設の在り所者は一旦退所として公立の「退所者数」に計上し、私立の「入所者数」にその数を改めて計上すること。私立の施設が公立の施設になった場合も同様の方法で計上すること。

2 本年度中に「被措置者」から「その他」に又は「その他」から「被措置者」に変更となり、引き続き在り所する場合は「入所者数」及び「退所者数」の各欄にそれぞれ計上すること。

被 措 置 者
(3)(5)

やむを得ない事由により措置を受けて本年度中に施設に入所した者及び措置を受けて入所している者のうち本年度中に退所した者の数を、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市、中核市で計上すること。

補 A県の管轄する市町村が、B県の設置又は認可等した施設に老人を入退所させてもA県で計上すること。

そ の 他
(4)(6)(10)

「被措置者」以外の者で、本年度中に施設に入所した者、入所している者のうち本年度中に退所した者及び年度末現在に在り所している者の数をその施設を設置又は認可等した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

なお、特別養護老人ホームについては当該欄には計上しないこと。

管 内 分(7)

都道府県の管轄する市町村又は指定都市、中核市が当該都道府県、当該指定都市若しくは当該中核市の設置した施設に入所させている、又は認可した施設に入所を委託している場合において年度末現在の在り所者数を計上すること。

管外に委託分
(8)

都道府県の管轄する市町村又は指定都市、中核市が当該都道府県、当該指定都市若しくは当該中核市以外の設置又は認可した施設に入所を委託している場合において年度末現在の在り所者数を計上すること。

表 側

養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム
都市型軽費
老人ホーム
軽費老人ホームA型
軽費老人ホームB型

法第20条の4から第20条の6までに規定する老人福祉施設を種類別に計上すること。

なお、軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型については、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)による施設を計上すること。

※ 条文 93、94頁参照

生活支援ハウス

「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」(平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙)による施設を計上すること。

※ 条文 94頁参照

公 立
(01)(03)(05)
(07)(09)(11)

経営を他のものに委託していても、設置主体が地方公共団体であるものをいう。

私 立
(02)(04)(06)
(08)(10)(12)

地方公共団体以外のもが設置したものをいう。

補 国又は地方公共団体が所有している土地、建物等を使用している場合でも施設の設置について私(法)人が認可等を受けているものは「私立」とすること。

審査要領

- 1 「年度末現在員数の被措置者の計(9)」 = 「前年度分報告の年度末現在員数の被措置者の計(9)」 + 「入所者数の被措置者(3)」 - 「退所者数の被措置者(5)」
- 2 「年度末現在員数のその他(10)」 = 「前年度分報告の年度末現在員数のその他(10)」 + 「入所者数のその他(4)」 - 「退所者数のその他(6)」
- 3 「管内分(7)」に計上数があるときは、施設数(1)、定員(2)にも計上数があること。

参照条文

老人福祉法(抄)(昭和38年法律第133号)

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 1 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 2 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホーム

ムに入所を委託すること。

(養護老人ホーム)

第20条の4 養護老人ホームは、第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(特別養護老人ホーム)

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(軽費老人ホーム)

第20条の6 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第20条の2の2から前条までに定める施設を除く。）とする。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱（抄）

（平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙）

1 目的

この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設（以下、「指定通所介護事業所等」という。）を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるものとする。

3 実施施設

本事業は、居住部門を指定通所介護事業所等に合わせ、又は当該事業所等の隣地に整備した小規模多機能施設（以下、「生活支援ハウス」という。）において実施するものとする。

4 利用対象者

居住部門の利用対象者は、原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものとする。

5 事業内容

- (1) 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。
- (2) 居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 居住部門の利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要

とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。

(4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のため場の提供等を行うこと。

6 利用定員

居住部門の利用定員は、おおむね10人程度とする。ただし、20人を限度とする。

第33 養護老人ホームの措置人員（4月1日現在）
（老人福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

費用徴収階層別（被措置者分）

	措置人員 (1)
1 (01)	
2 (02)	
3 (03)	
4 (04)	
5 (05)	
6 (06)	
7 (07)	
8 (08)	
9 (09)	
10 (10)	
11 (11)	
12 (12)	
13 (13)	
14 (14)	
15 (15)	
16 (16)	
17 (17)	
18 (18)	
19 (19)	
20 (20)	
21 (21)	
22 (22)	
23 (23)	
24 (24)	
25 (25)	
26 (26)	
27 (27)	
28 (28)	
29 (29)	
30 (30)	
31 (31)	
32 (32)	
33 (33)	
34 (34)	
35 (35)	
36 (36)	
37 (37)	
38 (38)	
39 (39)	
計 (40)	

費用徴収階層別（扶養義務者分）

	措置人員 (2)
A (01)	
B (02)	
C 1 (03)	
C 2 (04)	
D 1 (05)	
D 2 (06)	
D 3 (07)	
D 4 (08)	
D 5 (09)	
D 6 (10)	
D 7 (11)	
D 8 (12)	
D 9 (13)	
D10 (14)	
D11 (15)	
D12 (16)	
D13 (17)	
D14 (18)	
扶養義務者なし(19)	
計 (20)	

この表は、4月1日現在において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）により養護老人ホームへ入所の措置を行っている者について、費用徴収階層別（被措置者分）、費用徴収階層別（扶養義務者分）に計上するものである。

記入要領

この表は、指定都市、中核市又は市町村に備え付けられている措置台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

なお、短期入所者は含めないこと。

表 頭

措置人員(1)(2)

4月1日現在において、養護老人ホームに措置されている者の数を、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市、中核市で計上すること。

補 A県の管轄する市町村が、B県で設置又は認可等をした施設に老人を入所させた場合、A県で計上すること。

※条文 93、94頁参照

表 側

費用徴収階層別
(被措置者分)

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」の別紙2の別表1「養護老人ホーム被措置者・養護委託による被措置者費用徴収基準」に定める階層区分により計上すること。

補 夫婦で老人ホームに入所し、費用が一括徴収されている場合は、夫婦2人の対象収入が該当する費用徴収階層区分に「2」と計上すること。

※別表1 99頁参照

費用徴収階層別
(扶養義務者分)

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」の別紙2の別表2「扶養義務者費用徴収基準」に定める階層区分により計上すること。

※別表2 99頁参照

審査要領

- 1 「措置人員(1)の計」≒「第32の年度末現在員数(9)の養護老人ホームの公立(01)＋私立(02)」
- 2 「措置人員(1)の計」＝「措置人員(2)の計」

老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について（抄）

（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知）

別紙 2 の別表 1

養護老人ホーム被措置者
養護委託による被措置者 費用徴収基準

階層 区分	対象収入による階層区分	
	円	円
1	0	270,000
2	270,001	280,000
3	280,001	300,000
4	300,001	320,000
5	320,001	340,000
6	340,001	360,000
7	360,001	380,000
8	380,001	400,000
9	400,001	420,000
10	420,001	440,000
11	440,001	460,000
12	460,001	480,000
13	480,001	500,000
14	500,001	520,000
15	520,001	540,000
16	540,001	560,000
17	560,001	580,000
18	580,001	600,000
19	600,001	640,000
20	640,001	680,000
21	680,001	720,000
22	720,001	760,000
23	760,001	800,000
24	800,001	840,000
25	840,001	880,000
26	880,001	920,000
27	920,001	960,000
28	960,001	1,000,000
29	1,000,001	1,040,000
30	1,040,001	1,080,000
31	1,080,001	1,120,000
32	1,120,001	1,160,000
33	1,160,001	1,200,000
34	1,200,001	1,260,000
35	1,260,001	1,320,000
36	1,320,001	1,380,000
37	1,380,001	1,440,000
38	1,440,001	1,500,000
39	1,500,001円以上	

別紙 2 の別表 2

扶養義務者費用徴収基準

階層区分	税額等による階層区分	
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	
C ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）
		当該年度分の市町村民税所得割課税
C ₂		
D ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下
D ₂		30,001～ 80,000
D ₃		80,001～ 140,000
D ₄		140,001～ 280,000
D ₅		280,001～ 500,000
D ₆		500,001～ 800,000
D ₇		800,001～1,160,000
D ₈		1,160,001～1,650,000
D ₉		1,650,001～2,260,000
D ₁₀		2,260,001～3,000,000
D ₁₁		3,000,001～3,960,000
D ₁₂		3,960,001～5,030,000
D ₁₃		5,030,001～6,270,000
D ₁₄		6,270,001円以上

第34 短期入所生活介護（被措置者分）
（老人福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

短期入所生活介護				
実施市町村数 （年度末現在） (1)	実施施設数 （年度末現在） (2)	利用人員 （年度中）		延日数 （年度中） (5)
		実人員 (3)	延人員 (4)	

この表は、老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定する「やむを得ない事由」により、介護保険法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難だと認められた者の措置の実施状況について計上するものである。

なお、短期入所生活介護は介護予防短期入所生活介護を含むものである。以下同じ。

記入要領

この表は、指定都市、中核市又は市町村に備え付けられている関係簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

各項目については、措置を行った市町村を管轄する都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補 全項目にわたって計上数がないときは、注記欄に「該当なし」と明記すること。

表 頭

実施市町村数
（年度末現在） (1)

本年度末現在において、「やむを得ない事由」による短期入所生活介護の措置を行っている市町村数を計上すること。

実施施設数
（年度末現在） (2)

本年度末現在において、上記の市町村の措置委託を受けている短期入所生活介護の施設数を計上すること。

補 「実施施設数(2)」に計上数がある場合については、「実施市町村数(1)」にも計上数があること。

利用人員
（年度中）

実人員(3)

本年度中に、「やむを得ない事由」により短期入所生活介護の措置を行った者の実人員を計上すること。

延 人 員(4)	上記の者が本年度中に短期入所生活介護を利用した延人員を計上すること。
延 日 数(5)	上記の者の本年度中に短期入所生活介護を利用した延日数を計上すること。
	補 延人員は本年度中の利用回数により計上すること。
	例 本年度中に、同一人が3回（1回7日間）利用した場合は、実人員1、延人員3、延日数21と計上すること。

審査要領

- 1 実施市町村数(1) ≤ 実施施設数(2) ≤ 実人員(3) ≤ 延人員(4) ≤ 延日数(5)
- 2 「実施市町村数(1)」に数が計上されている時は、「実施施設数(2)」、「実人員(3)」、「延人員(4)」、「延日数(5)」のいずれにも数が計上されていること。

参照条文

老人福祉法（抄）（昭和38年法律第133号）

（居宅における介護等）

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 3 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

第35 老人クラブ・会員数
(老人福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

適正クラブ (年度末現在)		その他のクラブ (年度末現在)		郡・市・町村老人クラブ連合会数 (年度末現在)		
クラブ数 (1)	会員数 (2)	クラブ数 (3)	会員数 (4)	郡部 (5)	市部 (6)	町村部 (7)

この表は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人クラブの本年度末における老人クラブ数、会員数を適正クラブ、その他のクラブ別に計上するとともに、老人クラブ連合会数を郡部、市部、町村部別に計上するものである。

記入要領

この表は、市町村及び特別区等の報告に基づき都道府県、指定都市又は中核市において計上すること。

表 頭

適正クラブ

「老人クラブ等事業運営要綱」（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知別紙の別添）1（1）老人クラブに適合するクラブをいう。

クラブ数(1)

各市町村及び特別区管内の適正クラブ数を計上すること。

会員数(2)

上記のクラブに加入している会員数を計上すること。

その他のクラブ

クラブ数(3)

各市町村及び特別区管内の適正クラブ以外のクラブ数を計上すること。

会員数(4)

上記のクラブに加入している会員数を計上すること。

郡・市・町村老人
クラブ連合会数

郡部(5)

郡部で組織されている老人クラブ連合会数を計上すること。

市部(6)

市部（東京都の特別区及び指定都市の区を含む。）で組織されている老人クラブ連合会数を計上すること。

町村部(7)

町村部で組織されている老人クラブ連合会数を計上すること。

参照条文

老人福祉法（抄）（昭和38年法律第133号）

（老人福祉の増進のための事業）

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

老人クラブ等事業運営要綱（抄）（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知別紙の別添）

1 組織について

（1）老人クラブ

ア 会員

（ア）年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

（イ）老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するものとする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

イ 会員の規模

おおむね30人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合には、この限りではない。

ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

第36 女性相談支援センター及び女性相談支援員の経路別受付

(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

都道府県名 _____
令和 _____ 年度分報告

			本人 自身 (1)	警察 関係 (2)	法務 関係 (3)	教育 関係 (4)	労働 関係 (5)	他 都 道 府 県 の 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	他 都 道 府 県 の 女 性 相 談 支 援 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計	
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	
都 道 府 県	女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	女 性 相 談 支 援 員	新 規 (01)														
			再 来 (02)														
		そ の 他 の 職 員	新 規 (03)														
			再 来 (04)														
	女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー 以 外 の 事 務 所 の 婦 女 性 相 談 支 援 員	新 規 (05)															
		再 来 (06)															
	市 町 村 の 女 性 相 談 支 援 員	新 規 (07)															
		再 来 (08)															

この表は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）により女性相談支援員等が困難な問題を抱える女性の自立支援、暴力被害女性の保護及び人身取引被害女性の保護の相談について本年度中に受け付けた実件数（実人員）を経路別、新規・再来別に計上するものである。

記入要領

この表は、支援台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 女性相談支援員等が行った巡回相談、出張相談又は電話による相談等で受け付けた件数を計上すること。
- 2 女性相談支援員として任用されていない職員（女性相談支援センターのその他の職員を除く。）が受け付けた件数は計上しないこと。
- 3 「配偶者等からの暴力被害男性」からの相談は計上しないこと。

表 頭

経 路 区 分

受付の経路が2欄以上に該当するときは、相談記録票を起こした相談経路のみに計上すること。

補 女性相談支援センターに福祉事務所から通知があり、ついで警察署から通知があった場合相談記録票を起こしたのが警察署からの通知であれば「警察関係

	(2)」に計上すること。
本人自身(1)	本人が自発的に相談したものについて計上すること。
警察関係(2)	警察官、麻薬取締官等司法警察職員から送られたものについて計上すること。
法務関係(3)	地方検察庁、家庭裁判所、保護司、人権擁護委員、地方更生保護委員会、地方出入国在留管理局から送られたものについて計上すること。
教育関係(4)	学校、教育相談所、教育委員会等から送られたものについて計上すること。
労働関係(5)	公共職業安定所、労働基準監督署等から送られたものについて計上すること。
他都道府県の女性相談支援センター(6)	他都道府県の女性相談支援センターにいる女性相談支援員から送られたものについては「他都道府県の女性相談支援員(7)」に計上すること。
他都道府県の女性相談支援員(7)	
福祉事務所(8)	福祉事務所及び福祉事務所に配属されている母子・父子自立支援員、家庭相談員等から送られたものについて計上すること。
他の相談機関(9)	民生委員、児童相談所、知的障害者更生相談所等の相談機関をはじめ、公私を問わずいわゆる福祉相談を行っている機関から送られたものについて計上すること。
医療機関(11)	保健所、病院、医療相談室等から送られたものについて計上すること。
表 側	
新 規	困難な問題を抱える女性、暴力被害女性及び人身取引被害女性が初めて女性相談支援員等へ相談に来たものをいう。
再 来	女性相談支援員等に以前1度でも相談したことがあり、その相談の処理済み後再び相談に来たものをいう。 補1 他の女性相談支援センター又は女性相談支援員に1度でも相談したことのある場合は、その相談の処理済みであるか否かにかかわらず「再来」とすること。 補2 他の女性相談支援センター又は女性相談支援員から単に紹介だけで送られて来た場合も「再来」とすること。

参照条文

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抄）（令和4年法律第52号）

（女性相談支援センター）

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

② 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」と

いう。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

③ 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

1 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

2 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

3 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

4 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

5 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

② 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

③ 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)(平成13年法律第31号)

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

③ 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

1 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 2 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 3 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 5 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- ④ 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- （女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

第37 女性相談支援センター及び女性相談支援員の処理状況

(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

都道府県 名
令和 年度分報告

			処 理 済 実 人 員 (年 度 中)										相 談 支 援 延 件 数 (12)	年 度 末 現 在 未 処 理 人 員	
			女 性 自 立 支 援 施 設 (1)	就 自 職 業 (2)	結 婚 (3)	家 庭 復 帰 (4)	福 祉 事 務 所 へ 送 付 (5)	支 援 セ ン タ ー ・ 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー へ 移 送 (6)	他 都 道 府 県 の 女 性 相 談 支 援 員 へ 移 送 (7)	関 連 の 他 の 機 関 へ 移 送 (8)	助 言 ・ 相 談 支 援 み (9)	そ の 他 (10)		計 (11)	一 時 保 護 (13)
都 道 府 県	女性相談支援センター	女性相談支援員 (01)													
		その他の職員 (02)													
	女性相談支援センター以外の事務所の女性相談支援員 (03)														
市町村の女性相談支援員 (04)															

女性相談支援センターの一時保護決定延人員 (年度中)	困難な問題を抱える女性・暴力被害女性 (05)	
	委託を行った延人員 (06)	
	同伴した家族 (07)	
	委託を行った延人員 (08)	

この表は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）により女性相談支援員等が受け付けた困難な問題を抱える女性の自立支援、暴力被害女性の保護及び人身取引被害女性の保護の相談について、本年度中にすべての処理を完了したものの実人員、相談支援延件数及び年度末現在における未処理人員を計上するものである。

記入要領

この表は、支援台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 未処理のまま死亡した場合、又は相談継続中その所在が長期にわたって判明しない場合は、処理済みとして「その他(10)」に計上すること。
- 2 1人の困難な問題を抱える女性等が同一の問題で2人以上の女性相談支援員等に受け付けられ、未処理のままとなっている場合は、受付年月日の古い方を処理済みとして「その他(10)」に計上すること。
- 3 女性相談支援員として任用されていない職員（女性相談支援センターのその他の職員を除く。）が処理を完了した場合は、計上しないこと。
- 4 「配偶者等からの暴力被害男性」からの相談を計上しないこと。

上 表
表 頭

処 理 済 実 人 員
(年度中)
(1)~(10)

- 1 すべての処理を完了し、本年度中に処理済みとして取り扱ったケースについて、その実人員を計上すること。
- 2 処理が2欄以上に該当するときは、主なものみに計上すること。
- 3 すべての処理が完了した後、本年度中に再び同一人について相談に応じ、本年度中に同一の処理を完了した場合はそれぞれ該当欄に計上すること。

女性自立支援
施設に入所(1)

女性自立支援施設に入所の措置を決定したものを計上すること。

補 「女性自立支援施設に入所(1)」においては、措置の決定を行った都道府県で計上すること。よって、「第38 女性自立支援施設入退所者の状況」の「入所人員(1)」と合計が合わない場合がある。

就 職 ・ 自 営(2)

就職が決定したもの、自営を始めたものを計上すること。

補 公共職業安定所のあっせんにより就職決定の通知を受理したものも含めて計上すること。

結 婚(3)

婚姻(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係にあると認められるものを含む。)したものを計上すること。

家 庭 復 帰(4)

家庭へ復帰したものを計上すること。

福祉事務所へ
移送 (5)

福祉事務所あてに移送通知書等を発行したものを計上すること。

その他の関係
機関・施設へ移
送 (8)

保健所、医療施設、児童相談所、民生委員等に移送通知書等を発行したものを計上すること。

助言・相談支援
のみ(9)

助言又は相談支援だけで処理を完了したものを計上すること。

相談支援延件数
(12)

処理済実人員について、すべての処理を完了するまでの間に、来所、世帯訪問等によって調査又は指導した総延件数を計上すること。

補1 本年度中に処理を完了したものにかかる前年度以前の相談支援件数も含めて計上すること。

補2 「処理済み実人員(年度中)」の「計(11)」に計上数がある場合については、「相談支援延件数(12)」にも計上数があること。なお、一方の計上数がない場合については、理由を注記欄に記載すること。

年度末現在未処
理人員 (13)(14)

本年度末現在において処理が完了していないものについて計上すること。

補 前年度分報告の「年度末現在未処理人員(13)(14)」の数値に相違が生じて審査要領が成立しない場合は、注記欄に理由を記載すること。

下 表

表 側

女性相談支援センターの一時保護決定延人員(年度中)

(05)～(08)

一時保護の決定を受けた困難な問題を抱える女性、暴力被害女性及び人身取引被害女性それらの同伴した家族、人身取引被害女性を入所させた延人員を計上すること。

また、総延人員のうち、委託を行った延人員を計上すること。

補 1人の困難な問題を抱える女性が2人の乳幼児を同伴して4日間一時保護された場合は「困難な問題を抱える女性・暴力被害女性(05)」に「4」、「同伴した家族(07)」に「8」と計上すること。

審査要領

女性相談支援員(01)、その他の職員(02)、女性相談支援センター以外の事務所の女性相談支援員(03)、市町村の女性相談支援員(04)欄について

「年度末現在未処理人員(13)+(14)」＝「前年度分報告の年度末現在未処理人員(14)+(15)」＋「第36の計(14)の新規+再来」－「処理済実人員の計(11)」

第38 女性自立支援施設入退所者の状況

(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

都道府県 名 _____
令和 _____ 年度分報告

入所(年度中)人員 (1)	理由別退所人員 (年度中)							年度末在所人員 (9)	入所(年度中)延人員 (10)	職業訓練の状況(年度中)	
	就自 職 営 (2)	帰宅・ 帰郷 (3)	結 婚 (4)	その他 関係機 関へ移 送 (5)	無 断 退 所 (6)	そ の 他 (7)	計 (8)			施設 内 訓 練 (11)	施設 外 訓 練 (12)

困難な問題を抱える女性・暴力被害女性が同伴した家族 (年度中)	
------------------------------------	--

この表は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による女性自立支援施設の本年度中における入所人員、退所人員、入所延人員及び職業訓練の状況並びに年度末在所人員を計上するものである。

記入要領

この表は、女性自立支援施設からの報告に基づいて当該施設の所在する都道府県において計上すること。

補 全項目にわたって計上数がないときは、注記欄に理由及び「該当なし」と記載すること。

※条文 115頁参照

上 表 表 頭	
入 所 人 員(1)	本年度中に入所した人員を計上すること。 補 本年度中に入所した者が本年度中に退所し、再び同一施設に入所した場合は、「入所人員(1)」に「2」、該当する退所人員欄に「1」と計上すること。
理由別退所人員	退所理由が2欄以上に該当するときは主な理由のみに計上すること。
結 婚(4)	婚姻（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係にあると認められる者を含む。）のために退所した者を計上すること。
その他の関係 機関・施設へ移 送 (5)	他の女性自立支援施設、他の女性相談支援センター、他の女性相談支援員、福祉事務所、児童相談所、医療機関又は保健所等へ移送したことにより退所の取扱いをした者を計上すること。
無 断 退 所 (6)	正規の手続きを経ないで長期間帰所しない等により退所として処理した者を計上すること。

<p>年度末在所人員 (9)</p>	<p>年度末に在所している人員を計上すること。 補 前年度報告分の「年度末在所人員(9)」の数値に相違が生じて審査要領が成立しない場合は、その理由を注記欄に記載すること。</p>
<p>入所延人員 (年度中) (10)</p>	<p>本年度中に入所した延人員（人員×日数）を計上すること。 補1 1人の困難な問題を抱える女性、暴力被害女性及び人身取引被害女性が20日間入所すれば「20」と計上すること。 補2 施設に入所している者が外泊又は傷病で入院した場合の日数も含めて計上すること。</p>
<p>職業訓練の状況 (年度中) (11)(12)</p>	<p>入所者のうち、職業訓練を受けた人数（実人員。但し、退所後に再度入所した場合は重複して計上する。）を計上すること。 補1 同一人が本年度中に施設内と施設外で職業訓練を受けていた場合は、「施設内訓練(11)」及び「施設外訓練(12)」の各欄にそれぞれ「1」と計上すること。 補2 施設外で職業訓練を受けていた者が、本年度中に一旦退所し、再び入所して施設外で職業訓練を受けた場合は、「施設外訓練(12)」に「2」と計上すること。</p>
<p>下 表 困難な問題を抱える女性・暴力被害女性が同伴した家族 (年度中)</p>	<p>困難な問題を抱える女性・暴力被害女性の入所に伴って同伴した家族の入所延人員（人員×日数）を計上すること。 補1 困難な問題を抱える女性・暴力被害女性が同伴した乳幼児2人が20日間入所すれば「40」と計上すること。 補2 「困難な問題を抱える女性・暴力被害女性が同伴した家族(年度中)」の件数が、「入所延人員(年度中) (10)」の件数と乖離がある場合は誤りがないか確認すること。</p>

審査要領

- 1 「年度末在所人員(9)」＝「前年度分報告の年度末在所人員(9)」＋「入所人員(1)」－「理由別退所人員の計(8)」
- 2 「理由別退所人員 計(8)」＋「年度末在所人員(9)」≥「職業訓練の状況 施設内訓練(11)」
- 3 「理由別退所人員 計(8)」＋「年度末在所人員(9)」≥「職業訓練の状況 施設外訓練(12)」

参照条文

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抄）（令和4年法律第52号）

（女性自立支援施設）

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせ

て退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）（平成13年法律第31号）

（女性自立支援施設における保護）

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

第39 民生委員（児童委員）の推薦状況
（民生委員法・児童福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		定 数 (1)	前 年 度 末 現 在 数 (2)	推 薦 数 (3)	解 嘱 事 由 報 告 数				年 度 末 現 在 数 (8)
					死 亡 (4)	傷 病 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)	
民生委員数	男 (01)								
	女 (02)								
(再掲) 主任児童委員数	男 (03)								
	女 (04)								

この表は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による民生委員（児童委員）及び主任児童委員の本年度中における推薦及び解嘱の状況を計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市及び中核市に備え付けられている民生委員名簿等に基づいて計上すること。

表 頭

定 数(1)

法第4条の規定により都道府県知事又は指定都市及び中核市の市長が条例で定めた本年度末現在における民生委員（児童委員）及び主任児童委員の定数を計上すること。

補 表頭の各項目において、「(再掲)主任児童委員数」は「民生委員数」の内数であることに留意すること。

※条文 117頁参照

前年度末現在数
(2)

前年度分報告の「年度末現在数」の数をそのまま計上すること。

補 前年度分報告の「年度末現在数」の数値に相違が生じて審査要領が成立しない場合は、注記欄に理由を記載すること。

推 薦 数(3)

本年度中に民生委員（児童委員）として委嘱及び主任児童委員として指名するため、都道府県知事又は指定都市及び中核市の市長が厚生労働大臣に推薦した数を計上すること。

解嘱事由報告数

死 亡(4)

本人の死亡のため解嘱された者の数を計上すること。

傷病(5)	本人の傷病のため解嘱された者の数を計上すること。
その他(6)	「死亡」及び「傷病」以外の理由（任期満了を含む。）で解嘱又は主任児童委員の指名を解除された者の数を計上すること。 補 任期満了には一斉改選による解嘱を含む。（再任する場合にも計上すること。）
年度末現在数(8)	本年度末現在において委嘱されている民生委員（児童委員）数及び主任児童委員数を計上すること。

審査要領

- 1 「前年度末現在数(2)」＝「前年度分報告の年度末現在数(8)」
- 2 「年度末現在数(8)」＝「前年度末現在数(2)」＋「推薦数(3)」－「解嘱事由報告数の計(7)」

参照条文

民生委員法（抄）（昭和23年法律第198号）

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

第40 民生委員（児童委員）の活動状況
（民生委員法・児童福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数 (年 度 中)														分野別相談・支援件数 (年 度 中)					
	在 宅 福 祉 社 (1)	介 護 保 険 (2)	健 康 ・ 保 健 医 療 (3)	子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)	子 ど も の 地 域 生 活 (5)	子 学 校 の 教 育 ・ 活 動 (6)	生 活 費 (7)	年 金 ・ 保 険 (8)	仕 事 (9)	家 族 関 係 (10)	住 居 (11)	生 活 環 境 (12)	日 常 的 な 支 援 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)	高 齢 者 に 関 す る こ と (16)	障 害 者 に 関 す る こ と (17)	子 ど も に 関 す る こ と (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
民 生 委 員 (01)																				
(再掲) 主任児 童委員 (02)																				

	そ の 他 の 活 動 件 数 (年 度 中)						訪 問 回 数		連 絡 調 整 回 数		活 動 日 数 (11)
	調 査 ・ 実 態 把 握 (1)	行 会 議 へ の 参 加 協 力 (2)	地 自 治 体 福 祉 活 動 (3)	民 児 協 運 営 ・ 研 修 (4)	証 明 へ 調 査 ・ 確 認 等 (5)	要 見 護 通 告 ・ 重 介 介 (6)	訪 問 (7)	そ の 他 (8)	委 員 相 互 (9)	そ の 他 の 関 係 機 関 (10)	
民 生 委 員 (01)											
(再掲) 主任児 童委員 (02)											

この表は、民生委員法（昭和23年法律第198号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、本年度中に民生委員（児童委員）及び主任児童委員が行った相談・支援等の活動状況の延件数を計上するものである。

記入要領

この表は、民生委員（児童委員）及び主任児童委員の活動記録の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 本年度中に同一人に対して、数回にわたって相談・支援等を行った場合は、全ての回数を計上すること。
- 2 本年度中に同一人に対して、2欄以上にわたる相談・支援等を行った場合は、該当するそれぞれの欄に計上すること。

補 同一人に対して、仕事についての相談を本年度中に2回行えば、「仕事(9)」に「2」と計上し、同一人に対して、家族関係についての相談を2回と住居に関する相談を3回行えば「家族関係(10)」に「2」、「住居(11)」に「3」と計上すること。

上 表
表 頭

内容別相談・
支援件数

在宅福祉(1)

介護・介助に関する一般的な相談、介護保険を除く各種在宅福祉サービス（障害（児）者に対する各種福祉サービス、食事サービス、入浴サービス、移送サービス等）の利用、日常生活自立支援事業の利用、介護保険施設を除く社会福祉施設への入所等についての相談、補装具、日常生活用具の給付・貸与や住宅改造、身体障害者手帳や療育手帳の交付に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事は、この区分に計上。

介護保険(2)

介護保険のサービス（居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域支援事業等）の利用、要介護認定、保険料、利用料に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

健康・保健医療
(3)

心身上の疾病・障害の予防及び治療、医療費、精神保健、生活習慣病予防、リハビリテーション、健康増進（健康・食生活相談、健康教育）、健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。（介護保険に関する事及び母子保健に関する事を除く。）

子育て・母子保健
(4)

育児支援のための認定こども園や幼稚園、保育所、福祉サービス等の利用、児童虐待、児童養護等子育ての問題に関する事、妊娠や出産等母子保健に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

子どもの地域生活
(5)

子ども会や自治会行事への参加、遊び場や通学通園路の問題に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

子どもの教育・
学校生活 (6)

学校教育や進学の問題等子どもの教育に関する事、不登校やいじめの問題、学校生活に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

生活費(7)

生活保護の申請・受給、生活困窮者自立支援制度の利用、生活に必要な経費・貸付金・借入金（消費者金融、クレジットローン、税金等）、生活援助資金（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構の奨学金及び高齢者住宅整備資金、障害者住宅整備資金等）、悪質な訪問販売等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

年金・保険(8)

厚生年金保険、国民年金、労災保険、雇用保険、自動車損害賠償責任保険等の年金・保険の問題及び児童、障害者、高齢者等の各種福祉手当等に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。（健康保険、国民健康保険に関する事を除く。）

仕事(9)	就職、雇用、失業、出稼ぎ、職業指導、職業能力の開発、内職、仕事に関する資金の借入（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金に関するものを除く。）や機器購入に関する事等の相談・支援を行った延件数を計上すること。
家族関係(10)	結婚、離婚、親子関係、扶養、相続、家庭不和、行方不明、近隣関係等の問題について相談・支援を行った延件数を計上すること。
住居(11)	入居、立退き、借地、借家、家賃、家屋の補修、土地の売買、境界線、宅地等の問題について相談・支援を行った延件数を計上すること。
生活環境(12)	危険箇所、公害、環境衛生等の環境問題への苦情に関する事等の相談・支援を行った延件数を計上すること。
日常的な支援(13)	(1)～(12)のいずれにも該当しない内容のうち、他に代替手段がないなどによりやむを得ず、通院の付添、買い物の代行、ゴミ出し、除雪灰等軽易な日常生活に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
その他(14)	(1)～(13)のいずれにも該当しない内容について相談・支援を行った延件数を計上すること。
分野別相談・支援件数	
高齢者に関する事(16)	高齢者に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
障害者に関する事(17)	障害者に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
子どもに関する事(18)	子ども（障害児を含む。）に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
その他(19)	(16)～(18)以外に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
下 表	
表 頭	
その他の活動件数	
調査・実態把握(1)	世帯の支援に必要な情報収集や状況把握、民児協の独自調査、市町村、社協、他の機関・団体からの依頼により調査を行った延件数を計上すること。
行事・事業・会議への参加協力(2)	民生委員（児童委員）、主任児童委員として出席、参加した諸会合、行事、協力した事業（共同募金、敬老金の配布等の行事、葬儀への列席等を含む。）の延件数を計上すること。 ※1つの行事・事業・会議につき1件。1日に複数の行事等に参加・協力した場合は、その延件数を計上すること。
地域福祉活動・自主活動(3)	民生委員（児童委員）、主任児童委員又は民児協が社協や関係機関・団体等と

	協働して行う地域福祉活動、民児協独自で行う地域福祉活動の延件数を計上すること。
民児協運営・研修 (4)	民児協の定例会、部会・委員会、研修会等の企画実施に携わった延件数及びこれらに参加した延件数を計上すること。
証明（調査・確認等）事務(5)	就学困難証明・生活困窮証明、児童の監護・養育者に関する事実等、本人や行政機関等から協力を求められた場合に行った証明・調査又は事実確認等の延件数を計上すること。
要保護児童の発見の通告・仲介(6)	要保護児童を発見し福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数及び要保護児童発見者からの依頼により福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数を計上すること。
訪問回数 訪問・連絡活動 (7)	見守り、声かけなどを目的として障害（児）者、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等に対して訪問・連絡活動（電話や電子メールによるものを含む。）を行った延件数を計上すること。※要保護児童等に対するものも含む。
その他 (8)	(7)以外に関する訪問・連絡活動を行った延件数を計上すること。
連絡調整回数 委員相互(9)	他の民生委員（児童委員）、主任児童委員への連絡調整を行った延件数を計上すること。
その他の関係機関 (10)	社会福祉施設、市町村、福祉事務所、児童相談所、女性相談支援センター、学校、教育委員会、社協等の関係機関・団体への連絡調整を行った延件数を計上すること。
活動日数(11)	活動を行った実日数を計上すること。 補 「内容別相談・支援件数の計(15)」及び「分野別相談・支援件数の計(20)」に計上数がある場合には、「活動日数(11)」にも計上数があること。

審査要領

- 1 「内容別相談・支援件数の計(15)」＝「分野別相談・支援件数の計(20)」
- 2 各表頭の「民生委員(01)」 ≥ 各表頭の「(再掲)主任児童委員(02)」

参照条文

民生委員法（抄）（昭和23年法律第198号）

（担当の区域、事項）

第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

(職務内容)

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 1 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 2 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 3 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 4 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 5 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ② 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

(児童委員の職務)

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 1 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 2 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 3 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 4 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 5 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第41 社会福祉法人数・認可件数及び社会福祉連携推進法人数・認定件数

(社会福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		社 会 福 祉 法 人						社会福祉連携 推進法人 (7)
		社会福祉協議会 (1)	共同募金会 (2)	社会福祉事業団 (3)	施設経営法人 (4)	その他 (5)	計 (6)	
法人数 (年度末現在)	都道府県知事・ 指定都市長・中核市長 (01)							
	都道府県の 区域内の市長 (02)							
認可 ／ 認定 件数 (年度中)	設立認可/ 設立認定件数	都道府県知事・ 指定都市長・中核市長 (03)						
		都道府県の 区域内の市長 (04)						
	解散認可(認定) ／認定取消件数	都道府県知事・ 指定都市長・中核市長 (05)						
		都道府県の 区域内の市長 (06)						
	合併認可件数	都道府県知事・ 指定都市長・中核市長 (07)						
		都道府県の 区域内の市長 (08)						

この表は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）により設立された社会福祉法人及び法により認定された社会福祉連携推進法人について、その年度末現在数及び年度中の認可（認定）件数を法人の種類別に計上するものである。

記入要領

- 1 都道府県においては、都道府県知事が所轄庁（社会福祉連携推進法人については認定所轄庁。以下同じ。）である法人及び区域内の市長（指定都市長、中核市長を除く。）が所轄庁である法人について計上し、2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行っている法人であって、厚生労働省令で定めるもの（厚生労働大臣所管分）については計上しないこと。
- 2 指定都市及び中核市においては、指定都市長及び中核市長が所轄庁である法人について計上し、2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行っている法人であって、厚生労働省令で定めるもの（厚生労働大臣所管分）については計上しないこと。

補 休眠中のものを除くこと。

表 頭

社会福祉法人

社会福祉協議会(1)

法第109条～第111条に基づく社会福祉協議会であって社会福祉法人として認可されているものを計上すること。

※ 条文 129、130、131頁参照

共同募金会(2)

法第113条に基づく共同募金会を計上すること。

※ 条文 131頁参照

社会福祉事業団(3)	「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知）に基づく社会福祉事業団を計上すること。
施設経営法人(4)	法第2条に規定する社会福祉施設を経営する法人を計上すること。 ただし、社会福祉事業団は計上しないこと。 具体的には133頁の表を参照すること。
その他(5)	(1)～(4)のいずれにも該当しない社会福祉法人を計上すること。
社会福祉連携推進法人(7)	法第127条に規定する社会福祉連携推進法人を計上すること。
表 側	
法人数 (01)～(02)	社会福祉法人（表頭(1)～(5)）については、本年度末現在において法第29条に規定する設立登記を終了している法人数、社会福祉連携推進法人（表頭(7)）については本年度末現在において法第127条に規定する法人数を計上すること。 補1 3月31日付で設立登記を終了した法人は計上し、3月31日付で解散した法人は計上しないこと。 補2 前年度報告分の法人数（01）～(02)の数値に相違が生じて審査要領が成立しない場合は、その理由を施設別及び欄別に注記欄に記載すること。） ※ 条文 127、131頁参照 都道府県においては、都道府県知事が所轄庁である法人(01)及び区域内の市長（指定都市長、中核市長を除く。）が所轄庁である法人(02)について計上すること。 <u>指定都市及び中核市においては、(01)欄のみに計上すること。</u>
認可／認定件数 (年度中)	
設立認可／設立 認定件数 (03)～(04)	社会福祉法人（表頭(1)～(5)）については、法第31条に基づき設立認可を行った件数を計上すること。 ※ 条文 128頁参照 社会福祉連携推進法人（表頭(7)）については、法第127条に基づき認定を行った件数を計上すること。 ※ 条文 131頁参照 都道府県においては、都道府県知事が所轄庁である法人(03)及び区域内の市長（指定都市長、中核市長を除く。）が所轄庁である法人(04)について計上すること。 <u>指定都市及び中核市においては、(03)欄のみに計上すること。</u>
解散認可 (認定)／ 認定取消件数 (05)～(06)	社会福祉法人（表頭(1)～(5)）については、法第46条第1項（第4号を除く。）に基づき解散認可（認定）を行った件数を計上すること。 補 法第46条第3項に基づき届出された件数も含めて計上すること。

合併認可件数
(07)～(08)

※ 条文 129頁参照

社会福祉連携推進法人（表頭(7)）については、法第 141 条に基づき解散の認定を行った件数及び法第 145 条第 1 項又は第 2 項に基づき社会福祉連携推進認定を取り消した件数を計上すること。

補 法第141条において準用する法第46条第 3 項に基づき届出された件数も含めて計上すること。

※ 条文 132頁参照

都道府県においては、都道府県知事が所轄庁である法人(05)及び区域内の市長（指定都市長、中核市長を除く。）が所轄庁である法人(06)について計上すること。指定都市及び中核市においては、(05)欄のみに計上すること。

社会福祉法人について、法第 50 条及び第 54 条の 6 に基づき合併認可を行った件数を計上すること。

都道府県においては、都道府県知事が所轄庁である法人(07)及び区域内の市長（指定都市長、中核市長を除く。）が所轄庁である法人(08)について計上すること。指定都市及び中核市においては、(07)欄のみに計上すること。

※ 条文 129頁参照

審査要領

- 1 法人数(01) ≙ 「前年度分報告の法人数(01)」 + 「設立認可／設立認定件数(03)」 - 「解散認可（認定）／認定取消件数(05)」 - 「合併認可件数(07)」
- 2 法人数(02) ≙ 「前年度分報告の法人数(02)」 + 「設立認可／設立認定件数(04)」 - 「解散認可（認定）／認定取消件数(06)」 - 「合併認可件数(08)」

参照条文

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（登記）

第29条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

② 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（所轄庁）

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次

の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

1 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

2 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの及び第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

② 社会福祉法人でその行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

（申請）

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

1 目的

2 名称

3 社会福祉事業の種類

4 事務所の所在地

5 評議員及び評議員会に関する事項

6 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第2款、第6章第8節、第9章及び第10章において同じ。）の定数その他役員に関する事項

7 理事会に関する事項

8 会計監査人を置く場合には、これに関する事項

9 資産に関する事項

10 会計に関する事項

11 公益事業を行う場合には、その種類

12 収益事業を行う場合には、その種類

13 解散に関する事項

14 定款の変更に関する事項

15 公告の方法

② 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

③ 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。

④ 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同

じ。) であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。

⑤ 第1項第5号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

⑥ 第1項第13号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(解散事由)

第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

- 1 評議員会の決議
- 2 定款に定めた解散事由の発生
- 3 目的たる事業の成功の不能
- 4 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）
- 5 破産手続開始の決定
- 6 所轄庁の解散命令

② 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。

③ 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(吸収合併の効力の発生等)

第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

② 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

③ 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第32条の規定は、前項の認可について準用する。

(新設合併の効力の発生等)

第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

② 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 第32条の規定は、前項の認可について準用する。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に

掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ② 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- ③ 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- ④ 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
- ⑤ 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならない。
- ⑥ 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 3 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

4 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

② 前条第5項及び第6項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第111条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

② 第109条第5項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

(共同募金会)

第113条 共同募金を行う事業は、第2条の規定にかかわらず、第1種社会福祉事業とする。

② 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。

③ 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行ってはならない。

④ 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第125条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第127条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

1 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

2 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

3 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

4 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

5 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

6 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(認定の基準)

第127条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

(略)

(準用)

第131条 第30条の規定は、社会福祉連携推進認定の所轄庁について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「もの及び第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人」とあるのは、「もの」と読み替えるものとする。

第141条 第46条第3項、第46条の2、第46条の6第4項及び第5項並びに第47条の4から第47条の6までの規定は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、第46条第3項中「第1項第2号又は第5号」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条各号」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第139条第1項に規定する認定所轄庁をいう。第46条の6第4項及び第5項並びに第47条の5において同じ。）」と、第46条の6第4項及び第5項並びに第47条の5中「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁」と、第47条の6第2項中「第46条の13」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第216条」と、「準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。

（社会福祉連携推進認定の取消し）

第145条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。

- 1 第128条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
 - 2 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。
- ② 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。
- 1 第127条各号（第5号を除く。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。
 - 2 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。
 - 3 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- ③ 認定所轄庁は、前2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
- ⑤ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第29条第6項及び第7項の規定は、認定所轄庁が第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第6項中「行政庁は、第1項又は第2項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第139条第1項に規定する認定所轄庁は、同法第126条第1項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。

表（福祉行政報告例第41において施設経営法人の「施設」の対象となる社会福祉施設一覧）

法第2条第2項 第1号	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
法第2条第2項 第2号	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
法第2条第2項 第3号	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム
法第2条第2項 第4号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設
法第2条第2項 第6号	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設
法第2条第2項 第7号	授産施設を経営する事業
法第2条第3項 第2号	児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センター
法第2条第3項 第2号の2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園
法第2条第3項 第3号	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉施設
法第2条第3項 第4号	老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センター
法第2条第3項 第4号の2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センター又は福祉ホーム
法第2条第3項 第5号	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設
注：法第2条第4項に該当するものは対象外である。	

第42 社会福祉法人等に対する指導・監督
(社会福祉法等)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

(社会福祉法人に対する指導)		指導の状況													
社会福祉法による社会福祉法人に対する指導 (他法において準用する場合を含む。)	報告徴収 (法第56条第1項)	立入検査 特別監査	立入検査 一般監査	勧告	公表	措置命令	業務停止 命令	役員解職 勧告	解散命令	公益事業又は 収益事業の 停止の命令	報告徴収 (法第58条第2項第1号)	予算変更 勧告	役員解職 勧告	財産返還 命令	
	(01)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)

(社会福祉連携推進法人に対する指導)		指導の状況						
社会福祉法による社会福祉連携推進法人に対する指導	報告徴収	立入検査 特別監査	立入検査 一般監査	勧告	公表	措置命令	業務停止 命令	役員解職 勧告
	(02)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)

(施設又は事業に対する指導)		指導の状況							
根拠法	施設(事業)種別	報告徴収	立入検査	管理規定の 変更の命令	事業の制限 の命令	施設の設備 又は運営の 改善の命令	事業の停止 の命令	事業の廃止 の命令	認可(許可) の取消
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
生活保護法	保護施設	(03)							
老人福祉法	老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入居施設若しくは老人介護支援センター	(04)							
	養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム	(05)							
社会福祉法	無料低額宿泊所	(06)							

この表は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）により設立された社会福祉法人、社会福祉法により認定された社会福祉連携推進法人、社会福祉法その他の法律により許可、認可又は届出がなされた社会福祉事業に対する本年度中の指導・監督の状況について、指導の根拠法、施設・事業の種類別に件数を計上するものである。

記入要領

- 1 社会福祉法人に対する指導・監督について、都道府県においては、都道府県知事が所轄庁である法人及び区域内の市長（指定都市長、中核市長を除く。）が所轄庁である法人について計上し、2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行っている法人であって、厚生労働省令で定めるもの（厚生労働大臣所管分）については計上しないこと。
- 2 指定都市及び中核市においては、指定都市長及び中核市長が所轄庁である法人について計上し、2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行っている法人であって、厚生労働省令で定めるもの（厚生労働大臣所管分）については計上しないこと。
- 3 上表の立入検査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）にいう指導監査のうち、一般監査及び特別監査について計上すること。
- 4 中表の立入検査については、「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」（令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知）にいう指導監査のうち、一般監査及び特別監査について計上すること。
- 5 下表の立入検査については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設

に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)にいう指導監査のうち、**特別監査**について計上し、一般監査については計上しないこと。

6 全項目にわたって計上数がないときは、注記欄に「該当なし」と記載すること。

上 表

社会福祉法人に対する指導・監督件数を計上すること。また、他法において社会福祉法の規定を準用する場合も含めて計上することとし、準用した場合は()の中に再掲すること。

表 頭

報告徴収(法第56条第1項)(1)

社会福祉法第56条第1項に基づき、業務又は財産の報告を徴収した件数を計上すること。(一般監査は計上しないこと。) ※ 条文 139頁参照

立入検査
特別監査(2)

社会福祉法第56条第1項に基づき、業務及び財産の状況を検査した件数を計上すること。

一般監査(3)

社会福祉法第56条第1項に基づき、業務及び財産の状況を検査(一般監査)した件数を計上すること。 ※ 条文 139頁参照

勧告(4)

社会福祉法第56条第4項に基づき、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告した件数を計上すること。 ※ 条文 139頁参照

公表(5)

社会福祉法第56条第5項に基づき、勧告に従わなかった旨を公表した件数を計上すること。 ※ 条文 139頁参照

措置命令(6)

社会福祉法第56条第6項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じた件数を計上すること。 ※ 条文 139頁参照

業務停止命令(7)

社会福祉法第56条第7項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止を命じた件数を計上すること。 ※ 条文 139頁参照

役員解職勧告(8)

社会福祉法第56条第7項に基づき、役員解職を勧告した件数を計上すること。

解散命令(9)

社会福祉法第56条第8項に基づき、解散を命じた件数を計上すること。
※ 条文 139頁参照

公益事業又は収益事業の停止の命令(10)

社会福祉法第57条に基づき、公益事業又は収益事業の停止を命じた件数を計上すること。
※ 条文 139頁参照

報告徴収(法第58条第2項第1号)(11)

社会福祉法第58条第2項第1号に基づき、事業又は会計の状況の報告を徴収した件数を計上すること。
※ 条文 139頁参照

生活保護法第74条の2、老人福祉法第25条において社会福祉法を準用した場合も含めること。また、その件数は()の中に再掲すること。

	(予算変更勧告(12)、役員解職勧告(13)、財産返還命令(14)についても同じ取り扱いとすること。)	※ 条文 143、144 頁参照
予算変更勧告(12)	社会福祉法第 58 条第 2 項第 2 号に基づき予算の変更を勧告した件数を計上すること。	※ 条文 139 頁参照
役員解職勧告(13)	社会福祉法第 58 条第 2 項第 3 号に基づき、役員解職を勧告した件数を計上すること。	※ 条文 139 頁参照
財産返還命令(14)	社会福祉法第 58 条第 3 項に基づき、財産の返還を命じた件数を計上すること。	※ 条文 139 頁参照
中 表	社会福祉連携推進法人に対する指導・監督件数を計上すること。	
表 頭		
報告徴収(1)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 1 項に基づき、業務又は財産の報告を徴収した件数を計上すること。(一般監査は計上しないこと。)	
立入検査		
特別監査(2)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 1 項に基づき、業務及び財産の状況を検査した件数を計上すること。	
一般監査(3)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 1 項に基づき、業務及び財産の状況を検査(一般監査)した件数を計上すること。	
勧告(4)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 4 項に基づき、その改善のために必要な措置(役員解職を除く。)をとるべき旨を勧告した件数を計上すること。	
公表(5)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 5 項に基づき、勧告に従わなかった旨を公表した件数を計上すること。	
措置命令(6)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 6 項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じた件数を計上すること。	
業務停止命令(7)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 7 項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止を命じた件数を計上すること。	
役員解職勧告(8)	社会福祉法第 144 条において準用する第 56 条第 7 項に基づき、役員解職を勧告した件数を計上すること。	※ 条文 141 頁参照

下 表
表 頭

- 報告徴収(1)
- 立入検査(2)
- 管理規定の変更の命令 (3)
- 事業の制限の命令 (4)
- 施設の設備又は運営の改善の命令 (5)
- 事業の停止の命令 (6)
- 事業の廃止の命令 (7)
- 認可(許可)の取消 (8)

次表の各法の規定に基づく指導監督を行った件数を計上すること。

※ 条文 140、142、143頁参照

(該当する法律の条項一覧)
(施設又は事業に対する指導)

根拠法	施設(事業)種別	指 導 の 状 況							
		報告徴収	立入検査	管理規定の変更の命令	事業の制限の命令	施設の設備又は運営の改善の命令	事業の停止の命令	事業の廃止の命令	認可(許可)の取消
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
生活保護法	保護施設 (02)	第44条	第44条	第46条第3項		第45条第1項第2項	第45条第1項第2項	第45条第1項	第45条第2項
老人福祉法	老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター (03)	第18条第1項	第18条第1項		第18条の2第2項		第18条の2第2項		
	養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム (04)	第18条第2項	第18条第2項			第19条第1項	第19条第1項	第19条第1項	第19条第1項
社会福祉法	無料低額宿泊所 (05)	第70条	第70条		第72条	第71条	第72条		

表 側

- 保護施設(03)
- 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター (04)
- 無料低額宿泊所 (06)

生活保護法第 38 条に規定する保護施設をいう。

老人居宅生活支援事業は、老人福祉法第 5 条の 2 に規定するものをいう。

社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。

参照条文

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（監督）

第56条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

④ 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。

⑤ 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

⑥ 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

⑦ 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。

⑧ 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

（公益事業又は収益事業の停止）

第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

1 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

2 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。

3 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

（助成等）

第58条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。

② 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共

団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

- 1 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
 - 2 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
 - 3 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。
- ③ 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第70条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

(改善命令)

第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、若しくは同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第68条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第65条第1項又は第68条の5第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を経営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第72条 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第62条第6項（第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条、第68条の3若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。

② 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法

律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第77条又は第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

- ③ 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項、第68条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(監督等)

第144条 第56条（第8項を除く。）、第57条の2、第59条、第59条の2（第2項を除く。）及び第59条の3の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第56条第1項	所轄庁	認定所轄庁（第139条第1項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。）
第56条第4項から第7項まで、第9項及び第11項、第57条の2、第59条並びに第59条の2第4項	所轄庁	認定所轄庁
第57条の2第2項	及び第4項から第9項まで並びに前条	、第4項から第7項まで及び第9項
第59条第1号	第45条の32第1項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項
第59条第2号	第45条の34第2項	第138条第1項において準用する第45条の34第2項
第59条の2第1項第1号	第31条第1項若しくは第45条の36第2項	第139条第1項
	同条第4項	同条第3項
第59条の2第1項第2号	第45条の35第2項	第138条第1項において準用する第45条の35第2項
第59条の2第3項	前項前段の事務	当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人（厚生労働大臣が認定所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査、分析及び必要な統計その他の資料の作成
	所轄庁（市長に限る。次項において同じ。）	認定所轄庁

生活保護法（抄）（昭和25年法律144号）

（報告の徴収及び立入検査）

第44条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第51条第2項第5号及び第54条第1項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

（改善命令等）

第45条 厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。

- 1 その保護施設が第39条第1項の基準に適合しなくなつたとき。
- 2 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。
- 3 その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

② 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第41条第2項の認可を取り消すことができる。

- 1 その保護施設が前項各号の1に該当するとき。
- 2 その保護施設が第41条第3項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 3 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。
- 4 正当な理由がないのに、第41条第2項第6号の予定年月日（同条第5項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。
- 5 第41条第5項の規定に違反したとき。

（管理規程）

第46条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

- 1 事業の目的及び方針
- 2 職員の定数、区分及び職務内容
- 3 その施設を利用する者に対する処遇方法
- 4 その施設を利用する者が守るべき規律
- 5 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法

6 その他施設の管理についての重要事項

- ② 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。
- ③ 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。

(準用規定)

第74条の2 社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第2条第2項第1号の規定又は同法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

老人福祉法（抄）（昭和38年法律第133号）

(報告の徴収等)

第18条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 都道府県知事は、前条第1項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(改善命令等)

第18条の2

- ② 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第5条の2第2項から第7項まで、第20条の2の2若しくは第20条の3に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第19条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。

(準用規定)

第25条 社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第2条第2項第4号の規定若しくは同法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第 52 助産施設・母子生活支援施設在所有者
(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

			施設数 (1)	定員 (2)	年 度 中				年 度 末 在 籍	
					入 所 (3)	私的契約 入 所 (4)	退 所 (5)	私的契約 退 所 (6)	入 所 (7)	私的契約 入 所 (8)
助産施設	公立	(01) 人 員								
	私立	(02)								
母子生活支援施設	公立	世帯数 (03)								
		人 員 (04)								
	私立	世帯数 (05)								
		人 員 (06)								

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）による助産施設、母子生活支援施設の年度末現在における施設数、定員、本年度中における入退所世帯数・人員及び年度末在籍世帯数・人員を公私立別に計上するものである。

記入要領

この表は、福祉事務所に備え付けられている保護台帳又は施設に備え付けられている入所者名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 施設の設置又は認可が年度を遡って行われていても、遡及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。
- 2 施設の設置主体が変更になり、公立の施設が私立の施設になったり、私立の施設が公立の施設になった場合及び施設の種類が変更になった場合は、変更前の施設については「年度中」の「退所」欄のみに計上し、変更後の施設については「年度途中」の「入所」欄に計上すること。

なお、施設の設置主体が変更になっても、変更の前後とも公立の施設又は私立の施設であれば計上しないこと。

表 頭

施設数(1)

本年度末現在、設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補 A県の法人等がB県の認可を受けてB県に施設を設置した場合は、施設を認可しているB県で計上すること。

定員(2)

本年度末現在、設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の定員（世帯数）を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補1 A県の法人等がB県の認可を受けてB県に施設を設置した場合の定員は、施設を認可しているB県で計上すること。

補2 暫定定員を計上しないこと。

補3 「施設数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を注記欄に記載すること。

年度中

入所(3)

本年度中に法に基づく入所申込みを受けて入所した「人員」及び「世帯数」を、計上すること。

補 私的契約で在所中に法に基づく入所申込みを受けて入所したときは、この欄に計上するとともに「年度中」の「私的契約退所(6)」にも計上すること。

私的契約入所(4)

本年度中に法に基づかない入所契約により入所した「人員」及び「世帯数」を計上すること。

補 在所中に法に基づく入所契約を解除され、引き続き在所するときは、この欄に計上するとともに「年度中」の「退所(5)」にも計上すること。

退所(5)

本年度中に法に基づく入所契約が解除された「人員」及び「世帯数」を計上すること。

補 本年度4月1日付で法に基づく入所契約が解除された者の場合、「年度中」の「退所(5)」欄に計上すること。

私的契約退所(6)

法に基づかない入所契約により入所している者のうち本年度中に退所した「人員」及び「世帯数」を計上すること。

表 側

助産施設

入所している妊産婦数を計上し、妊産婦が分娩した新生児数は計上しないこと。

母子生活支援施設

世帯数
人員

「年度中(3)～(6)」の「世帯数」は世帯主(母)が異動した場合に計上し、扶養されている児童だけが異動した場合は、「人員」のみについて計上すること。

		<p>補1 母子生活支援施設に入所中の世帯において出生児があったときは、出生児の数を「年度中」の「入所」の「人員」に計上すること。</p> <p>補2 母子生活支援施設に入所中の児童が法定年令に達し、法に基づく入所契約が解除され引き続き母親と同居している場合には、その子のみを「年度中」の「私的契約入所(4)」及び「年度中」の「退所(5)」の各欄の「人員」に計上すること。</p>
公	立	経営を他のものに委託していても、設置主体が地方公共団体であるものをいう。
私	立	設置主体が地方公共団体以外のものをいう。
		<p>補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用していても、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。</p>

審査要領

- 1 「年度末在籍の入所(7)」＝「前年度分報告の年度末在籍の入所(7)」＋「年度中入所(3)」－「年度中の退所(5)」
- 2 「年度末在籍の私的契約(8)」＝「前年度分報告の年度末在籍の私的契約(8)」＋「年度中の私的契約入所(4)」－「年度中の私的契約退所(6)」
- 3 「母子生活支援施設の公立の世帯数(03)」≦「母子生活支援施設の公立の人員(04)」
- 4 「母子生活支援施設の私立の世帯数(05)」≦「母子生活支援施設の私立の人員(06)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（助産の実施）

第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（母子保護の実施）

第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

第54 保育所・在所者（4月1日現在）
（児童福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	施設数 (1)	認可定員 (2)	利用定員 (3)	在 籍			
				入所人員 (4)	措置人員 (5)	障害児 受入人員 (再掲) (6)	私的契約 人員 (7)
公 立 (01)							
私 立 (02)							

	入 所 人 員 年 齢 階 層					障害児保育 のための 加配職員数 (6)
	0 歳 (1)	1・2歳 (2)	3 歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)	
公 立 (03)						
保育短時間 (再掲) (04)						
私 立 (05)						
保育短時間 (再掲) (06)						

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）による保育所の4月1日現在における施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数を計上するものである。

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

補 本表には保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）による保育所型認定こども園の数値を計上すること。保育所型認定こども園においては、保育所と同様に支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上すること。

※条文 159頁参照

一般的事項

施設の設置、認可又は確認が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。

上 表	
表 頭	
施設数(1)	<p>1 4月1日現在で設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>2 分園については別計上しないこと。なお、定員は合算して計上すること。</p>

認可定員(2)

4月1日現在で設置又は認可されている施設(休止中のものを除く。)の認可定員を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。なお、支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもを受入りに係る部分について計上できない場合は、施設全体の認可定員を計上すること。

利用定員(3)

4月1日現在で確認を受けている施設(休止中のものを除く。)の利用定員を、その施設を確認した市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。

補 「施設数(1)」、「認可定員(2)」、「利用定員(3)」が令和6年3月分報告と異なるときはその理由を注記欄に記載すること。

在籍

入所人員(4)

4月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けて入所している児童について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。

補1 4月1日現在で支給認定を受けている児童は計上し、支給認定を取り消した児童は計上しないこと。

補2 当該都道府県又は当該指定都市若しくは当該中核市以外の設置又は認可している施設に入所している児童についても計上すること。

措置人員(5)

4月1日現在で、法第24条第5項又は第6項に基づき市町村が措置した児童について、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。 ※条文 159頁参照

障害児受入人員(再掲)(6)

「入所人員(4)」及び「措置人員(5)」のうち、市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。)の受入人員について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。

私的契約人員(7)

4月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童をその施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補 4月1日付で支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所する児童も含めて計上すること。

表 側

公 立(01)

経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。設置主体が地方公共団体以外であるものをいう。

私 立(02)

補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用しているも、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。

下 表 表 頭

入所人員 年齢階層 (1)～(4)	<p>4月1日現在の支援法に基づく支給認定を受けて入所している児童について、年齢階層別に計上すること。</p> <p>1 前年度から引き続き入所している児童については、年度の初日の前日における満年齢により区分すること。</p>
障害児保育のための加配職員数 (6)	<p>4月1日現在で標準的な職員数を超えて障害児保育のために加配されている職員数を計上すること。</p> <p>補1 常勤職員だけでなく、非常勤職員（常勤換算後）を含めて計上すること。 非常勤職員の常勤換算数は、当該職員の1週間の勤務時間を施設が定めた1週間の勤務時間で除し、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求めた数の合計を原則とする。ただし週により時間にばらつきがある場合は、実態に近くなるよう月単位又は年単位で換算する。なお、非常勤職員の勤務時間は障害児保育に従事する時間に限定するものではない。</p> <p>補2 4月1日時点で障害児が入所していない場合であっても、障害児受入れに備えて標準的な職員数を超えて職員を加配している場合には、加配職員として計上すること。</p> <p>補3 常勤換算の具体例については152頁を参照すること。</p>
<p>表 側</p> <p>公 立(03)</p> <p>私 立(05)</p> <p>保育短時間(再掲) (04)(06)</p>	<p>上表に同じ。</p> <p>上表に同じ。</p> <p>4月1日現在で、支援法に基づく保育短時間認定がされた児童について、年齢階層別に再掲すること。</p>

審査要領

- 1 「在籍の入所人員(4)の公立(01)」＝「入所人員年齢階層の計(5)の公立(03)」
- 2 「在籍の入所人員(4)の私立(02)」＝「入所人員年齢階層の計(5)の私立(05)」
- 3 「障害児受入人員(再掲)(6)の公立(01)」≦「在籍の入所人員(4)の公立(01)」＋「在籍の措置人員(5)の公立(01)」
- 4 「障害児受入人員(再掲)(6)の私立(02)」≦「在籍の入所人員(4)の私立(02)」＋「在籍の措置人員(5)の私立(02)」
- 5 「入所人員年齢階層 公立(03)」≧「入所人員年齢階層 公立 保育短時間(再掲)(04)」
- 6 「入所人員年齢階層 私立(05)」≧「入所人員年齢階層 私立 保育短時間(再掲)(06)」
- 7 「施設数(1)の公立(01)」＝0のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の公立(03)」＝0
- 8 「施設数(1)の私立(02)」＝0のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の私立(05)」＝0

※障害児保育のための加配職員数について

障害児保育の実施にあたっては、「障害児保育に係る保育士等の配置について（平成30年3月27日子保発0327第1号）」により、概ね障害児2名に対し、保育士1名の配置を標準としつつ、障害のある子どもの状況に応じて適切に職員を配置することとしている。

- 職員とは、保育に従事する保育士、看護師及びみなし保育士（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び第96条に規定）を指し、保育を行うことを主として配置されていない職員（会計事務等に従事する職員、休業中の職員、保育士資格を持たない保育補助者等）を含めないこと。
- 障害児保育のための加配職員とは、障害児がいるクラスの保育士、延長保育や縦割り活動などにおいて障害児保育に関わる保育士等として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第33条に基づき算出される標準的な職員数を超えて加配した職員を指す。ただし、国庫補助を受けて配置している職員（例：医療的ケア児保育支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）を受けて配置している保育士や看護師等）は含めないこと。
- 非常勤職員は、当該施設が定めた勤務時間（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る）の全てを勤務している職員又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員以外の職員をいう。

（例）施設が定めた勤務時間が1日8時間、週5日の場合

- ・上記のとおり勤務している者は、雇用形態や名称に関わらず常勤職員として1を計上する。
- ・「1日5時間、週5日勤務」「1日8時間、週3日勤務」など上記に満たない場合、非常勤職員として常勤換算する。
- ・人手が足りない時のみ勤務する職員の場合（例：月2日程度等）は、実態に近くなるように、月平均あるいは年平均により常勤換算した上で計上を行う。

$$1日8時間、月2日勤務 \rightarrow 16時間 \quad / \quad 184時間 = 0.086\cdots \approx 0.1$$

（1か月23日勤務とした場合）

◎非常勤職員の常勤換算方法

- ・1週間の勤務時間（超過勤務時間を除く。）を、当該施設が定めた1週間の勤務時間で除し、小数第2位を四捨五入した数の合計を計上すること。

（例）週40時間勤務の施設において、「1日5時間、週5日勤務」「1日8時間、週3日勤務」

「1日5時間、週3日勤務」がそれぞれ1名の場合

$$1日5時間、週5日勤務 \rightarrow 25時間 \quad / \quad 40時間 = 0.625 \approx 0.6$$

$$1日8時間、週3日勤務 \rightarrow 24時間 \quad / \quad 40時間 = 0.600 \approx 0.6$$

$$1日5時間、週3日勤務 \rightarrow 15時間 \quad / \quad 40時間 = 0.375 \approx 0.4$$

$$\text{合計} = 1.6$$

第54の2 幼保連携型認定こども園・在籍者（4月1日現在）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	施設数 (1)	認可定員		利用定員 (4)	在籍			
		計 (2)	2・3号 認定 (再掲) (3)		入所人員 (5)	措置人員 (6)	障害児 受入人員 (再掲) (7)	私的契約 人員 (8)
公立 (01)								
私立 (02)								

	入所人員年齢階層					障害児保育 のための 加配職員数 (6)
	0歳 (1)	1・2歳 (2)	3歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)	
公立 (03)						
保育短時間 (再掲) (04)						
私立 (05)						
保育短時間 (再掲) (06)						

この表は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。）による幼保連携型認定こども園の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分の 4 月 1 日現在における施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数を計上するものである。ただし「認可定員 計(2)」については、支援法第 19 条第 1 号・2 号・3 号に掲げる部分の合計を計上するものである。 ※条文 159 頁参照

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 施設の設置、認可又は確認が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。

上 表
表 頭

施設数(1)

1 4月1日現在で設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

認可定員

2 分園については別計上しないこと。なお、定員は合算して計上すること。

4月1日現在で設置又は認可された施設（休止中のものを除く。）の認可定員

計 2・3号認定 (再掲) (3)	<p>を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>「計(2)」には<u>施設全体の認可定員</u>を計上し、「2・3号認定(再掲)(3)」には支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上する。なお、(3)に計上できない場合は、<u>その旨を注記欄に記載し、(3)は0とすること。</u></p> <p>補1 「計(2)」には、1号認定も含む1施設全体の認可定員の合計を計上する。</p> <p>補2 「2・3号認定(再掲)(3)」には、認可定員を1号、2号、3号の区分ができない施設が1施設でもあれば、「0」とすること。</p>
利用定員(4)	<p>4月1日現在で確認を受けた施設(休止中のものを除く。)の支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分の利用定員を、その施設を確認した市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補 「施設数(1)」、認可定員「計(2)」、「2・3号認定(再掲)(3)」、「利用定員(4)」が令和6年3月分報告と異なるときはその理由を注記欄に記載すること。</p>
在籍 入所人員(5)	<p>4月1日現在で、支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を受けて入所している児童について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補1 4月1日現在で支給認定を受けている児童は計上し、支給認定を取り消した児童は計上しないこと。</p> <p>補2 当該都道府県又は当該指定都市若しくは当該中核市以外の設置又は認可している施設に入所している児童についても計上すること。</p>
措置人員(6)	<p>4月1日現在で、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下同じ。)第24条第5項又は第6項に基づき市町村が措置した児童について、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>※条文 159頁参照</p>
障害児受入人員 (再掲) (7)	<p>「入所人員(5)」及び「措置人員(6)」のうち、市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。)の受入人員について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。</p>
私的契約人員 (8)	<p>4月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童をその施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>補 4月1日付で支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所する児童も含めて計上すること。</p>

表 側

公 立(01)

経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。

私 立(02)

設置主体が地方公共団体以外であるものをいう。

補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用していても、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。

下 表

表 頭

入所人員年齢階層 (1)~(4)

4月1日現在の支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を受けて入所している児童について、年齢階層別に計上すること。

1 前年度から引き続き入所している児童については、年度の初日の前日における満年齢により区分すること。

障害児保育のための加配職員数 (6)

4月1日現在で標準的な職員数を超えて障害児保育のために加配されている職員数を計上すること。

補1 常勤職員だけでなく、非常勤職員(常勤換算後)を含めて計上すること。
換算方法は第54と同様とし、具体例については152頁を参照すること。

補2 4月1日時点で障害児が入所していない場合であっても、障害児受入に備えて標準的な職員数を超えて職員を加配している場合には、加配職員として計上すること。

補3 1号認定の障害児のみを担当する職員は含めないこと。保育士の兼任等により、2号・3号認定のみの計上が難しい場合は、合理的な計算により職員数に含めること。

表 側

公 立(03)

上表に同じ。

私 立(05)

上表に同じ。

保育短時間(再掲) (04)(06)

4月1日現在で、支援法に基づく保育短時間認定がされた児童について、年齢階層別に再掲すること。

審査要領

- 1 「認可定員の2・3号認定(再掲)(3)」 \geq 「利用定員(4)」
- 2 「在籍の入所人員(5)の公立(01)」=「入所人員年齢階層の計(5)の公立(03)」
- 3 「在籍の入所人員(5)の私立(02)」=「入所人員年齢階層の計(5)の私立(05)」
- 4 「障害児受入人員(再掲)(7)の公立(01)」 \leq 「在籍の入所人員(5)の公立(01)」+「在籍の措置人員(6)の公立(01)」

- 5 「障害児受入人員（再掲）(7)の私立(02)」 ≤ 「在籍の入所人員(5)の私立(02)」 + 「在籍の措置人員(6)の私立(02)」
- 6 「入所人員年齢階層 公立(03)」 ≥ 「入所人員年齢階層 公立 保育短時間（再掲）(04)」
- 7 「入所人員年齢階層 私立(05)」 ≥ 「入所人員年齢階層 私立 保育短時間（再掲）(06)」
- 8 「施設数(1)の公立(01)」 = 0 のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の公立(03)」 = 0
- 9 「施設数(1)の私立(02)」 = 0 のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の私立(05)」 = 0

第54の3 保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況

(児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		年 度 中				年 度 末 在 籍	
		入所人員 (1)	私的契約 入所人員 (2)	退所人員 (3)	私的契約 退所人員 (4)	入所人員 (5)	私的契約 人 員 (6)
保 育 所	公 立 (01)						
	私 立 (02)						
幼保連携型認定 こども園	公 立 (03)						
	私 立 (04)						

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）による保育所及び子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。）による幼保連携型認定こども園の支援法の第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分の年度中における入退所人員、年度末在籍人員を計上するものである。 ※条文 159 頁参照

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

補 本表には保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。）による保育所型認定こども園の数値を計上すること。保育所型認定こども園においては、保育所と同様に支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上すること。

※条文 159 頁参照

一般的事項

- 1 施設の設置、認可又は確認が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。
- 2 施設の設置主体が変更になり、公立の施設が私立の施設になったり、私立の施設が公立の施設になった場合は、変更前の施設については「年度中退所」欄に計上し、変更後の施設については「年度中入所」欄に計上すること。

なお、施設の設置主体が変更になっても、変更前の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しないこと。

- 3 「保育所」が「幼保連携型認定こども園」に変更となった場合は、2に準じて計上すること。この場合は、「保育所」と「幼保連携型認定こども園」の両方に関わることに留意すること。
- 4 進級児童について、事務処理上支援法に基づく支給認定を取消し、引き続き翌年度支援法に基づく支給認定を行うものは年度中入退所として計上しないこと。

表 頭	
年 度 中 入 所 人 員(1)	<p>本年度中に支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を受けて入所した児童を計上すること。</p> <p>補1 私的契約で在所中に支援法に基づく支給認定を受けて入所したときは、この欄に計上するとともに、「私的契約退所人員(4)」にも計上すること。</p> <p>補2 保育所間において入所児童が異動したときは、当該児童が入所した保育所においては、この欄に計上するとともに当該児童が退所した保育所においては、年度中の「退所人員(3)」にも計上すること。幼保連携型認定こども園においても同様に計上すること。</p>
私的契約入所 人 員 (2)	<p>年度中に支援法に基づく支給認定を受けずに入所した児童を計上すること。</p> <p>補 在所中に支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所するときはこの欄に計上するとともに年度中の「退所人員(3)」にも計上すること。</p>
退 所 人 員(3)	<p>年度中に支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を取り消された児童又は退所した児童を計上すること。</p> <p>補 4月1日付けで支援法に基づく支給認定を取り消された児童は、年度中の「退所人員(3)」欄に計上すること。</p>
私的契約退所 人 員 (4)	<p>支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童のうち年度中に退所した児童を計上すること。</p>
表 側	
公 立(01)(03)	<p>経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。</p>
私 立(02)(04)	<p>設置主体が地方公共団体以外であることをいう。</p> <p>補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用しているも、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。</p>

審査要領

- 1 「年度末在籍の入所人員(5)」＝「令和6年3月分報告の月末在籍の入所人員(13)」＋「年度中の入所人員(1)」－「年度中の退所人員(3)」
- 2 「年度末在籍の私的契約人員(6)」＝「令和6年3月分報告の月末在籍の私的契約人員(14)」＋「年度中の私的契約入所人員(2)」－「年度中の私的契約退所人員(4)」

参照条文

児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第24条

- ⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勸奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
- ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。
- 1 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
 - 2 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

子ども・子育て支援法（抄）（平成24年法律第65号）

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- ① 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- ② 満3歳以上の小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ③ 満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

第 61 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況
(児童扶養手当法)

	前月未現在 未定期付数 (01)	認定請求書 交付件数 (02)	受給資格認定件数 (月単位)		月未現在 未定期付数 (03)	現期受付件数 交付件数 (04)	文部省 受給者 (05)	文部省 受給者 (06)
			受給者 (07)	文部省 受給者 (08)				
認定件数・中等支給対象者	(01)	(02)	(03)	(04)	(03)	(04)	(05)	(06)
国支給対象者	(01)	(02)	(03)	(04)	(03)	(04)	(05)	(06)

	前月未現在 未定期付数 (01)	認定請求書 交付件数 (02)	受給資格認定件数 (月単位)		月未現在 未定期付数 (03)	現期受付件数 交付件数 (04)	文部省 受給者 (05)	文部省 受給者 (06)
			受給者 (07)	文部省 受給者 (08)				
受給者数	(01)	(02)	(03)	(04)	(03)	(04)	(05)	(06)
国支給対象者	(01)	(02)	(03)	(04)	(03)	(04)	(05)	(06)
国支給対象者	(01)	(02)	(03)	(04)	(03)	(04)	(05)	(06)
国支給対象者	(01)	(02)	(03)	(04)	(03)	(04)	(05)	(06)

	児童世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯	
	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定		
受給者数	(01)	(02)	(03)	(04)	(05)	(06)	(07)	(08)	(09)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)		
国支給対象者	(01)	(02)	(03)	(04)	(05)	(06)	(07)	(08)	(09)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)		

受給者数	手当の支給額	
	一部支給から 全部支給 (1)	全部支給から 一部支給 (2)
都道府県・市等支給対象者 (08)	(09)	(10)
国支給対象者	(10)	(11)

児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち18歳の年度末を越える児童数(月末現在) (3)

	児童世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯		父子世帯		母子世帯	
	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定	認定	未認定		
受給者数	(01)	(02)	(03)	(04)	(05)	(06)	(07)	(08)	(09)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)		
国支給対象者	(01)	(02)	(03)	(04)	(05)	(06)	(07)	(08)	(09)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)		

この表は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）に基づいて、本月中に都道府県・市等が行った認定請求書受付件数、受給資格認定件数、却下件数及び現況届受付件数を計上するものであり、また、児童扶養手当受給資格者の本月中の異動状況及び本月末現在における受給者数を、世帯類型別・対象児童との続柄別・手当の支給類型別・受給対象児童数別・公的年金の受給別に計上し、本月中における手当の支給類型の変更及び本月末現在における児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を超える児童数を計上するとともに、法第 13 条の 3 による 5 年等満了月（児童扶養手当法施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生省令 91 号）による改正前の児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号。以下「施行規則」という。）第 3 条の 3 第 1 項に規定する「5 年等満了月」をいう。以下同じ。）を迎えた児童扶養手当受給資格者（養育者を除く）の本月中の異動状況及び本月末現在における受給資格者数を計上するものである。

記入要領

この表は、児童扶養手当関係書類提出受付処理簿及び児童扶養手当受給資格者台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

1 現況届等の内容により過去月に遡って支給停止または支給停止解除等であることが判明した場合は、その処理を行った月に計上すること。

上 表 表 頭

前月末現在未処理件数 (1)

前月分報告の「月末現在未処理件数(6)」の件数をそのまま計上すること。

認定請求書受付件数 (月中) (2)

児童扶養手当法施行規則
第 1 条により受け付けた児童扶養手当認定請求書の件数を計上すること。

※条文 178 頁参照

受給資格認定件数 (月中)

受 給 者(3)

本月中に法第 6 条による認定を受けた者（法第 9 条から第 11 条まで又は第 13 条の 2 の規定に該当し、全部支給停止になった者を除く。）の数を計上すること。

※条文 173、174 頁参照

支給停止者(4)

本月中に法第 6 条による認定を受けた者のうち、法第 9 条から第 11 条まで又は第 13 条の 2 の規定に該当し、全部支給停止になった者の数を計上すること。

却下件数 (月中) (5)

施行規則第 17 条により児童扶養手当認定請求を却下した件数を計上すること。

	※条文 181頁参照
	補 新規認定前に本人から受給辞退の申出があった場合（取り下げ）も、含めて計上すること。
現況届受付件数 (月中)	
受給者(7)	施行規則第4条により受給者が提出した児童扶養手当現況届の受付件数を計上すること。（一部支給停止者もこちらに計上すること。）
	※条文 179頁参照
支給停止者(8)	施行規則第12条の3において準用する第4条により手当の全部支給停止者が提出した児童扶養手当現況届の受付件数を計上すること。
	※条文 180頁参照
表 側	
都道府県・市等支給対象者 (01)	昭和60年8月1日以降に認定請求をし、認定を受けた者をいう。（手当に都道府県・市等の費用負担が入る者）
国支給対象者 (02)	昭和60年7月31日において認定を受けている者及び同日において認定の請求をしている者であって、その後認定を受けた者をいう。（手当が全額国庫負担となる者）
中 表	
表 頭	
前月末現在数(1)	前月分報告の「月末現在数(17)」に計上した件数をそのまま計上すること。
月中の異動	
新規認定(2)	児童扶養手当認定請求書に基づき本月中に認定した件数を計上すること。
全部支給停止が解除された(3)(4)	法第6条の認定を受けた者のうち、第9条から第11条まで又は第13条の2の規定に該当したことにより、全部支給停止となっていたが、その後全部支給停止が解除された者の件数を該当する区分により計上すること。
	※条文 173、174頁参照
他の支給機関が管轄する区域から転入(5)	受給者が他の支給機関から転入してきたことにより、児童扶養手当移管通知書又は受給資格者の台帳の写しを受理した件数を計上すること。
受給資格喪失	受給資格の喪失事由が2欄以上に該当するときは、番号の小さいものを優先して1欄のみに計上すること。
受給者が死亡した(6)	施行規則第12条の規定による受給者の死亡の届出があったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
	※条文 180頁参照
対象児童が死亡した(7)	対象児童が死亡したことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。

対象児童が18歳の年度末に達した(8)	対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日をむかえることにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
	<p>補 当該年度3月31日で受給資格を喪失する者について、翌月の4月末日までに資格喪失の処理が行われた件数は、当該年度3月分に計上すること。</p> <p>なお、前年度末で受給資格を喪失した者であって、その資格喪失の処理が5月以降に行われた場合は、その処理月に計上すること。</p>
父又は母が婚姻(事実上の婚姻関係を含む)した(9)	父又は母が婚姻(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係にあると認められる者を含む。)したことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
児童が遺棄の状態ではなくなった(10)	児童が父又は母から監護されるようになったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
父又は母の拘禁が終了した(11)	<p>児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条の2第3号に該当する児童の父又は第2条第3号に該当する児童の母が拘禁されなくなったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。</p> <p>※条文 176頁参照</p>
その他(12)	<p>(6)~(11)のいずれにも該当しない事由により、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。</p> <p>補 20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童が20歳に達したことにより、受給資格を喪失した者はこの区分に計上すること。</p>
全部支給停止になった(14)(15)	<p>法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定に該当したことにより、手当の全部の支給が停止された者の件数を計上すること。</p> <p>※条文 173、175頁参照</p>
他の支給機関が管轄する区域へ転出(16)	受給者が他の支給機関へ転出したことにより、児童扶養手当移管通知書又は受給資格者の台帳の写しを発送した者の件数を計上すること。
表 側	
受給者数	<p>法第6条の認定を受けた者のうち、全部支給停止者を除いた者の数を計上すること。 ※条文 173頁参照</p>
都道府県・市等支給対象者(03)	昭和60年8月1日以降に認定請求をし、認定を受けた者をいう。(手当に都道府県・市等の費用負担が入る者)
国支給対象者(04)	昭和60年7月31日において認定を受けている者及び同日において認定の請求をしている者であって、その後認定を受けた者をいう。(手当が全額国庫負担となる者)
全部支給停止者	法第6条の認定を受けた者のうち第9条から第11条まで又は第13条の2の規

数

定に該当したことにより、手当の全部の支給が停止されている者の数を計上すること。 ※条文 173、174 頁参照

補1 全部支給停止者数欄において、本人所得と扶養義務者等所得の間に変更があった場合には、一旦支給停止を解除したこととして(3)又は(4)欄の各々該当する箇所に計上し、新たに支給停止されたとして、(14)又は(15)欄の各々該当する箇所についても計上すること。

補2 全部支給停止者数欄において、「本人所得 (05)」及び「扶養義務者等所得 (06)」の双方に当てはまる場合については、「本人所得 (05)」の欄にのみ計上すること。

本人所得(05)

法第9条又は第9条の2に該当する手当の全部支給停止者数を計上すること。
※条文 173、174頁参照

扶養義務者等所得 (06)

法第10条、第11条又は第13条の2に該当する全部支給停止者数を計上すること。 ※条文 174 頁参照

下 表 表 頭

月末現在受給者
数内訳

世 帯 類 型 別

母 子 世 帯

生別母子世帯

離 婚(1)

法第4条第1項第1号イ(父母が婚姻を解消した児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 173 頁参照

そ の 他 (2)

法第4条第1項第1号ニ(父の生死が明らかでない児童)又は施行令第1条の2第3号(父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。
※条文 173、176頁参照

死別母子世帯
(3)

法第4条第1項第1号ロ(父が死亡した児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。
※条文 173 頁参照

未婚の母子世帯
(4)

施行令第1条の2第4号(母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。
※条文 176頁参照

障害者世帯(5)

法第4条第1項第1号ハ(父が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。
※条文 173頁参照

遺棄世帯(6)	<p>施行令第1条の2第1号(父が引き続き1年以上遺棄している児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 176頁参照</p>
DV保護命令世帯(7)	<p>施行令第1条の2第2号(父が裁判所からの保護命令を受けた児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 176頁参照</p>
父子世帯 生別父子世帯 離婚(8)	<p>法第4条第1項第2号イ(父母が婚姻を解消した児童)に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 173頁参照</p>
その他(9)	<p>法第4条第1項第2号ニ(母の生死が明らかでない児童)又は施行令第2条第3号(母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童)に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 173、176頁参照</p>
死別父子世帯(10)	<p>法第4条第1項第2号ロ(母が死亡した児童)に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 173頁参照</p>
未婚の父子世帯(11)	<p>施行令第2条第4号(母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童)に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 176頁参照</p>
障害者世帯(12)	<p>法第4条第1項第2号ハ(母が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童)に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 173頁参照</p>
遺棄世帯(13)	<p>施行令第2条第1号(母が引き続き1年以上遺棄している児童)に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 176頁参照</p>
DV保護命令世帯(14)	<p>施行令第2条第2号(母が裁判所からの保護命令を受けた児童)に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。</p> <p>※条文 176頁参照</p>
その他の世帯(15)	<p>法第4条第1項第1号又は第2号いずれかに2人以上の児童がそれぞれ異なって該当する場合において、その2人以上の児童を母が監護する世帯又は父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯並びに法第4条第1項第3号のいずれかに</p>

	該当する児童を父又は母以外の者が養育している世帯の数を計上すること。
	※条文 173頁参照
対象児童との続柄別	
母 (16)	受給者が対象児童の母である世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲) (17)	(16)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
	※条文 177頁参照
父 (18)	受給者が対象児童の父である世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲) (19)	(18)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
	※条文 177頁参照
養育者(20)	受給者が対象児童の父又は母以外の者(養育者)である世帯の数を計上すること。
手当の支給類型別	
全部支給(21)	法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定に該当せず、手当の全部が支給されている世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲)(22)	(21)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
	※条文 177頁参照
一部支給(23)	法第9条又は第13条の2の規定により手当の一部が支給停止(一部支給)されている世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲)(24)	(23)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
	※条文 177頁参照
公的年金の受給別	
受給有り(31)	法第13条の2の規定に基づき、児童又は受給資格者が公的年金給付、遺族補償等を受けることができるため、手当の支給制限の対象となって手当の一部が支給停止されている世帯の数を計上すること。
法13条の2第1項適用(32)	児童が法第13条の2第1項のいずれかに該当するため、手当の支給制限の対象となっている世帯の数を計上すること。
法13条の2第2項適用(33)	受給資格者が法第13条の2第2項のいずれかに該当するため、手当の支給制限の対象となっている世帯の数を計上すること。
法13条の2第3項適用(34)	受給資格者が法第13条の2第3項に該当するため、手当の支給制限の対象となっている世帯の数を計上すること。
その他(35)	法第13条の2第1項～第3項の複数の規定に該当するため、手当の支給制限の対象となっている世帯の数を計上すること。
受給なし(36)	法第13条の2の規定に該当せず、手当の全部又は一部が支給されている世帯

の数を計上すること。

※条文 174頁参照

最 下 表

手当の支給類型
の変更（月中）

一部支給から
全部支給（1）

手当の一部が支給停止されているもので、法第9条又は第13条の2の規定に該当せず本月中にその全部が支給されるようになったものの数を計上すること。

全部支給から
一部支給（2）

手当の全部が支給されているもので、法第9条又は第13条の2の規定により本月中にその一部が支給停止（一部支給）されるようになったものの数を計上すること。

児童扶養手当の
受給の対象とな
っている児童の
うち18歳の年度
末を超える児童
数（月末現在）(3)

受給対象児童のうち、18歳に達する日以降の最初の3月31日を超える満20歳未満の児童で、施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある児童数を計上すること。

補 施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある者で、前年度末（3月31日）までに満18歳に達している満20歳未満の者を計上すること。

例 令和6年度報告においては、平成18年4月1日以前に生まれた満20歳未満の障害のある児童数が計上される。

※条文 175頁参照

5年等満了月を迎
えた児童扶養手当
受給資格者（養育者
を除く）

前月末現在受給
資格者数(1)

前月末までに5年等満了月を迎えた受給資格者数（現況届未提出等により支払いが一時差し止めされている者を含む。ただし、全部支給停止者を除く。）を計上すること。

一部支給停止
者数（再掲）
(2)

(1)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。

※条文 175頁参照

月中の異動

5年等満了月
を迎えた受給
資格者数（3）

月中に5年等満了月を迎えた受給資格者数（現況届未提出等により支払いが一時差し止めされている者を含む。ただし、全部支給停止者を除く。）を計上すること。

一部支給停止
者数（4）

月中に法第13条の3による一部支給停止となった受給資格者数（(6)を除く。）を計上すること。

転入

受給資格者数
(5)

月中に転入してきた5年等満了月を迎えている受給資格者数（(3)を除く。）を計上すること。

一部支給停止者数(再掲)(6)	(5)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
転出	
受給資格者数(7)	月中に転出した5年等満了月を迎えている受給資格者数を計上すること。
一部支給停止者数(再掲)(8)	(7)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
一部支給停止から一部支給停止適用除外(9)	月中に法第13条の3による一部支給停止から一部支給停止適用除外になった受給資格者数を計上すること。(14を除く。)
一部支給停止適用除外から一部支給停止(10)	月中に一部支給停止適用除外から法第13条の3による一部支給停止になった受給資格者数を計上すること。
	※条文 175頁参照
受給資格喪失者数(11)	5年等満了月を迎えている受給資格者のうち、月中に受給資格喪失になった受給資格者数を計上すること。
一部支給停止者数(再掲)(12)	(11)のうち、法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
その他(13)	5年等満了月を迎えている受給資格者のうち、月中に <u>法第13条の3の規定の対象外</u> となった受給資格者数などを計上すること。(子供が生まれた、所得制限により全部支給停止となった等)(11を除く。)
	補 5年等満了月を迎えている受給資格者のうち、全部支給停止者であった者が全部支給停止でなくなった場合は、(3)に計上すること。
一部支給停止者数(再掲)(14)	(13)のうち、法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
月末現在受給資格者数(15)	月末までに5年等満了月を迎えた受給資格者数(現況届未提出等により支払いが一時差し止めされている者を含む。ただし、全部支給停止者を除く。)を計上すること。
一部支給適用除外者数(16)	(15)のうち法第13条の3により、一部支給停止の適用を除外している者の数を計上すること。
適用除外事由別内訳	(16)の内訳を下記の主な事由別に計上すること。
就業中(17)	(16)のうち施行規則第3条の4第1項第1号イに掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
求職活動中等(18)	(16)のうち施行規則第3条の4第1項第1号ロ及びハに掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
障害(19)	(16)のうち施行規則第3条の4第1項第2号に掲げる事由に該当する者の数を計上すること。

負傷疾病 (20)	(16)のうち施行規則第24条の5第3項第1号に掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
介 護 (21)	(16)のうち施行規則第24条の5第3項第2号に掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
一部支給停止者数 (再掲) (22)	(15)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を計上すること。
そ の 他(23)	現況届未提出等により、法第13条の3の対象であるが、(16)(22)のどちらに該当しているか不明な者を計上すること。 補 月中に5年等満了月を迎えた受給資格者については、適用除外事由発生日が満了月の翌月以降であることから、満了月はその他(23)に計上し、翌月以降に改めて(4)(16)(23)のいずれかに計上すること。

審査要領

上 表

- 1 「前月末現在未処理件数(1)」＝「前月分報告の月末現在未処理件数(6)」
- 2 「月末現在未処理件数(6)」＝「前月末現在未処理件数(1)」＋「認定請求書受付件数(2)」－「受給者(3)」－「支給停止者(4)」－「却下件数(5)」
- 3 「受給者(3)」＝中表の「新規認定(2)」の表側「受給者数の都道府県・市等支給対象者(03)」
- 4 「支給停止者(4)」＝中表の「新規認定(2)」の表側「全部支給停止者数(「本人所得(05)」＋「扶養義務者等所得(06)」)」

中 表

- 5 「前月末現在数(1)」＝「前月分報告の月末現在数(17)」
- 6 「月末現在数(17)」の表側「受給者数」の「都道府県・市等支給対象者(03)」、「国支給対象者(04)」＝「前月末現在数(1)」＋「新規認定(2)」＋「全部支給停止から全部支給(3)」＋「全部支給停止から一部支給(4)」＋「他の支給機関が管轄する区域から転入(5)」－「計(13)」－「全部支給から全部支給停止(14)」－「一部支給から全部支給停止(15)」－「他の支給機関が管轄する区域へ転出(16)」
- 7 「月末現在数(17)」の表側「全部支給停止者数」の「本人所得(05)」、「扶養義務者等所得(06)」＝「前月末現在数(1)」＋「新規認定(2)」－「全部支給停止から全部支給(3)」－「全部支給停止から一部支給(4)」＋「他の支給機関が管轄する区域から転入(5)」－「計(13)」＋「全部支給から全部支給停止(14)」＋「一部支給から全部支給停止(15)」－「他の支給機関が管轄する区域へ転出(16)」
- 8 「全部支給停止から全部支給(3)」、「全部支給停止から一部支給(4)」の「受給者数(「都道府県・市等支給対象者(03)」＋「国支給対象者(04)」)」＝「全部支給停止者数(「本人所得(05)」＋「扶養義務者等所得(06)」)」

- 9 「全部支給から全部支給停止(14)」、「一部支給から全部支給停止(15)」の「受給者数（「都道府県・市等支給対象者(03)」+「国支給対象者(04)」）」＝「全部支給停止者数（「本人所得(05)」+「扶養義務者等所得(06)」）」

下 表

- 10 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「世帯類型別(1)～(15)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 11 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「対象児童との続柄別(16)+(18)+(20)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 12 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「手当の支給類型別(21)+(23)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 13 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「受給対象児童数別(25)～(30)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 14 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「公的年金の受給別 受給有り(31)」＝「公的年金の受給別 受給有り 法第13条の2第1項適用(32)～その他(35)」の合計
- 15 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「公的年金の受給別(31)と(36)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 16 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「対象児童との続柄別(17)+(19)」＝「手当の支給類型別(22)+(24)」
- 17 表側「国支給対象者(08)」の「世帯類型別(1)～(15)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 18 表側「国支給対象者(08)」の「対象児童との続柄別(16)+(20)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 19 表側「国支給対象者(08)」の「手当の支給類型別(21)+(23)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 20 表側「国支給対象者(08)」の「受給対象児童数別(25)～(30)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 21 表側「国支給対象者(08)」の「公的年金の受給別 受給有り(31)」＝「公的年金の受給別 受給有り 法第13条の2第1項適用(32)～その他(35)」の合計
- 22 表側「国支給対象者(08)」の「公的年金の受給別(31)と(36)」の合計＝中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 23 表側「国支給対象者(08)」の「対象児童との続柄別(17)」＝「手当の支給類型別(22)+(24)」

最 下 表

- 24 表側「都道府県・市等支給対象者(09)」の手当の支給類型の変更（「一部支給から全部支給(1)」+

「全部支給から一部支給(2)」 \leq 中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」

25 表側「国支給対象者(10)」の手当の支給類型の変更(「一部支給から全部支給(1)」+「全部支給から一部支給(2)」 \leq 中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」

26 「児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち18歳の年度末を超える児童数(3)」 \leq 中表の「月末現在数(17)」の「受給者数(「都道府県・市等支給対象者(03)」+「国支給対象者(04)」)

5年等満了月を迎えた児童扶養手当受給資格者(養育者を除く)

27 「前月末現在受給資格者数(1)」=「前月分報告の月末現在受給資格者数(15)」

28 「一部支給停止者数(再掲)(2)」=「前月分報告の一部支給停止者数(22)」

29 「月末現在受給資格者数(15)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=「前月末現在受給資格者数(1)」+「5年等満了月を迎えた受給資格者数(3)」+「受給資格者数(5)」-「受給資格者数(7)」-「受給資格喪失者数(11)」-「その他(法第13条の3の規定の対象外と規定の対象外となった)(13)」

30 「一部支給停止者数(22)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=「一部支給停止者数(再掲)(2)」+「一部支給停止者数(4)」+「一部支給停止者数(再掲)(6)」-「一部支給停止者数(再掲)(8)」-「一部支給停止から一部支給停止適用除外(9)」+「一部支給停止適用除外から一部支給停止(10)」-「一部支給停止者数(再掲)(12)」-「一部支給停止者数(再掲)(14)」

31 「月末現在受給資格者数(15)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=「一部支給停止適用除外者数(16)」+「一部支給停止者数(22)」+「その他(23)」

32 「一部支給停止適用除外者数(16)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=適用除外事由別内訳「就業中(17)」+「求職活動中等(18)」+「障害(19)」+「負傷疾病(20)」+「介護(21)」

参照条文

児童扶養手当法(抄)(昭和36年法律第238号)

(用語の定義)

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

(支給要件)

第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以

下「手当」という。)を支給する。

1 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

2 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

3 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

② 略

③ 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

(認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

② 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給の制限)

第9条 手当は、受給資格者(第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31

日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

- ② 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第9条の2 手当は、受給資格者（前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

- 1 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 2 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。
- 3 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。
- 4 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

② 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

- 1 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 2 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当

該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

- ③ 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。
- ④ 第1項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第13条の3 受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。

- ② 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

児童扶養手当法施行令（抄）（昭和36年政令第405号）

（法第3条第1項及び第4条第1項第1号ハの政令で定める程度の障害の状態）

第1条 児童扶養手当法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1（第1条、第8条関係）

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢の全ての指を欠くもの
- 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢の全ての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(法第4条第1項第1号ホの政令で定める児童)

第1条の2 法第4条第1項第1号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 1 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）が引き続き1年以上遺棄している児童
- 2 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 3 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 4 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで懐胎した児童
- 5 前号に該当するかどうか不明な児童

(法第4条第1項第2号ホの政令で定める児童)

第2条 法第4条第1項第2号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 1 母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 2 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 3 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 4 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 5 前号に該当するかどうか不明な児童

(手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法)

第4条 法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法 附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)から8万円を控除した額とする。ただし、法第9条第1項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した額とする。

(法第13条の3第1項の規定により支給しない手当の額)

第7条 受給資格者(法第13条の3第1項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月(法第7条第1項に規定する支給開始月をいう。)の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過した日(法第6条第1項の規定による認定の請求をした日におい

て3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日)の属する月の翌月以降に法第13条の3の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に2分の1を乗じて得た額(その額が同条第1項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該相当する額)とし、これらの額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(法第13条の3第2項の政令で定める事由)

第8条 法第13条の3第2項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 1 受給資格者が就業していること又は求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしていること。
- 2 受給資格者が別表第1に定める障害の状態にあること。
- 3 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として内閣府令で定める事由があること。

児童扶養手当法施行規則(抄)(昭和36年厚生省令第51号)

(認定の請求)

第1条 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第6条の規定による児童扶養手当(以下「手当」という。)の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は町村長(以下「手当の支給機関」という。)に提出することによつて行わなければならない。

(一部支給停止の適用除外に関する届出)

第3条の4 受給資格者(養育者を除く。以下この条、第24条の5第3項、第24条の6及び第26条第2項において同じ。)は、法第13条の3第1項に規定する期間が満了する月の翌月以降において、令第8条各号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合であつて、法第13条の3第2項の規定の適用を受けようとするときは、当該適用を受けようとする月(以下「適用除外事由発生月」という。)の属する年の8月1日(適用除外事由発生月が8月から10月までのいずれかの月である場合にあつてはそれぞれその3月前の月の初日とし、適用除外事由発生月が1月から7月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の8月1日とする。)から適用除外事由発生月の末日(適用除外事由発生月が8月である場合にあつては、当該年の9月30日。第1号において同じ。)までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(様式第5号の4)を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由が生じていること又は生ずる見込みであることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

- 1 令第8条第1号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類(適用除外事由発生月の属する年の6月1日(適用

除外事由発生月が8月である場合にあつては当該年の5月1日とし、適用除外事由発生月が1月から7月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の6月1日とする。) から適用除外事由発生月の末日までのいずれかの時において、イに掲げる場合にあつては就業していること、ロに掲げる場合にあつては求職活動をしていること、ハに掲げる場合にあつては第24条の5第2項第1号に掲げる活動をしていることをそれぞれ明らかにできる書類に限る。)

イ 就業している場合 雇用されていることを証明することができる書類の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類

ロ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類

(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第30条第1項第3号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第24条の5第1項において同じ。)若しくは父子家庭就業支援事業(同法第31条の9第1項第3号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第24条の5第1項において同じ。)を実施する機関、特定地方公共団体(職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいう。第24条の5第1項において同じ。)又は職業紹介事業者(同法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいう。第24条の5第1項において同じ。)において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

(2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つていることを明らかにできる書類

ハ 第24条の5第2項第1号に掲げる活動をしている場合 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つていることを明らかにできる書類

2 令第8条第2号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

(現況の届出)

第4条 受給者は、児童扶養手当現況届(様式第6号)に第1条第7号(へを除く。)及び第8号(ニを除く。)並びに次の各号に掲げる書類等を添えて、毎年(前条の規定による届出をした者にあつては、当該届出をした年を除く。)8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第3号の2イに該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

1 受給者及び対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し

1の2 受給者が父である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

2 受給者が母である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

3 受給者が養育者であるときは、対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

3の2 受給者が法第9条に規定する養育者であるときは、次に掲げる書類

イ 対象児童の父又は母が死亡しているときは、当該児童の父又は母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は

抄本

ロ 対象児童の父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類

ハ 対象児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ニ 対象児童の父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

4 受給者が法第4条第1項第1号ニに規定する児童を監護し若しくは養育しているとき（前号に該当する場合を除く。第6号及び第7号において同じ。）又は同項第2号ニに規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているとき（前号に該当する場合を除く。第6号及び第7号において同じ。）は、当該児童の父又は母の生死が明らかでないことを明らかにすることができる書類

5 受給者が令第1条の2第1号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第2条第1号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童が父又は母から引き続き1年以上遺棄されていることを明らかにすることができる書類

6 受給者が令第1条の2第3号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第2条第3号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されていることを明らかにすることができる書類

7 受給者が令第1条の2第5号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第2条第5号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

（死亡の届出）

第12条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、14日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

1 氏 名

2 死亡した年月日

3 児童扶養手当証書の番号

（準用）

第12条の3 第3条から第6条まで（第3条の2第1項、第3条の3第1項、第3条の4、第5条第2号及び第6条第1項第3号を除く。）、第11条から前条まで（第12条第3号を除く。）及び第14条の規定は、受給資格の認定を受けた者であって法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「第9条第1項」とあるのは「第9条第1項、第10条、第11条又は第13条の2」と、「一部」とあるのは「全部」と、第3条の2第3項中「第9条第1項」とあるのは「第9条から第11条まで又は第13条の2」と、第4条の2中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定により手当の全部の支給が行われていない児童」、第6条第2項第1号中「前項第1号及び第3号」とあるのは「前項第1号」と、第12条の2中「、第9条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」

と、第14条中「、申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(認定請求の却下通知)

第17条 手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、児童扶養手当認定請求却下通知書（様式第12号）を請求者に交付しなければならない。

第24条の5

③ 令第8条第3号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 1 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。
- 2 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

第 62 戦傷病者手帳交付台帳登録数

(戦傷病者特別援護法)

都道府県 名 _____
令和 _____ 年度分報告

	軍 人							軍 属							準 軍 属					合 計														
	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款症	目症	その他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款症	その他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	款症	その他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款症	目症	その他	計					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)					
視覚障害 (01)																																		
聴覚障害 (02)																																		
言語機能障害 (03)																																		
し 体 不 自 由 (04)																																		
中枢神経機能障害 (05)																																		
その他 (06)																																		
計 (07)																																		

この表は、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号。以下「法」という。）による戦傷病者手帳を本年度末現在において、現に所持している者の数を軍人軍属等の別、障害の程度別及び障害の種類別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県に備え付けられている戦傷病者カードの記載内容に基づいて計上すること。

表 頭	
軍 人	法第 2 条第 2 項第 1 号に該当する者の数を計上すること。 ※条文 184頁参照
軍 属	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに該当する者の数を計上すること。 ※条文 184、185頁参照
準 軍 属	法第 2 条第 2 項第 6 号から第 12 号までに該当する者の数を計上すること。 ※条文 185頁参照
障 害 の 程 度	
特項－2 項症 (1)(9)(16)(22)	障害の程度が特別項症から第 2 項症まで又は第 1 級から第 2 級までに該当する者の数を計上すること。
3 項－4 項症 (2)(10)(17)(23)	障害の程度が第 3 項症若しくは第 4 項症又は第 3 級、第 4 級上、第 4 級若しくは第 5 級上に該当する者の数を計上すること。
5 項－6 項症 (3)(11)(18)(24)	障害の程度が第 5 項症若しくは第 6 項症又は第 5 級、第 6 級上若しくは第 6 級に該当する者の数を計上すること。
7 項 症 (4)(12)(25)	障害の程度が第 7 項症に該当する者の数を計上すること。
款 症 (5)(13)(19)(26)	障害の程度が旧第 1 款症から旧第 4 款症又は新第 1 款症から新第 5 款症までに該当する者の数を計上すること。

目 症 (6)(27)	障害の程度が第1目症から第4目症に該当する者の数を計上すること。
そ の 他 (7)(14)(20)(28)	法第4条第1項第1号に該当しないが、同条同項第2号の認定を受けたことにより戦傷病者手帳の交付を受けた者の数を計上すること。 ※条文 186頁参照
表 側	
障 害 の 区 分 (01)～(06)	1 戦傷病者特別援護法施行令(昭和38年政令第358号)の別表(第9条関係)の区分により計上すること。 2 障害の種類が2欄以上に該当しているときは、おもな障害のみに計上すること。

参照条文

戦傷病者特別援護法(抄)(昭和38年法律第168号)

(定義)

第2条 この法律において「戦傷病者」とは、軍人軍属等であった者で第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているものをいう。

② この法律において「軍人軍属等」とは、次の各号に掲げる者をいい、「公務上の傷病」とは、次の各号に掲げる軍人軍属等につきそれぞれ当該各号に規定する負傷又は疾病をいう。

1 恩給法の一部を改正する法律(昭和21年法律第31号)による改正前の恩給法(大正12年法律第48号)(以下「改正前の恩給法」という。)第21条に規定する軍人又は準軍人(陸軍及び海軍の廃止後において未復員の状態にある者を含む。)公務による負傷又は疾病(恩給法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるもの及び軍人又は準軍人たる特別の事情に関連して生じた不慮の災難による負傷又は疾病で戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)第4条第1項に規定する審議会等において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したものを含む。)

2 元の陸軍若しくは海軍部内の改正前の恩給法第19条に規定する公務員若しくは公務員に準ずべき者(前号に掲げる者に該当する者を除く。)又は戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件(明治38年勅令第43号。以下この「号において「文官補闕の件」という。に規定する文官(陸軍及び海軍の廃止後において未復員(文官補闕の件に規定する文官にあつては、海外からの未帰還を含む。)の状態にあるこれらの者を含む。)昭和12年7月7日以後における公務による負傷又は疾病(恩給法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるもの及び公務員、公務員に準ずべき者又は文官補闕の件に規定する文官たる特別の事情に関連して生じた不慮の災難による負傷又は疾病で戦傷病者戦没者遺族等援護法第4条第1項に規定する審議会等において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したものを含む。)

3 もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉦員(陸軍及び海軍の廃止後において未復員の状態にある者を含む。)昭和12年7月7日以後における公務による負傷又は疾病

- 4 旧国家総動員法（昭和13年法律第55号。旧関東州国家総動員令（昭和14年勅令第609号）を含む。）に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員 戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間内及び昭和20年9月2日以後引き続き海外にあって帰還するまでの期間内における業務による負傷又は疾病
- 5 もとの陸軍若しくは海軍の指揮監督のもとに前4号に掲げる者の業務と同様の業務にもっぱら従事中の南満洲鉄道株式会社（南満洲鉄道株式会社に関する件（明治39年勅令142号）に基づいて設立された会社をいう。）の職員又は政令で定めるこれに準ずる者 昭和12年7月7日以後、期間を定めず、又は1箇月以上の期間を定めて、事変地又は戦地における当該業務に就くことを命ぜられた日から当該業務に就くことを解かれた日までの期間内における業務による負傷又は疾病
- 6 旧国家総動員法第4条若しくは第5条（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和13年勅令第317号）及び旧関東州国家総動員令においてこれらの規定による場合を含む。）の規定に基づく被徴用者若しくは総動員業務の協力者又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和16年12月8日以後中国（もとの関東州及び台湾を除く。）において総動員業務と同様の業務につき協力中の者 業務による負傷又は疾病
- 7 もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者 当該戦闘に基づく負傷又は疾病
- 8 昭和20年3月23日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基づいて組織された国民義勇隊の隊員 業務による負傷又は疾病
- 9 昭和14年12月22日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員（昭和12年11月30日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。）又は当該満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となった者により構成された義勇隊開拓団の団員（当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかった者を除く。）昭和20年8月9日前における軍事に関する業務による負傷若しくは疾病又は同日以後における業務による負傷若しくは疾病
- 10 旧特別未帰還者給与法（昭和23年法律第279号）第1条に規定する特別未帰還者 昭和20年9月2日以後引き続き海外にあって帰還するまでの期間内における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病で厚生労働大臣が前各号に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認めたもの
- 11 日本国との平和条約第11条に掲げる裁判により拘禁された者 当該拘禁中における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病で厚生労働大臣が第1号から第9号までに規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認めたもの
- 12 旧防空法（昭和12年法律第47号）第6条第1項若しくは第2項（旧関東州防空令（昭和12年勅令第728号）及び旧南洋群島防空令（昭和19年勅令第66号）においてよる場合を含む。）の規定により防空の実施に従事中の者又は同法第6条ノ2第1項（旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてよる場合を含む。）の指定を受けた者（第4号に掲げる者を除く。） 業務による負傷又は疾病

（戦傷病者手帳の交付）

第4条 厚生労働大臣は、軍人軍属等であった者で次の各号の1に該当するものに対し、その者の請求により、

戦傷病者手帳を交付する。

- 1 公務上の傷病により恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める程度の障害がある者
 - 2 公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者
- ② 厚生労働大臣は、前項の場合のほか、第2条第2項第1号に掲げる軍人又は準軍人であった者で、当該軍人又は準軍人に係る公務上の傷病により旧恩給法施行令（大正12年勅令第367号。恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和21年勅令第504号）による改正前のものをいう。）第31条第1項に定める程度の障害があるものに対しても、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。

第63 戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当
 受給者数並びに更生医療給付決定件数
 (戦傷病者特別援護法)

都道府県 _____ 名
 令和 _____ 年度分報告

		年 度 中 異 動 状 況														年 度 末 患 者 数		
		前 年 度 末 患 者 数			新 規 患 者 数			変 更 患 者 数		減 少 患 者 数						指 定 医 療 機 関	一 般 医 療 機 関	計
		指 定 医 療 機 関 (1)	一 般 医 療 機 関 (2)	計 (3)	新 規 (4)	転 入 (5)	計 (6)	入 院 外 か ら 入 院 (7)	入 院 外 へ 出 院 (8)	治 癒 (9)	中 断 (10)	死 亡 (11)	転 出 (12)	計 (13)	指 定 医 療 機 関 (14)	一 般 医 療 機 関 (15)	計 (16)	
入 院	結 核 (01)																	
	精 神 病 (02)																	
	そ の 他 (03)																	
	計 (04)																	
入 院 外	結 核 (05)																	
	精 神 病 (06)																	
	そ の 他 (07)																	
	計 (08)																	
計	結 核 (09)																	
	精 神 病 (10)																	
	そ の 他 (11)																	
	計 (12)																	
法 附 則 第 11 項 該 当 者 (再 掲)	入 院 (13)																	
	入 院 外 (14)																	
療 養 手 当 受 給 者 数 (年 度 末 現 在) (15)							更 生 医 療 給 付 決 定 件 数 (16)											

この表は、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号。以下「法」という。）により療養の給付又は療養費の支給を受けている戦傷病者及び法附則第11項の規定により療養給付認定票の交付を受けた者の本年度中の異動状況を医療機関別、入院・入院外別、病類別に計上するとともに、本年度末現在における療養手当受給者数及び更生医療給付決定件数を計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県に備え付けられている療養給付等原簿及び戦傷病者カード等の記載内容に基づいて計上すること。

上 表
 表 頭

前年度末患者数
 (1)(2)(3)

前年度分報告の「年度末患者数(14)(15)(16)」の件数をそのまま計上すること。

年度末患者数

指定医療機関
 (14)

法第12条に規定する病院又は診療所において療養の給付を受けていた者の数を計上すること。

※条文 189頁参照

一般医療機関
 (15)

指定医療機関以外の病院又は診療所において療養費の支給を受けていた者の数を計上すること。

年度中異動状況	
新規患者数	
新規(4)	本年度中に傷病が治癒した者又は治療を中断した者が再び療養の給付又は療養費の支給を受けた場合にも新規として計上すること。
転入(5)	他の都道府県から転入した者の数を計上すること。
変更患者数	
入院外から入院(7)	該当病類欄にそれぞれ計上すること。 補 結核で通院していた者が入院した場合、表頭「入院外から入院(7)」の表側「入院」の「結核(01)」及び「入院外」の「結核(05)」にそれぞれ計上すること。
入院から入院外(8)	
減少患者数	
治癒(9)	療養給付等原簿の裏面の備考欄の記載内容に基づいて計上すること。
中断(10)	
死亡(11)	
転出(12)	他の都道府県に転出した者を計上すること。
表側 (病類区分)	療養給付等原簿に記載されている認定傷病名により区分すること。 補1 結核と精神病又はその他の傷病が合併している場合は「結核」に計上すること。 補2 精神病と結核以外の傷病が合併している場合は「精神病」に計上すること。
法附則第11項該当者(再掲) (13)(14)	法附則第11項に該当する者を再掲として計上すること。ただし、法附則第11項該当者のうち、新たに戦傷病者手帳を交付した場合は、その旨を欄外に注記すること。 ※条文 190頁参照
下表	
療養手当受給者数(15)	療養手当を受給している者の数を計上すること。
更生医療給付決定件数(16)	更生医療の給付を決定したものについてその件数を計上すること。 補 更生医療の期間延長又は内容変更が行われても計上しないこと。

審査要領

- 1 「前年度末患者数(1)(2)(3)」 = 「前年度分報告の年度末患者数(14)(15)(16)」
- 2 表側の「入院(01)～(04)」欄、「法附則第11項該当者の入院(13)」欄について
「年度末患者数計(16)」 = 「計(3)」 + 「計(6)」 + 「入院外から入院(7)」 - 「入院から入院外(8)」 - 「計(13)」
- 3 表側の「入院外(05)～(08)」欄、「法附則第11項該当者の入院外(14)」欄について
「年度末患者数計(16)」 = 「計(3)」 + 「計(6)」 - 「入院外から入院(7)」 + 「入院から入院外(8)」 - 「計(13)」
- 4 表側の「計(09)～(12)」欄について
「年度末患者数計(16)」 = 「計(3)」 + 「計(6)」 - 「計(13)」

参照条文

戦傷病者特別援護法（抄）（昭和38年法律第168号）

（療養の給付）

第10条 厚生労働大臣は、第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病について、政令で定める期間、必要な療養の給付を行なう。

（療養の給付の機関）

第12条 療養の給付は、厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局（以下「指定医療機関」という。）において、行なうものとする。

（療養費の支給）

第17条 厚生労働大臣は、第10条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため指定医療機関以外の者から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

② 前項の規定により支給する療養費の額は、第14条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

③ 厚生労働大臣は、第1項の規定により療養費を支給するについて必要があるときは、当該療養を行った者又はこれを使用する者に対し、その行なった療養に関し、報告を求め、診療録等の帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（療養手当の支給）

第18条 厚生労働大臣は、引き続き一年以上病院又は診療所に収容されて第10条の規定による療養の給付（前条第1項の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）を受けている者（以下「長期入院患者」という。）に対し、その者の請求により、療養手当を支給する。

③ 療養手当の支給は、長期入院患者が、療養手当の支給の請求をした日の属する月の翌月から始め、その者が長期入院患者でなくなった日の属する月で終わる。

- ④ 長期入院患者が、同一の事由について、療養の給付と恩給法の規定による増加恩給、傷病年金その他これらに相当する年金たる給付を受けることができる場合には、当該年金たる給付を受けることができる期間、その支給額の限度において、療養手当は、支給しない。

(更生医療の給付)

第20条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の請求により、その更生のために必要な医療（以下「更生医療」という。）の給付を行うことができる。

法附則第11項

(実績の保障)

- 11 この法律の施行の際現に旧未帰還者援護法の規定により療養の給付（療養費の支給を含む。）を受けている者及びこれを受けることができる者で、この法律の規定により戦傷病者手帳の交付を受けることができないものについては、当分の間、政令の定めるところにより、療養給付認定票を交付して、療養の給付（療養費の支給を含む。）、療養手当の支給及び葬祭費の支給を行なうものとし、この法律の規定（第2条、第4条第1項から第3項まで及び第20条から第23条までの規定を除く。）を準用する。

第 64 戦傷病者の補装具支給及び修理

(戦傷病者特別援護法)

都道府県 名 _____
令和 _____ 年度分報告

		支 給			修 理		
		請 求 件 数 (1)	決 定 件 数 (2)	金 額 (3) (千円)	請 求 件 数 (4)	決 定 件 数 (5)	金 額 (6) (千円)
義 肢	義 手 (01)						
	義 足 (02)						
装 具 (03)							
座 位 保 持 装 置 (04)							
視 覚 障 害 者 安 全 つ え (05)							
義 眼 (06)							
眼 鏡 (07)							
補 聴 器 (08)							
人 工 内 耳 (09)							
車 椅 子 (10)							
電 動 車 椅 子 (11)							
座 位 保 持 椅 子 (12)							
起 立 保 持 具 (13)							
歩 行 器 (14)							
頭 部 保 持 具 (15)							
排 便 補 助 具 (16)							
歩 行 補 助 つ え (17)							
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置 (18)							
そ の 他 (19)							
計 (20)							

この表は、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）により戦傷病者に対し本年度中におこなった補装具の支給及び修理の状況を補装具の種目別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県に備え付けられている戦傷病者カード等の記載内容に基づいて計上すること。

金額欄には、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）（以下「告示」という。）の別表の規定による額の 100 分の 106 に相当する額を計上すること。ただし、「告示」の第 4 項に該当する場合は、別表の規定による額の 100 分の 110 に相当する額、第 5 項に該当する場合はそれぞれ第 3 項又は第 4 項に掲げる額の 100 分の 95 に相当する額を計上すること。

金額については、各都道府県が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額欄が 0 千円となってしまう場合は 1 千円として計上すること。

「計(20)」欄には、表側(01)～(19)の各欄に千円単位で計上した額を積み上げた額を計上すること。

一般的事項

表側の(01)～(18)の項目には「告示」の別表に掲げる基準内支給のものを計上し、(19)の項目には「告示」の別表の規定によることができず、基準外支給のものを計上すること。

表 頭	
支 給 請求件数(1)	<p>都道府県に補装具の支給を請求された件数を種目別に計上するものであって、実人員を計上するものではないこと。</p> <p>1枚の請求書で種目(名称)又は型式が異なる補装具の申請があった場合には、種目、型式別に件数を計上すること。</p> <p>補 1枚の請求書で常用下腿義足と作業用下腿義足の申請があった場合、名称は同じであるが、型式が異なるので2件として計上すること。</p> <p>(1) 次のような場合は、あわせて1件として計上すること。</p> <p>① 付属品として装具を支給する場合 たとえば、長下肢装具の付属品として仙腸装具を同時に購入する場合</p> <p>② 「告示」に示されている付属品を装備して同時に支給する場合</p> <p>(2) 次のような場合は、2件として計上すること。</p> <p>① 義肢・装具で同一種目(名称)、型式のものを左右同時に支給する場合</p> <p>② 歩行補助つえを左右同時に支給する場合</p> <p>③ コンタクトレンズ、補聴器、義眼を左右同時に支給する場合</p>
決 定 件 数(2)	<p>都道府県において支給を決定した件数を計上すること。</p> <p>補1 補装具費の支給が決定されたのち、本人死亡等のため支給しなかった場合でも計上すること。</p> <p>補2 「請求件数(1)」より「決定件数(2)」が大きいときは、その理由を欄外に注記すること。</p>
金 額(3)	<p>補装具の支給に要する費用の予定額(補装具交付券に記載されたもの)を計上すること。</p>
修 理 請求件数(4)	<p>支給の「請求件数(1)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>補1 断端袋については一括して支給することが認められているが、補装具修理券1枚につき1件として計上すること。</p> <p>補2 人工内耳を、左右同時に修理する場合は2件として計上すること。</p>
決 定 件 数(5)	<p>支給の「決定件数(2)」の取扱いに準じて計上すること。</p> <p>補 「請求件数(4)」より「決定件数(5)」が大きいときは、その理由を欄外に注記すること。</p>
金 額 (6)	<p>支給の「金額(3)」の取扱いに準じて計上すること。</p>

表 側	
種目・型式の区分 (01)～(18)	「告示」の別表の規定によること。
そ の 他 (19)	「告示」の別表の規定によることができず基準外支給したものを計上すること。

審査要領

- 1 「支給」の「決定件数(2)」に計上数があるときは、「金額(3)」にも金額が計上されていること。
- 2 「修理」の「決定件数(5)」に計上数があるときは、「金額(6)」にも金額が計上されていること。

参照条文

戦傷病者特別援護法（抄）（昭和38年法律第168号）

（補装具の支給及び修理）

第21条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定める補装具を支給し、又は修理することができる。

第 65 戦傷病者乗車券引換証受給者数

(戦傷病者特別援護法)

都道府県 名 _____
令和 _____ 年度分報告

	特別項症 (1)	第一項症 (2)	第二項症 (3)	第三項症 (4)	第四項症 (5)	第五項症 (6)	第六項症 (7)	第一款症 (8)	第二款症 (9)	第三款症 (10)	第四款症 (11)	第五款症 (12)	目 症 (13)	計 (14)
甲 種 (01)														
乙 種 (02)														
甲種・乙種 (03)														

この表は、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）により本年度中に戦傷病者乗車券引換証の交付を受けた者を、障害の程度別及び戦傷病者乗車券引換証の種類別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県に備え付けられている戦傷病者乗車券引換証交付原簿の記載内容に基づいて計上すること。

表 頭

特別項症(1)
～ 目 症(13)

障害の程度が特別項症から目症までに該当する者の数を計上すること。

補 第 7 項症は第 1 款症、旧第 1 款症は第 2 款症、旧第 2 款症は第 3 款症、旧第 3 款症は第 4 款症、旧第 4 款症は第 5 款症として計上すること。

表 側

甲 種(01)

戦傷病者乗車券引換証の種類が「甲種」のみの交付を受けた者の数を計上する。

乙 種(02)

戦傷病者乗車券引換証の種類が「乙種」のみの交付を受けた者の数を計上する。

甲種・乙種(03)

戦傷病者乗車券引換証の種類が「甲種」と「乙種」の双方の交付を受けた者の数を計上する。

参照条文

戦傷病者特別援護法（抄）（昭和 38 年法律第 168 号）

(旅客会社の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い)

第23条 戦傷病者で公務上の傷病により政令で定める程度の障害があるもの及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払うことなく、旅客会社等の鉄道又は連絡船に乗車又は乗船することができる。

第66 給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年 月分報告

	給付金世帯数・人員(実数)(月中)				給付金の種類(月中)								
	現に給付を受けたもの		給付金支給停止中のもの		生活支援給付	住宅支援給付	介護支援給付	医療支援給付		出産支援給付	生業支援給付	葬祭支援給付	計
	うち配偶者支援(再掲)	うち配偶者支援(再掲)	入院	入院外									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
世帯数(01)													
人員(02)													
日本の国籍を有しないもの(再掲)人員(03)													

この表は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)により本月中に支援給付を受けた実世帯数・実人員、停止中の実世帯数・実人員及び給付金の種類別の世帯数・人員を計上し、配偶者支援金を受けた実世帯数・実人員については再掲として計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市及び中核市において、管轄する支援給付及び配偶者支援金の実施機関の支援給付及び配偶者支援金決定調書により計上すること。

一般的事項

- 1 支援給付或いは配偶者支援金の決定処分をした日(実際に支援給付及び配偶者支援金の実施機関の長が決裁した日)の属する月の区分により計上すること。(決裁主義)

但し、特定中国残留邦人等が死亡した月になされた配偶者支援金の申請に係る決裁が当該月中に行われた場合のみ、計上は翌月とすること。(死亡した特定中国残留邦人等が受給していた老齢基礎年金は死亡した月は支払われるため)

なお、前月以前に決裁された支援給付或いは配偶者支援金の決定処分が、本月も継続している場合は、当該支援給付或いは配偶者支援金決定上の内容によって計上すること。

- 2 本月中に1日でも又は1回でも支援給付を受けたものはすべて計上すること。

補1 4月1日から支援給付を開始する決裁が5月1日に行われた場合は、5月分から報告し、また、4月10日をもって支援給付を廃止する決裁が3月31日に行われた場合は、4月分報告からその世帯・人員を減少すること。

補2 開始、廃止等の決裁に基づいて計上するものであるため、前月以前に決裁がなされた支援給付或いは配偶者支援金開始の決定処分が本月も継続している場合には、前月と同様に計上すること。

補3 初日又は末日に支援給付或いは配偶者支援金が廃止になった場合でも、当該月は世帯数・人員とも計上し翌月から減少すること。

3 市町村の廃置分合又は境界変更等に伴い、被支援世帯を管轄する支援給付及び配偶者支援金の実施機関が変わった場合は、当該被支援世帯に対する支援給付及び配偶者支援金の実施責任のある実施機関において計上すること。

表 頭

現に給付を受けたもの (1)

本月中に支援給付を受けた実世帯数及び実人員を計上すること。

補1 月の中で転入又は転出があった場合は、転入・転出した世帯・人員ともその月には計上し、翌月から転出した世帯数・人員を減少して計上すること。

補2 月の中で支援給付が廃止され、同一世帯について同月中に再び支援給付開始の決裁が行われた場合は、その処分ごとに世帯数及び人員を計上すること。

例えば、生活支援給付のみを受ける2人世帯について、月の中で支援給付が廃止され、同月中に再びこの世帯に生活支援給付と住宅支援給付が開始された場合は、「現に給付を受けたもの(1)」の「世帯数」に「2」、「人員」に「4」、「生活支援給付(5)」の「世帯数」に「2」、「人員」に「4」、「住宅支援給付(6)」の「世帯数」に「1」、「人員」に「2」と計上すること。

補3 被支援世帯が支援給付継続のまま2以上の世帯に分離した場合は、分離した世帯及び人員を重複して計上すること。

補4 「人員」は、支援給付の対象となっている実人員を計上し、医療支援給付及び生業支援給付の単給世帯で、支援給付を受けていなかった他の世帯員は計上しないこと。

例えば、2人世帯において、生活支援を受けていた場合は「2」と計上し、2人世帯のうち1人だけが医療支援給付をうけていた場合は「1」と計上すること。

うち配偶者支援金(再掲) (2)

本月中に支援給付を受けた実世帯・実人員のうち、配偶者支援金を受けた実世帯数及び実人員を再掲すること。

給付金支給停止中のもの (3)

月の初日から末日まで引き続いて支援給付が停止されていた実世帯数・実人員を計上すること。

補1 支援給付を受けていた世帯が月の中で支援給付が停止された場合は、その月の中途まで支援給付を受けていたのであるから、この欄には計上せず「現に支援給付を受けたもの(1)」に計上すること。

補2 「人員」は支援給付の停止時において支援給付の対象となっていた実人員を計上し、医療支援給付及び生業支援給付の単給世帯において支援給付を受けて

	<p>いなかった他の世帯員は含めないこと。</p> <p>例えば、2人世帯において支援給付停止時の直前に生活支援給付を受けていた場合には「2」と、2人世帯のうち1人が医療支援給付を受けていた場合には「1」と計上すること。</p> <p>補3 本月の初日から支援給付が停止されていた人員が、途中で死亡又は転出等のため支援給付が廃止又は変更となった場合は、その人員を減ずることなく計上すること。</p>
<p>うち配偶者支援金(再掲)(4)</p> <p>給付金の種類(月中)</p> <p>生活支援給付(5)～葬祭支援給付(12)</p> <p>生活支援給付(5)</p>	<p>本月中に支援給付が停止されていた実世帯・実人員のうち、配偶者支援金を受けた実世帯数・実人員を再掲すること。</p> <p>本月中に1日でも支援給付を受けたすべての世帯・人員について、支援給付の種類ごとにそれぞれ該当欄に計上すること。</p> <p>他法により入院している単身者が日用品費を受けている場合は「生活支援給付(5)」欄のみに計上すること。</p> <p>なお、医療支援給付単給の取扱いになるものは、「生活支援給付(5)」欄には計上しないで、「医療支援給付入院(8)」もしくは「医療支援給付入院外(9)」欄のみ計上すること。</p> <p>また、介護支援給付単給の取扱いになるものも、「生活支援給付(5)」欄には計上しないで、「介護支援給付(7)」欄のみ計上すること。</p> <p>補1 他法により入院し日用品費を受けている単身者が、同じ病院で歯科等にかかり医療支援給付を受給した場合は、「生活支援給付」と「医療支援給付」に計上すること。</p> <p>補2 医療支援給付を受給している単身者が、入院患者日用品費を受けている場合は「医療支援給付」のみ計上すること。</p> <p>※医療支援給付単給の取扱いになるもの。210頁参照</p>
<p>住宅支援給付(6)</p>	<p>補 世帯員のうち入院や出稼ぎ等により、現に居住していない者は、住宅支援給付人員に計上しないこと。</p> <p>ただし、「支援給付の実施要領」(局長通知)の第6-3-(1)-エー(ア)により、入院後6か月を限度として住宅支援給付が認定されている単身世帯(2人世帯で、2人ともに入院した場合を含む。)については、住宅支援給付認定期間中は毎月、その認定人員を計上すること。</p>
<p>介護支援給付(7)</p>	<p>本月中に1日でも介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業及び地域密着型サービスも含め介護支援給付の適用となったすべての世帯数及び人員を計上すること。</p>

医療支援給付 (8)(9)	<p>本月中に1日でも医療支援給付を受けたすべての人員を入院、入院外別に計上すること。</p> <p>補1 本月中最終の支援給付決定処分の内容が同一人について「入院」と「入院外」の両方に該当する場合は入院を優先し、入院外には含めないこと。</p> <p>補2 月の途中まで「入院」し、その後「入院外」となった場合、又は月の中途から「入院」となり、それが月末まで継続している場合には、後の方の決定処分の内容により分類し、それぞれ「入院外」又は「入院」とすること。</p>
出産支援給付(10)	<p>「人員」は産婦の数を計上すること。したがって双子の場合でも1件として計上すること。</p>
生業支援給付(11)	<p>補 生業支援給付のうち技能修得費を一括支給されている場合であっても認定支給期間中は毎月、世帯・人員を計上すること。</p>
葬祭支援給付(12)	<p>補 生活保護法（昭和25年法律第144号）第18条第2項（中国残留邦人等支援法第14条第4項により、特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例による。）の規定による葬祭支援給付を受けた場合でも死亡した者及びその世帯を計上すること。</p> <p>世帯数と人員の異なるときはその理由を欄外に注記すること。</p>
<p>表 側</p> <p>日本の国籍を有しないもの (再掲) (03)</p>	<p>世帯主が、日本の国籍を有しない者の世帯人員を再掲すること。</p> <p>補1 世帯主とは世帯の構成員のうち、その世帯の特定中国残留邦人等をいう。また、特定中国残留邦人等が死亡し、その配偶者が支援給付を受ける場合には、その配偶者が世帯主となる。</p> <p>補2 世帯員の中に日本の国籍を有する者がいても、世帯主が日本の国籍を有しない場合は、当該世帯人員をこの欄に再掲すること。</p> <p>補3 外国籍である中国残留邦人等（世帯主）が死亡等のため、日本の国籍を持つ配偶者が世帯主となった場合は、変更のあった日の属する月の翌月から、日本の国籍を有したのものとしてこの欄には再掲しないこと。</p>

審査要領

- 1 「世帯数(01)」 ≤ 「人員(02)」
- 2 世帯数が0のときは人員も0
- 3 計(13) = 各表側の(5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) + (12)
- 4 「現に給付を受けたもの(1)の世帯数(01)」 - 「生活支援給付(5)の世帯数(01)」 ≤ 「現に給付を受けたもの(1)の人員(02)」 - 「生活支援給付(5)の人員(02)」
- 5 「人員(02)」 ≥ 「日本の国籍を有しないもの(再掲)」の「人員(03)」
- 6 「現に給付を受けたもの(1)」 ≥ 給付金の種類欄の「各支援給付」別
- 7 「現に給付を受けたもの(1)」 ≤ 「計(13)」
- 8 「現に給付を受けたもの(1)」 ≥ 「うち配偶者支援金(再掲)(2)」
- 9 「給付金支給停止中のもの(3)」 ≥ 「うち配偶者支援金(再掲)(4)」
- 10 「人員(02)」の
「現に給付を受けたもの(1)」 ≥ 「医療支援給付 入院(8)」 + 「医療支援給付 入院外(9)」
- 11 「日本の国籍を有しないもの(再掲) 人員(03)」の
「現に給付を受けたもの(1)」 ≥ 「医療支援給付 入院(8)」 + 「医療支援給付 入院外(9)」

参考条文

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(抄)(平成6年法律第30号)

(支援給付の実施)

第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の特定配偶

者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（配偶者支援金の支給）

第15条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第3項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

生活保護法（抄）（昭和25年法律144号）

（基準及び程度の原則）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

第67 給付の開始・廃止及び変更

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	申請件数 (1)	申請取下 げ件数 (2)	申請却下 件数 (3)	給付金支給開始			給付金支給廃止			給付金支給変更	
				決 定 (4)	転入 (再掲) (5)	職権給付 (再掲) (6)	決 定 (7)	一時的支 援給付 (再掲) (8)	転出 (再掲) (9)	増 (10)	減 (11)
世 帯 数 (01)											
人 員 (02)											

この表は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により本年度中に支援給付が開始又は廃止された世帯数及び人員、支援給付の変更により増加又は減少した人員並びに支援給付開始の申請及び却下の件数を計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市及び中核市において、管轄する支援給付の実施機関の支援給付申請受理簿等により計上すること。

一般的事項

- 1 支援給付の決定処分をした日（実際に支援給付の実施機関の長が決裁した日）の属する年度の区分により計上すること。（決裁主義）

したがって現に支援給付の開始、廃止又は変更をした日の属する年度によるものではないこと。

- 2 市町村の廃置分合又は境界変更等のため支援給付の実施機関の管轄が変わり、支援給付事務の引き継ぎが行われた場合は、開始、廃止又は変更としては計上しないこと。
- 3 保護施設事務費のみが支出の対象となっている場合は計上しないこと。

また、すでに支援給付を支給されていた被支援者（世帯）が保護施設事務費のみ支出の対象となった場合は、支援給付廃止として扱うこと。

ただし、授産施設を利用している者については、保護施設事務費のみ支出の対象となっている場合であっても「支援給付の実施要領」（局長通知）第8-2-(5)-ウ-(ア)により生業支援給付を受ける者については、被支援者として扱うこと。

表 頭

申請件数 (1)	<p>本年度中に支援給付の実施機関において支援給付開始の申請書を受付けた件数を計上すること。</p> <p>法施行時に生活保護から移行した者については計上しないこと。</p> <p>補1 次の場合はいずれもこの欄に計上すること。</p> <p>(1) 支援給付決定前に本人より申請辞退の申出があった場合</p> <p>(2) 保護施設事務費のみ支出の対象とされていた者が支援給付を支給される被支援者と決定された場合</p> <p>(3) 被支援世帯が支援給付継続のまま新しい世帯に分離した場合</p> <p>なお、分離した人員については、「給付金支給変更」の「減(11)」にも計上すること。</p> <p>(4) 本人が死亡したため、他の者が葬祭支援給付の申請を提出した場合</p> <p>補2 職権による支援給付の開始の場合には申請件数には計上しないこと。</p>
申請取下げ件数 (2)	<p>決裁前に辞退の申出等申請の取下げがあった件数を計上すること。</p>
申請却下件数(3)	<p>本年度中に却下の決裁をした件数を計上すること。</p>
給付金支給開始決定 (4)	<p>本年度中に支援給付金の開始の決裁をしたものについて計上すること。</p> <p>補 「葬祭支援給付」等一時的性格の支援給付のみを決定した場合も計上すること。</p> <p>なお、「給付金支給廃止」の「決定(7)」及び「一時的支援給付(再掲)(8)」にも計上すること。</p>
転入(再掲) (5)	<p>被支援世帯が他の支援給付の実施機関の管内から転入したものについて計上すること。</p>
職権給付(再掲) (6)	<p>職権により支援給付を開始したものについて計上すること。</p>
給付金支給廃止決定 (7)	<p>本年度中に支援給付廃止の決裁をしたものについて計上すること。</p> <p>補 次の場合はいずれもこの欄に計上すること。</p> <p>(1) 一時的性格の支援給付のみを受給していた場合</p> <p>なお、「一時的支援給付(再掲)(8)」にも計上すること。</p> <p>(2) 支援給付が支給されていた被支援者(世帯)が、保護施設事務費のみの対象となった場合</p> <p>(3) 同一管内の被支援世帯が支援給付継続のまま合併した場合、編入した世帯はこの欄に計上すること。なお、編入した世帯に属する人員については、「給付金支給変更」の「増(10)」にも計上すること。</p>
一時的支援給付(再掲) (8)	<p>本年度中に一時的性格の支援給付のみを受給し、廃止の決裁をしたものについて計上すること。</p>

転出 (再掲)	(9)	他の支援給付の実施機関の管内に転出したものを計上すること。
給付金支給変更		本年度中に支援給付の変更の決裁をしたもので、その変更に伴い人員の増減が生じたものについて、その人員を計上すること。 補 生活支援給付のみを受給していた世帯が、新たに医療支援給付を併給することになった場合等、人員の増減が生じない場合には計上しないこと。
増	(10)	変更に伴い増加した人員を計上すること。 補1 世帯員の転入により人員が増加した場合、その増加数を計上すること。 補2 収入の減少などにより、支援給付の対象となる者が増加した場合、その増加数を計上する。例えば、世帯員のうち1人だけが医療支援給付のみを受けている2人世帯（医療支援給付単給世帯）において、収入の減少により世帯全体が生活支援給付の対象となった場合「1」と計上する。
減	(11)	変更に伴い減少した人員を計上すること。 補 世帯員の転出、死亡により人員が減少した場合、その減少数を計上すること。

審査要領

- 1 「世帯数(01)」 ≤ 「人員(02)」
- 2 「世帯数(01)」が0のとき「人員(02)」も0
- 3 「給付金支給開始決定(4)」 ≥ 「給付金支給開始転入（再掲）(5)」
- 4 「給付金支給開始決定(4)」 ≥ 「給付金支給開始職権給付（再掲）(6)」
- 5 「給付金支給廃止決定(7)」 ≥ 「給付金支給廃止一時的支援給付（再掲）(8)」
- 6 「給付金支給廃止決定(7)」 ≥ 「給付金支給廃止転出（再掲）(9)」
- 7 「給付金支給開始決定(4)」 ≥ 「給付金支給廃止一時的支援（再掲）(8)」

第68 性・年齢階級別被給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		本人			配偶者			うち配偶者支援金を受けたもの		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
年 階 級	45歳未満 (01)									
	45～49 (02)									
	50～54 (03)									
	55～59 (04)									
	60～64 (05)									
	65～69 (06)									
	70～74 (07)									
	75～79 (08)									
	80～84 (09)									
	85～89 (10)									
	90歳以上 (11)									
	計 (12)									

この表は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により、本年度末現在の支援給付及び配偶者支援金を受けている本人・配偶者について、性別及び年齢階級別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市又は中核市において、管轄する実施機関の支援給付及び配偶者支援金決定調書により計上すること。

一般的事項

本年度末現在における支援給付及び配偶者支援金決定調書上の年齢により、性・年齢階級別にそれぞれの欄に該当する者の人数を記入する。

表 頭	
本人 (1)～(3)	支援給付を受けている中国残留邦人等（本人）（支給停止中の者を含む。）を計上すること。
配偶者 (4)～(6)	支援給付を受けている中国残留邦人等の配偶者（支給停止中の者及び日本国籍以外の者を含む。）を計上すること。
うち配偶者支援金を受けたもの (7)～(9)	支援給付を受けている中国残留邦人等の配偶者（支給停止中の者及び日本国籍以外の者を含む。）のうち配偶者支援金を受けている中国残留邦人等の特定配偶者（日本国籍以外の者を含む。）を再掲すること。

表 側

年 齡 階 級

本年度末現在の満年齢により、該当欄に計上すること。

審査要領

- 1 計(3)=各表頭(1)+(2)
- 2 計(6)=各表頭(4)+(5)
- 3 計(9)=各表頭(7)+(8)
- 4 計(12)=各表側の(01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)+(07)+(08)+(09)+(10)+(11)
- 5 配偶者 男(4)≧うち配偶者支援金を受けたもの 男(7)
- 6 配偶者 女(5)≧うち配偶者支援金を受けたもの 女(8)
- 7 配偶者 計(6)≧うち配偶者支援金を受けたもの 計(9)
- 8 「本人の計(3)の計(12)」 + 「配偶者の計(6)の計(12)」
≧「第 66 (令和 7 年 3 月分) の現に給付を受けたもの(1)の人員(02) + 給付金支給停止中のもの(3)の人員(02)」

第69 医療支援給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

入 院 (年 度 末 現 在)								
医 療 支 援 給 付 単 給					医 療 支 援 給 付 併 給		計	介護老人保健施設入所者 (再掲)
医療支援給付単給のみ		その他の単給 (入院患者日用品費・ 一時的支援給付等を含む)		計	精神疾患	その他		
精神疾患	その他	精神疾患	その他				精神疾患	その他
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

入 院 外 (年 度 末 現 在)								
医 療 支 援 給 付 単 給					医 療 支 援 給 付 併 給		計	訪問看護利 用者 (再掲)
医療支援給付単給のみ		その他の単給 (一時的支援給付等を含む)		計	精神疾患	その他		
精神疾患	その他	精神疾患	その他				精神疾患	その他
(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)

この表は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により本年度末現在において医療支援給付を受けている者を病類別、単給・併給別及び入院・入院外（訪問看護利用を含む。以下同じ。）別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市又は中核市において、管轄する実施機関の支援給付決定調書により計上すること。

一般的事項

- 1 本年度末現在において医療支援給付を受けているすべての人員を支援給付決定処分の内容により、入院・入院外別、及び病類別に計上し、同一人を2欄以上に重複して計上しないこと。
- 2 単給・併給別は医療支援給付を受けている者の属する世帯が本年度末現在において医療支援給付のみを受けている場合（医療支援給付のみを受けているとみなされる場合を含む。単給欄を参照）か、あるいはそれ以外の支援給付を併せて受けている場合（医療支援給付併給の扱いとなる場合）かにより分類すること。

したがって、医療支援給付と期末一時支援給付金又は冬季加算を受けた場合は、「医療支援給付単給のみ」とし、入院医療支援給付と入院患者日用品費（介護老人保健施設の場合は日常生活費）を受け

る者に冬季加算がなされた場合でも、「医療支援給付単給」の「その他の単給」とすること。

補 医療支援給付を開始し、その人員を計上する場合には指定医療機関からの医療要否意見書等の提出遅延のため、決裁上の事務処理と、実際の医療支援給付適用との間に時間的なずれを生じやすいが、人員の計上はすべて支援給付決定調書の決裁に基づいて計上すること。

また、医療支援給付を受けている患者が治癒しても、廃止又は変更等の決裁が行われるまでは医療支援給付を受けているものとしてその人員を計上すること。

3 市町村の廃置分合又は境界変更等に伴い、被支援世帯を管轄する支援給付の実施機関が変わった場合は、当該被支援世帯に対する支援給付の実施責任のある実施機関において計上すること。

上 表 表 頭

入 院
(年度末現在)

補 本年度末現在の支援給付決定処分の内容が同一人について「入院」と「入院外」の両方に該当する場合は入院を優先し、入院外には含めないこと。

ただし、例えば軽症のため精神疾患では入院を必要としない者がその他の疾病を理由として入院した場合でも、本年度末現在の受給状況が、精神疾患とその他の疾病とを合併していれば「入院外」の「精神疾患」に計上すること。

医療支援給付単給

医療支援給付単給のみ

本人支払額の有無にかかわらず医療支援給付のみの決定がなされているものを計上すること。

その他の単給
(入院患者日用品費・一時的支援給付等を含む)
(一時的支援等を含む)

医療支援給付と併せて、入院患者日用品費(介護老人保健施設の場合は、日常生活費)のみを受けている者、又は入院患者日用品費及び障害者加算、介護保険料加算等の加算を受けている者並びに生活支援給付の被服費・家具什器費・移送費、住宅支援給付の住宅維持費・敷金、出産支援給付、生業支援給付の生業費、技能修得費及び就職支度費、葬祭支援給付等の一時的性格の支援給付を受けている者を計上すること。

補 「日常生活費」とは、介護施設入所者基本生活費に介護施設入所者加算又は障害者加算のいずれかの加算が加わったものをいう。

医療支援給付併給

上記以外で医療支援給付に併せて医療支援給付以外の支援給付を受けている者を計上すること。

精神疾患
(1)(3)(6)(10)(12)(15)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援医療の適用がある精神疾患とその他の疾病とを合併している場合には、「その他」に計上すること。なお、自立支援医療の適用されない精神疾患とその他の疾病とを合併している場合には、「精神疾患」に計上すること。

その他
(2)(4)(7)(11)(13)(16)

補 支援給付の変更決裁で病類変更がなされた場合は変更後の病類を計上すること。

計(8)	介護老人保健施設入所者(再掲) (9)	介護老人保健施設に入所している者で経過措置として施設療養に相当するサービスに係る医療支援給付を受けている者を再掲として計上すること。
		補 介護保険適用者で介護老人保健施設に入所している者が、介護保険適用外の医療行為を受け、医療支援給付を受給した場合は、「入院外」として計上すること。 ※通知 211頁参照
下 表		
表 頭		
	入院外(年度末現在)	補 他法の適用を受けている者に対し、医療支援給付の移送費等が支給された場合も、「入院外」として計上すること。
計(17)	訪問看護利用者(再掲) (18)	医療支援給付受給者で訪問看護を利用している者を再掲として計上すること。

審査要領

- 1 「入院医療支援給付単給のみ(1)+(2)」 + 「入院その他の単給(3)+(4)」 = 「入院医療支援給付単給計(5)」
- 2 「入院医療支援給付単給の計(5)」 + 「入院医療支援給付併給(6)+(7)」 = 「入院計(8)」
- 3 「入院計(8)」 ≥ 「介護老人保健施設入所者(再掲) (9)」
- 4 「入院外医療支援給付単給のみ(10)+(11)」 + 「入院外その他の単給(12)+(13)」 = 「入院外医療支援給付単給計(14)」
- 5 「入院外医療支援給付単給の計(14)」 + 「入院外医療支援給付併給(15)+(16)」 = 「入院外計(17)」
- 6 「入院外計(17)」 ≥ 「訪問看護利用者(再掲) (18)」
- 7 「医療支援給付単給の計(5)+(14)」 ≥ 「第71の(再掲) 医療支援給付単給(5)の計(07)+(11)の計(07)」
- 8 「入院計(8)」 ≤ 「第66(令和7年3月分)の医療支援給付の入院(8)の人員(02)」
- 9 「入院外計(17)」 ≤ 「第66(令和7年3月分)の医療支援給付の入院外(9)の人員(02)」

参照条文

「特定老人保健施設に入所し施設療養に相当するサービスを受ける者に対する生活保護法による医療扶助の実施について」(抄)(平成12年5月15日 社援第1084号社会・援護局長通知)

- 1 本措置の対象となるのは、介護保険法施行の際現に介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第26条第1項に規定する特定老人保健施設に入所し、当該入所について生活保護法第34条の規定による医療扶助を受けており又は施行後に保護を要する状態となった者(以下「医療扶助受給者等」という。)であって、介護保険法第41条第4項に規定する要介護被保険者でないものであり、施行日以降引き続き当該施設に入所し、当該施設から介護保険法施行法による改正前の老人保健法(以

下「旧老人保健法」という。)に規定する施設療養に相当するサービス(以下「施設療養相当サービス」という。)を受けている間のみ対象となるものであること。

第70 介護支援給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

施設介護 (年度末現在)						
	介護支援給付単給			介護支援給付併給		
	介護支援給付単給のみ (1)	その他の単給 (日常生活費・一時的支援給付等を含む) (2)	計 (3)	医療支援給付併給のみ (4)	その他の併給 (5)	計 (6)
介護老人福祉施設 (01)						
介護老人保健施設 (02)						
介護療養型医療施設 (03)						
介護医療院 (04)						
地域密着型介護老人福祉施設 (05)						

居宅介護・介護予防等 (年度末現在)						
	介護支援給付単給			介護支援給付併給		
	介護支援給付単給のみ (1)	その他の単給 (一時的支援給付等を含む) (2)	計 (3)	医療支援給付併給のみ (4)	その他の併給 (5)	計 (6)
居宅介護 (06)						
介護予防 (07)						
介護予防・日常生活支援 (08)						

この表は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により本年度末現在において介護支援給付を受けている者を単給・併給別及び施設介護・居宅介護別に計上（施設介護の場合は、施設の種類別に計上。以下同じ。）するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市又は中核市において、管轄する支援給付の実施機関の支援給付の決定調書等により計上すること。

一般的事項

- 1 本年度末現在において介護支援給付を受けているすべての人員を支援給付決定処分の内容により、施設介護・居宅介護別に計上し、同一人を2欄以上に重複して計上しないこと。
- 2 単給・併給別は介護支援給付を受けている者の属する世帯が介護支援給付のみを受けている場合（介護支援給付のみを受けているものとみなされる場合を含む。単給欄を参照）か、あるいはそれ以外の支援給付を併せて受けている場合（介護支援給付併給の扱いとなる場合）かにより分類すること。

したがって、介護支援給付と期末一時支援給付又は冬季加算を受けた場合は、「介護支援給付単給のみ」とし、施設介護支援給付と日常生活費を受ける者に冬季加算がなされた場合でも、「介護支援給付単給」の「その他の単給」とすること。

3 市町村の廃置分合又は境界変更等に伴い、被支援世帯を管轄する支援給付の実施機関が変わった場合は、当該被支援世帯に対する支援給付の実施責任のある実施機関において計上すること。

上 表
表 頭

施設介護
(年度末現在)

施設介護とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護をいう。

介護支援給付単給

介護支援給付
単給のみ (1)

本人支払い額の有無にかかわらず介護支援給付のみの決定がなされているものを計上すること。

その他の単給
(日常生活費・
一時的支援給
付等を含む)
(一時的支援給
付等を含む)
(2)

介護支援給付と併せて、日常生活費のみを受けている者及び介護保険料加算並びに生活支援給付の被服費・家具什器費・移送費、住宅支援給付の住宅維持費・敷金、出産支援給付費、生業支援給付の生業費、技能取得費及び就職支度費、葬祭支援給付等の一時的性格の支援給付を受けているものを計上すること。

補 本表でいう「日常生活費」とは、介護施設入所者基本生活費に介護施設入所者加算又は障害者加算のいずれかの加算が加わったものをいう。

介護支援給付併給

上記以外で介護支援給付に併せて介護支援給付以外の支援給付を受けている者を計上すること。

医療支援給付
併給のみ(4)

介護支援給付(介護支援給付のみを受けているとみなされるものを含む。介護支援給付単給欄参照)と医療支援給付(医療支援給付のみを受けているとみなされるものを含む。第69「医療支援給付人員」の医療支援給付単給欄参照)のみを受けているものを計上すること。

その他の併給(5)

「介護支援給付併給」に該当するもののうち、「医療支援給付併給のみ」の要件に該当しないものを計上すること。

表 側

施設介護の種類

支援給付決定処分の内容により分類し、該当施設欄に計上すること。

下 表
表 側

居宅介護(06)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス並びにこれらに相当するサービス及び居宅介護サービス計画費をいう。

介護予防(07)

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービス及び介護予防サービス計画費をいう。

介護予防・日常生活支援(08)

第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

なお、本欄(08)には、「介護予防・日常生活支援」のみを利用し介護支援給付を受けたものを計上すること。

審査要領

- 1 「(3)」＝「各表側の(1)+(2)」
- 2 「(6)」＝「各表側の(4)+(5)」
- 3 「施設介護の計(3)と計(6)」＋「居宅介護・介護予防等の計(3)と計(6)」
≦「第66(令和7年3月分)の介護支援給付(7)の人員(02)」

第71 世帯の労働力類型別被給付世帯数

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		現 に 給 付 金 を 受 け た 世 帯 数 (年 度 末 現 在)										
		単 身 者 世 帯					2 人 以 上 の 世 帯					計
		高 齢 者 世 帯 (1)	障 害 者 世 帯 (2)	傷 病 者 世 帯 (3)	そ の 他 の 世 帯 (4)	(再掲) 医 療 給 付 単 給 (5)	高 齢 者 世 帯 (6)	障 害 者 世 帯 (7)	傷 病 者 世 帯 (8)	そ の 他 の 世 帯 (9)	(再掲) 医 療 給 付 単 給 (10)	(1)~(4) (6)~(9) (11)
世帯主が働いている世帯	常 用 勤 労 者 (01)											
	日 雇 労 働 者 (02)											
	内 職 者 (03)											
	そ の 他 の 就 業 者 (04)											
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯												
働いている者のいない世帯												
計 (07)												

この表は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）により本年度末現在において支援給付を受けている世帯について単身世帯と2人以上の世帯とに分け、それぞれについて、世帯の労働力類型別に計上するものである。

記入要領

この表は、都道府県、指定都市又は中核市において、管轄する支援給付の実施機関の支援給付決定調書により計上すること。

一般的事項

1 本年度末現在において支援給付を受けている世帯について、支援給付決定処分の内容により分類して計上すること。

補 被支援世帯を支援給付継続のまま2以上の世帯に分離した場合にはそれぞれ該当する欄に計上すること。

2 保護施設事務費のみが支出の対象となっている場合は、計上しないこと。授産施設を利用している者については、保護施設事務費のみ支出の対象となっている場合であっても「支援給付の実施要領」（局長通知）第8-2-(5)-ウ-アにより生業支援給付を受けている者のいる世帯については、被支援世帯として含めて計上すること。

3 生活保護法第18条第2項（中国残留邦人等支援法第14条第4項により、特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例による。）の規定によるところの葬祭支援給付を受けた場合でも死亡した者の世帯を該当欄に計上すること。

4 市町村の廃置分合又は境界変更等に伴い、被支援世帯を管轄する支援給付の実施機関が変わった場

合は、当該被支援世帯に対する支援給付の実施責任のある実施機関において計上すること。

表 頭

現に給付金を受けた世帯数

単身者世帯

支援給付決定上の世帯人員が1人の世帯、若しくは世帯分離で受給者が1人となった世帯をいう。

補 表頭の世帯区分の2欄以上にわたって該当する時は、番号順の小さいものを優先して1欄のみに計上すること。

2人以上の世帯

支援給付決定上の世帯人員が2人以上の世帯をいう。

補 表頭の世帯区分の2欄以上にわたって該当する時は、番号順の小さいものを優先して1欄のみに計上すること。

高齢者世帯(1)(6)

男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯を計上すること。

障害者世帯(2)(7)

(1)、(3)、(6)、(8)以外で世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯を計上すること。

傷病者世帯(3)(8)

(1)、(2)、(6)、(7)以外で世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯を計上すること。

補 世帯主が傷病と障害を有している場合、障害者加算を受けていれば障害者世帯へ、在宅患者加算を受けていれば傷病者世帯へ、両方とも受けていない場合は主な要因の世帯とする。ただし、判断のつかない場合は障害者世帯に計上すること。

その他の世帯(4)(9)

表頭に掲げる(1)～(3)及び(6)～(8)の各欄のいずれにも該当しない世帯を計上すること。

(再掲)
医療支援給付単給 (5)(10)

本人支払額の有無にかかわらず医療支援給付単給の決定がなされているものを再掲として計上すること。

また、医療支援給付と併せて入院患者日用品費（介護老人保健施設の場合は、日常生活費）のみを受けている者又は入院患者日用品費、障害者加算及び介護保険料加算を受けている者並びに生活支援給付の被服費・家具什器費・移送費、住宅支援給付の住宅維持費・敷金、出産支援給付、生業支援給付の生業費、技能修得費及び就職支度費、葬祭支援給付等の一時的性格の支援給付を受けている者を計上すること。

※「医療支援給付単給の項」 210頁参照

表 側

世帯主

世帯主とは世帯の構成員のうち、その世帯の特定中国残留邦人等をいう。また、特定中国残留邦人等が死亡し、その配偶者が支援給付を受ける場合には、その配偶者が世帯主となる。

(労働力類型)

世帯主が働いている世帯

1 支援給付決定調書上世帯主の働きによる収入認定額が1円以上の世帯について計上すること。

なお、農業収入について世帯内のだれの収入とすべきか判然としない場合も原則として世帯主が働いている世帯とすること。

補 実際に就労していなくても、分割認定により収入認定が行われている農業世帯のような場合には「働いている者」となることがある。

2 労働力類型は支援給付決定処分の基礎となっている就業状況(支援給付の要否又は程度決定の根拠として就労収入が認定されている者の状況。)によって決定すること。

補 世帯主が2種以上の仕事をもっていた場合は次の順位によって一つを選ぶこと。

(1) 就労時間の長いもの。

(2) 就労時間がほぼ等しくて時間で決定し難い場合は、その就労に伴う収入の多いもの。

(3) (1)及び(2)によっても決定し難い場合は世帯主の申し出によること。

常用勤労者(01)

期間を定めず、又は1か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者を計上する。

補 近所の人の使い走り、子守り、留守番を親せき、知人等にときどき頼まれてこれに従事しているような場合で、受ける報酬が労働の対価というよりは謝礼又は友誼的受贈金と考えられる場合は「その他の就業者」とすること。特定のところへ数か月以上継続して頼まれるものの日当、就労時間等がおおむね定められ、受ける報酬が労働の対価として見られるような場合は、その就労日数のいかに関係なく、雇用期間が1か月以上であれば「常用勤労者」として分類すること。

日雇労働者(02)

日々又は1か月未満の契約で他人に雇われて、給料・賃金を得ている者を計上すること。

内職者 (03)

問屋、その他の者から、材料の全部又は一部の支給を受けて、家庭内で必要な加工を行い、その製品を注文主に納めて報酬を受ける者等であって、いわゆる内職とみなされる仕事に従事する者を計上すること。

なお、授産施設、小規模作業所等に通所又は救護施設に入所して収入を得ている者もここに計上すること。

その他の就業者
(04)

上記各分類のいずれにも該当しない仕事に従事して、収入を得ている者を計上すること。

補1 農業の自営、個人で営んでいる商店主等を計上すること。

補2 公共職業訓練施設において、訓練手当を受けている者も計上すること。

世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯(05)

世帯主の働きによる収入認定額が0円であって、配偶者の働きによる収入認定額が1円以上ある世帯を計上すること。

働いている者がいない世帯(06)

世帯主、配偶者ともに働きによる収入認定額が0円である世帯を計上すること。

補 収入認定額が1円以上あっても、それが仕送り、受贈金、財産収入等で働きによるものでない場合は「働いていない者」とすること。

審査要領

- 1 「計(11)」＝各表側の「単身者世帯(1)+(2)+(3)+(4)」＋「2人以上の世帯(6)+(7)+(8)+(9)」
- 2 「計(07)」＝各表頭の「(01)＋(02)＋(03)＋(04)＋(05)＋(06)」
- 3 「現に給付金を受けた世帯数の計(11)の計(07)」
≦「第66(令和7年3月分)の現に給付を受けたもの(1)の世帯数(01)」

参照条文

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(抄)(平成6年法律第30号)

第14条

- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法(抄)(昭和25年法律第144号)

(葬祭扶助)

第18条

- 2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。
 - 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
 - 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

第72 医療費の審査及び決定

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		知 事 審 査 結 果											
		基金審査結果		知 事 決 定						再 審 査 請 求		そ の 他	
				支 払 確 定		増 額		減 額					
		件 数 (1)	金 額 (2)(千円)	件 数 (3)	金 額 (4)(千円)	件 数 (5)	金 額 (6)(千円)	件 数 (7)	金 額 (8)(千円)	件 数 (9)	金 額 (10)(千円)	件 数 (11)	金 額 (12)(千円)
一 般 診 療	入 院 (01)												
	入 院 外 (02)												
	歯 科 診 療 (03)												
	計 (04)												

この表は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）により指定医療機関及び医療保護施設から請求された診療報酬及び施設療養費に関し、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が本年度中に決定を行ったものの審査及び決定の状況について計上するものである。

記入要領

この表は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）における中国残留邦人等支援法診療報酬明細書及び施設療養費明細書（以下「明細書」という。）の審査結果及び都道府県知事等が行った診療報酬請求額及び施設療養費請求額（以下「請求額」という。）の決定状況（以下「知事等審査」という。）を計上すること。

金額については、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。ただし、四捨五入の結果、金額欄が0千円となってしまう場合は1千円として計上すること。

一般的事項

- 1 都道府県知事等が請求額を決定した日の属する年度に計上すること。したがって、診療の行われた日の属する年度又は基金における審査の行われた日の属する年度では計上しないこと。
- 2 都道府県知事等が当初行った決定（以下「当初決定」という。）に過誤がある事を発見しても、本年度中に再決定しなかった時はそのまま計上すること。
- 3 本年度中に再決定した場合は、再決定した内容により計上し、「件数」は「1」とすること。

4 明細書について、入所による施設療養の場合は一般診療の入院欄に、通所による施設療養の場合は一般診療の入院外欄に計上すること。

補 診療報酬等について、調剤の場合は本表に計上しないこと。

表 頭

基金審査結果 請求のあった明細書で、基金における審査を経て都道府県、指定都市又は中核市に提出されたものを計上する。ただし、都道府県知事等が年度中に知事等審査したものとする。

知事決定 基金審査を経た明細書で知事等審査の結果、本年度中に請求額を決定したものを計上する。

支払確定
件数 (3) 本年度中に支払いが確定した「件数」を計上すること。

補 請求額を決定した後、当該決定の内容に過誤があることを発見し、本年度中に再び決定をした場合は、すでに報告されているので計上しないこと。

金額 (4) 本年度中に支払いが確定した「金額」を計上すること。

補 請求額を決定した後、当該決定の内容に過誤があることを発見し、翌年度以後に再び決定をした場合は、再決定が当初決定の金額に比べて増額であれば、その差額分を加え、減額であれば、その差額分を減じて計上すること。

増額 支払い確定したもののうち、本年度中に増額決定したものについて「件数」と増額された「金額」を計上すること。また、当初決定以後、本年度中に再決定をしたもののうち当初決定の金額に比べて、増額決定したものについて「件数」と増額された「金額」も計上すること。

減額 支払い確定したもののうち、本年度中に減額決定したものについて「件数」と減額された「金額」を計上すること。また、当初決定以後、本年度中に再決定をしたもののうち当初決定の金額に比べて、減額決定したものについて「件数」と減額された「金額」も計上すること。

再審査請求 知事等審査の結果、請求額を決定することができず基金に対して再審査を求めたものを計上すること。

補 基金審査結果のうち、再審査請求を行った件数・金額を計上するため、負の数が計上されることはないので、注意すること。

その他 知事等審査の結果、診療内容に伴う再審査請求以外の理由で、請求額を決定することができなかったものを計上すること。

件数 (1)(3)(5)(7)(9)(11) 上記各区分ごとの明細書の枚数を計上すること。

金額 (2)(4)(6)(8)(10)(12) 明細書最下欄の「合計」欄の点数による「金額」を計上すること。

審査要領

- 1 「基金審査結果件数(1)」 = 「支払確定件数(3)」 + 「再審査請求件数 (9)」 + 「その他件数(11)」
- 2 「基金審査結果金額(2)」 = 「支払確定金額(4)」 - 「増額金額(6)」 + 「減額金額(8)」 + 「再審査請求金額(10)」 + 「その他金額(12)」
- 3 「計(04)」 = 各表頭の「(01)+(02)+(03)」

第73 医療支援給付実施状況

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	入 退 院 患 者 数 (年 度 中)							
	入 院 患 者 数				退 院 患 者 数			
	給付金の開始	給 付 金 の 変 更		計	給付金の廃止	給 付 金 の 変 更		計
		入 院 外 医 療 支 援 給 付 を 受 け て い た も の	そ の 他			入 院 外 医 療 支 援 給 付 を 受 け る も の	そ の 他	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
精 神 病 (01)								
そ の 他 (02)								
計 (03)								

この表は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により本年度中に医療支援給付受給者で新たに入院、退院（介護老人保健施設退所を含む。以下同じ。）した患者数を病類別に計上するものである。

記入要領

この表は、支援給付決定調書等によりその総計としての表のみを都道府県、指定都市又は中核市において計上すること。

一般的事項

- 1 支援給付の決定処分をした日（実際に支援給付の実施機関の長が決裁をした日）の属する年度の区分により計上すること。（決裁主義）

補1 A実施機関で医療支援給付を受けている被支援者が、B実施機関管内に所在する指定医療機関に入院している場合であってもA実施機関で計上すること。

補2 入院又は退院に伴う変更の決裁がおくれた場合でも入院又は退院にかかる医療支援給付変更等の決裁をした日の属する年度に計上すること。

補3 同一人が本年中に入院した後退院し、入院外医療支援給付を受けていたが、再び入院した場合「入院患者数」は「2」、「退院患者数」は「1」とそれぞれの該当欄に計上すること。

- 2 医療施設を変った場合、又は介護老人保健施設から医療施設に変った場合でも医療支援給付が継続している場合には計上しないこと。

表 頭

入院患者数

給付金の開始(1)

新たに支援給付を受けることとなった者が開始と同時に入院の医療支援給付を受けるものについて計上すること。

補 他法、又は自費により入院していた者がそのまま入院の医療支援給付を受けることとなった場合も計上すること。

給付金の変更

入院外医療支援給付を受けていたもの(2)

入院外（訪問看護利用を含む。以下同じ。）の医療支援給付を受けていたものが入院の医療支援給付に変更されたものについて計上すること。

その他 (3)

「入院外医療支援給付を受けていたもの(2)」以外のものを計上すること。

補 医療支援給付以外の支援給付を受けていたものが入院した場合、支援給付の停止中のものが再開して入院した場合及び他法により入院していて入院患者日用品費を受給していた者が、そのまま入院の医療支援給付を受けることになった場合も計上すること。

退院患者数

給付金の廃止(5)

入院して医療支援給付を受けていた者が退院して支援給付廃止になったものを計上すること。また、退院はしなくても支援給付が廃止になった場合も計上すること。

給付金の変更

入院外医療支援給付を受けるもの (6)

入院の医療支援給付を受けていた者が入院外の医療支援給付に変更されたものについて計上すること。

その他 (7)

「入院外医療支援給付を受けるもの(6)」に計上したものの以外のものについて計上すること。

補 1 次の場合はいずれもこの欄に計上すること。

- (1) 入院の医療支援給付を受けていた者が退院後に医療支援給付以外の支援給付を受ける場合。
- (2) 入院の医療支援給付と入院患者日用品費の支給を受けていた者が他法により医療給付を受けることになったため入院患者日用品費のみの支給を受ける場合。
- (3) 支援給付が停止された場合。

補 2 2人世帯で、そのうちの1人が医療支援給付が廃止になった場合で、他の世帯員がなんらかの支援給付を受けている時は、この欄に計上すること。

表 側

病類の区分

1 「入院患者数」の病類の区分は、当該患者の入院時における支援給付決定調書上の病類により、また「退院患者数」の病類の区分は、退院時における支援給付決定調書上の病類により計上すること。

補 「精神疾患(01)」で入院し、「その他(02)」の病類で退院した場合は、「入院患者数」の病類は「精神疾患(01)」となり、「退院患者数」の病類は「その他(02)」となる。

2 精神疾患とその他の疾病とを合併している場合には、「精神疾患(01)」に計上すること。

審査要領

- 1 「入院患者数計(4)」＝「各表側の(1)+(2)+(3)」
- 2 「退院患者数計(8)」＝「各表側の(5)+(6)+(7)」
- 3 「各表頭の計(03)」＝「各表頭の(01)+(02)」
- 4 「入院患者数の給付金の開始(1)の計(03)」≦「第67の給付金支給開始決定(4)の人員(02)」
- 5 「退院患者数の給付金の廃止(5)の計(03)」≦「第67の給付金支給廃止決定(7)の人員(02)」